

◆ まちづくり・産業（道路、海岸河川・ため池、公園、上下水道、建築・開発、商工業、労働 など）

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
1	令和3年4月	歩行者専用道路の車両の通行について	朝霧南町の住宅と畑の間にある歩行者専用通路ですが、常に原付バイクが通っています。歩行者が通っていても侵入してくるので危ないです。車両が侵入できないよう、設置するポールを追加する等の対処をお願いできないでしょうか。専用通路が設置されて以降ひどくなる一方ですので切に願います。	ご指摘の箇所については、ポール等の追加は地下埋設物の状況により設置が難しいですが、通行時の安全確保の観点から、今回、注意喚起看板を設置いたします。 また、違反通行車両等の取り締まり等については警察の管轄となることから、明石警察へ本件内容を情報提供いたしました。 ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
2	令和3年4月	ユスリカの大量発生につきまして	この時期にユスリカに大変悩まされています。 玄関の出入り時に侵入してきて家中を飛び回り、死骸がたくさん落ちています。子どもがアレルギー体質なので心配です。家庭でできる対策にも限界があります。近隣からも同じような意見は出ていますでしょうか。明石市の方で何か対策をしていただけませんか。	ユスリカは水辺環境に発生する虫で、幼虫は水質改善に役立つともいわれていますが、その成虫が大量発生し飛び回る状況は、生活を送る中で大変不快なお気持ちになるものだと思います。水辺環境におけるユスリカの発生を抑制する効果的な方法につきましては、他都市でも大変苦慮していると聞いております。 今回のご意見につきましては、具体的な発生源のご指摘はございませんでしたが、近隣のため池周辺において同様のご意見をいただいておりますので、近隣の「雲楽池」というため池の管理方法や取り組みにつきましてご説明させていただきます。 雲楽池周辺では、近年、3月～5月頃にかけて多くのユスリカが発生しており、毎年、ため池所有者である「藤江村財産区」と、ため池管理者である「藤江水利組合」と連携を取りながら、定期的な草刈等、これまで様々な対策に取り組んでおりますが、残念ながらユスリカの発生を大幅に抑えるような効果を得ることは出来ておりません。今後も引き続き本市及び「藤江村財産区」、「藤江水利組合」におきまして、積極的に情報収集をおこない、「ため池」が地域と共存できるように取り組んでまいります。 雲楽池では毎年12月に「ため池クリーンキャンペーン」を開催しており、「ため池」の在り方について、地域の皆様と共に考える機会を設けております。一度、ご参加いただき共に考えていただければ幸いです。何卒、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。  財務室管財担当/産業振興室農水産課	財務室管財担当/078-918-5008  産業振興室農水産課 /078-918-5017
3	令和3年4月	隣接するマンション建設について	昨年、明石市に念願の新居を建てましたが、今年、隣の敷地に高層マンションが建つ事を知り、ゴミステーションが私達の新居の真横に設置される事を知らされました。 52世帯分のゴミともなると悪臭問題や、ゴミが散乱したり、ガラスビンなどの騒音、カラス、野良猫などがゴミを漁るなど、生活する上で衛生上好ましくないのは目に見えています。 私達がいくら主張しても、相手側はゴミステーションの位置を変えるのは難しいの一点張りで、真剣に考えてくれません。 明石市からゴミステーションの位置を再度検討する様に土地所有者に言ういただけませんか。	マンション建設(開発事業)におけるごみ置場の位置・構造は、ごみ収集作業の効率性や安全性を踏まえて、事業者と近隣住民等との話し合いによって決められていますので、再度、事業者と話し合いいただきますようお願い申し上げます。 市は中立な立場にあり、特定の方の意見や考え方を支持することができないため、話し合い等には関与できませんが、開発事業におけるごみ置場の位置・構造については、近隣住民等の理解があつて決定し、そのことを踏まえて事業者・市との開発事業に係る協議が完了するものと考えています。この際、事業者から、現状のごみ置場の位置・構造で近隣住民等の理解を得ることができた旨の報告が提出されますが、その真偽につき近隣住民の方に確認させていただくこともあります。	環境室収集事業課 /078-918-5780

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
4	令和3年4月	明石駅周辺の歩道バイク駐輪場が少なすぎます	<p>明石駅周辺の自転車不法駐輪は、自転車駐輪場整備で少なくなりましたが、自転車と同じような歩道に設置しているバイク駐輪場は駅南へ行かなければならず困っています。日中、歩道自転車駐輪場はガラガラです。自転車とバイクが駐輪出来る比率がおかしいです。駅周辺の歩道自転車駐輪場の空き状況の統計をとり、少な過ぎるバイク駐輪場へ変更して下さい。民間立体駐輪場ですら、バイク駐輪する台数が少ないです。駅周辺駐輪駐車事業を民間に委託してるそうですが、民間に伝えますじゃ駄目です。</p> <p>市役所はすぐ予算がと言いますが、必要以上に作った自転車駐輪場は、今となれば税金の無駄遣いであるため改善して下さい。意見に対して具体的に今後どうするのか調査して教えてください。よろしくお願いします。</p>	<p>ご存じの通り駐輪場・バイク駐車場の管理運営は民間が実施しておりますため、本市としては頂いたご意見を踏まえ、管理運営者に本市の方針を伝えることとなるため、ご質問に対しては、本市が回答可能な範囲でのお答えとなります。</p> <p>ご指摘の通り、一部の駐輪場・バイク駐車場の利用率が低いことは本市でも把握しており、長期間に渡り利用率が低い箇所については再検討が必要との認識はございますが、今後の動向を継続して見極める必要があると考えております。</p> <p>その理由として、ご存じのように世間では新型コロナウイルスの影響もあり、従前に比べると外出機会自体が減少傾向であり、駐輪場・バイク駐車場全般に共通して2019年に対し2020年には利用率の低下がみられるため、今まで以上に先行きが不透明な状況があります。</p> <p>そのような中、ご提案のあった駐輪場・駐車場の新築や用途変更については、一時的判断で「無駄使い」とならないよう、頂いたご意見のほか、生活様式や人口構成など利用者ニーズの移り変わりを中長期目線で慎重に見極めることが重要であると考えております。</p> <p>また、バイク駐車場に関しては、定期利用者と一時利用者それぞれのニーズ把握が必要なこと、また、駅北側で新たな候補地を設ける場合、地域や国・県と調整が必要な場合があるなど、市単体では回答できない内容であるため、様々な観点から検討が必要と考えられます。</p> <p>ただし、明石駅前のバイク駐車場の利用率は一部を除いてほとんどに余裕があるため、可能であれば既存のバイク駐車場をご活用いただくと幸いです。</p> <p>以上、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
5	令和3年4月	道路への植栽のはみ出し	<p>以前にも同様の案件で連絡した際、電話等でとても丁寧に対応してもらい、また、対象者に電話や手紙で何度も接触を試みていただきありがとうございました。</p> <p>しかし状況はその後も改善されず、余計に繁茂して落ち葉、木の実などで道路が汚れて困っています。ブロック塀も崩れそうです。道路法や民法で問題があることが明らかだと思うんですが、対象者に改善の意思がないようであれば強制代執行という手段はとれないでしょうか。</p>	<p>本件につきましては、前回ご連絡を頂いて以降継続対応してきたところですが、先日、何とか相手方と電話連絡がとれております。</p> <p>相手方から樹木の伐採やブロック塀の補修の意向は確認がとれたのですが、金銭的な面で話が進んでいないのが現状のようです。</p> <p>市としては、相手方に対して早急な実施を指導しており、今後も継続的に連絡をとらせていただきます。</p>	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
6	令和3年4月	林崎松江海岸から江井ヶ島サイクリングロード	<p>コロナの影響か、林崎松江海岸から江井ヶ島間のサイクリングロードには、散歩やランニング、サイクリングをしている人が沢山います。この道は幅が狭く、スピードを出して走行するロードバイクも多く見かけ、いつ事故が起きてもおかしくない状況です。</p> <p>せめて右側通行や左側通行などを表記する看板や、カーブミラー、歩行者や自転車に注意を呼びかける看板設置などを早期に行った方がいいと思います。</p>	<p>サイクリングロードは、兵庫県管理の姫路明石自転車道線で、姫路市と明石市を結ぶ自転車・歩行者専用道路となります。</p> <p>管理者である兵庫県にご意見を伝えたと、「今後、自転車利用者に注意を呼びかける看板の設置を検討します。」と回答を得ました。</p> <p>市としても、安全対策について兵庫県と情報共有を図っていきます。ご理解の程よろしくお願いいたします。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
7	令和3年5月	池だった新しい土地について	池だった土地を購入予定の者です。昨年末には着工開始できそうという話で契約をすすめてきましたが、市からの検査済証が出ず現在も建築開始に至っていません。一度書類の不備はあったそうですが、その確認を終え、土地開発の課長様までは書類が通っているから待てと言われてからさらに一ヶ月経過。未だに検査済証は届いていないとのこと。検査済証発行にそこまで時間がかかるもののでしょうか。発行が遅れているのなら明確な理由を教えてください、早急に対応して頂きたいです。	池であった土地を宅地利用するための造成工事につきましては、都市計画法に基づく開発許可を受けています。しかしながら、昨年末事業主が、許可内容と異なる工事を行っていることが判明しました。工事内容が許可内容と異なっているため、宅地の安全性は不明です。それを明確にするために、まずは事業主が宅地の安全性の立証を行い、市が許可基準に合致しているか審査を行う必要性があります。しかし、区域が大規模であるため、いまだその立証には至っていない状況です。事業主が安全な宅地と立証できれば、開発の検査済証が発行でき、建物を立てることが可能となります。本市では、この数か月間、事業主に対し、助言を行い、協議を重ね、事業が完了するよう最大限の協力を行っております。引き続き事業主と協議しながら、市民の皆様には安全な宅地で生活していただくことができるよう努力してまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。なお、事業主が必要な書類を全て提出し終えてはならず、検査済証の発行を待つだけという状況ではありませんので、念のため申し添えます。	住宅・建築室開発審査課/078-918-5087
8	令和3年5月	自宅付近の用水路、空き地について	子どもが自転車に乗っている時に誤って用水路にはまり怪我をしました。ここは農家の方が出入りするためか柵がなく、よく子どもが入って遊んでいるのを見かけます。とても危ないです。子どもが怪我をしたので、今後このようなことがないようにカラーコーンを置くとか柵を設置していただけると助かります。それと、我が家の向かいに空き地があり、その奥が草むらで高さがかなりあります。ガードレールもカラーコーンもないため、いつか誰かが落ちて怪我をしないかと心配しております。何か対策はできませんか。	現在、明石市では、水路の柵につきましては、道路から人が転落することを防止する目的で、概ね水路の深さが70cmを超える箇所において、転落防止柵を設置しているところです。当該箇所につきましては、水路の深さが50cmであり、現時点においては設置の対象外となりますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
9	令和3年5月	釜谷池群について	明石市大久保町高丘にある釜谷池群(岩蛇池、中笠池、稲葉池、釜谷池)はとてもいい散歩コースで、よく利用しております。こちらの散歩コースに景観を損ねない柵があれば、もっと安全に散歩ができると思います。特に小さい子どもを連れている時など、危ないところだけでも柵があればと思いましたので、提案させていただきます。	貴重なご意見ありがとうございます。釜谷池群(岩蛇池、中笠池、稲葉池、釜谷池)は、農業用ため池であり、この池の日常の維持管理は、ため池を農業用水の貯水池として利用している中之番水利組合が行っています。また、平成14年度に「釜谷池協議会」を設立し、水利組合と高丘連合自治会に加え、市漁業組合連合会なども参加して、ため池の保全活動を活発に行っています。さらに、毎年近隣小学校とも連携して、ため池学習を行い、直接ため池に入っかいぼり体験を実施するなどして、子供達がため池の魅力や危なさなどについて学ぶ機会を設けています。今回のご提案を受けて、転落防止柵の設置等についてため池を管理している水利組合にもお伝えしました。全面的な転落防止柵の設置はできませんが、釜谷池協議会と連携し、啓発看板の設置や、ため池学習に積極的に取り組んでいきたいと考えています。また、特に危険な場所があれば、部分的な転落防止柵の設置も検討します。今後もため池が地域の財産として地域に愛される存在となるよう、地域と連携を図りながら取り組んでまいりますので、ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。	産業振興室農水産課/078-918-5017

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
10	令和3年5月	水道管工事	水道管工事で困っています。 ・水道管破裂で朝早くから起こされる ・道路に立ってる警備員がしっかりと案内をしてくれない ・何も言わずに水道を止められて使えなくなる 市として何か対応は出来ないのでしょうか。	5月17日に自宅に伺い、頂いたご意見に対して説明及び謝罪を行い、業者への指導を含め今後の対応を協議し、ご理解をいただきました。	工務担当/078-918-5257
11	令和3年5月	たこバスの運転について	たこバスの運転を危険に感じました。停留所に止まる際バスはまだ動いているのにも関わらず、乗車扉と降車扉を開けていました。ほとんどの停留所でこの動きが見られました。 幸い、立っている人はいなかったものの、小さい子や高齢者の方が沢山利用する交通機関として不適切なのではないかと思えます。 たこバスは乗客にはバスが止まるまで席を立たないようにと安全のために注意喚起をしているのに、たこバス自身が不安全な行動をとっているのはどうも理解しがたいです。	このたびはたこバスの運行によりご迷惑をおかけし、申し訳ございません。ご指摘頂きました内容につきまして、運行事業者へ確認しましたところ、当該乗務員への聴取及びドライブレコーダーの映像によりご指摘の事実が確認されており、当該乗務員へは事業者より厳しく注意指導を行う旨報告がございました。また、当市としましても、他の乗務員を含め当該事案の共有を行い再発防止に努めるよう依頼いたしました。 以上、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5035
12	令和3年5月	企業EVバス普及	CO2削減と騒音軽減の為に、企業従業員送迎バスをEVバス導入を行うように各企業に奨励を行って下さい。 EVバス導入を行う企業には補助金の交付を行って下さい。	電気自動車(EV)などの次世代自動車の普及促進は、脱炭素社会実現に向けた重要な取り組みと承知しています。普及促進にあたっては、市民や事業者に対して、EV利用の啓発を行うとともに、購入に関する補助などの支援が合わせて必要と考えております。 現在、国や県において、運送事業者等の民間事業者がEVバスや燃料電池バスなどの次世代自動車を導入する際の支援制度(補助金)があります。市内の対象となる事業者の皆様にも、こうした国等の補助制度を積極的に活用いただけるよう周知するとともに、EVの積極導入など脱炭素化に資する取り組みの啓発を合わせて行ってまいります。	環境室環境総務課 /078-918-5029
13	令和3年6月	水道料金の支払いについて	水道料金も固定資産税と同じようにPayPayで支払いができるようにしてほしいです。	本市では、水道使用料の支払い方法として、銀行振り込み、クレジットカード払い、コンビニエンスストアでの支払いなどお客様の多種多様化するニーズに対応して参りました。 今回、お客様による「PayPay」「LINEpay」等の支払方法についても、さらなるお客様のサービスの向上を図るため導入を検討してまいりたいと考えますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	業務担当/078-918-5084
14	令和3年6月	朝霧川沿いの柵の隙間について	朝霧川沿いのコンビニ近くの川の柵で一ヶ所だけ幅の広い所があります。 子どもの頭が入って落ちないかととても心配になります。一度確認し、対策していただけないでしょうか。	意見者に「緊急対応で柵の隙間をトラロープで閉じたこと」、「今後お時間を頂くが、市が柵のやり替えを行うこと」を伝えてご理解を頂きました。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
15	令和3年6月	住民の農道通行禁止措置について	神戸市西区の農振法指定地域で農業専用地域ですが、明石市北部に接しているため、毎日明石住民が抜け道利用し、すれ違いができない場所も通行するため、農作業が満足にできない上に危険です。地区内の道路は法律上市道ですが実態は農道です。この問題を早急に改善するため、明石市において①金ヶ崎地区住民の西脇地区への抜け道通行量を調査するとともに、②当該住民に対し他の主要道路への迂回指導、③既存道路の拡幅工事や新たな道路整備(明石市が得意なため池転用活用)、④神戸市道路行政当局との調整、⑤周辺市町に影響を及ぼす無秩序な開発行政の見直しを行ってください。	①② 通り抜け車両の交通量調査及び通り抜け対策につきましては、現状の利用状況を確認し当方にて必要な対策を検討いたします。 ③ 既存道路の拡幅工事につきましては、現在当該地域の道路拡幅事業の予定はございません。ただし、幅員4m未満の道路に接する住宅の建替えを行う際は、狭あい道路整備事業を活用し、既存道路の拡幅等を行っております。 新設道路につきましては、明石市魚住町金ヶ崎地区から神戸市西区岩岡に至る東播都市計画道路西脇岩岡線が都市計画決定されております。しかしながら、当該都市計画道につきましては、事業化の予定がないのが現状でございます。また、都市計画道路事業は地域の方より用地のご協力をいただき事業を進めていくため、整備完了には長期の期間を要します。 ④ いただいたご意見を神戸市の担当部署と情報共有いたします。 ⑤ 今回賜りましたご要望も踏まえながら開発行政を進めてまいります。 以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
16	令和3年6月	大久保南幼稚園に入居する民間園への動線上の不具合について(2件)	①大久保南幼稚園に入居する民間園の玄関上(2階)に設置されている雨樋に雑草上のものが堆積しており雨天時に雨水が漏れ落ちてくる。 ②玄関に向かう際に通行する通路が、雨天の際ぬかるみがひどく歩にくい。	要旨①に対しては、施設包括管理担当で高所作業車を手配し、樋に溜まった堆積物を除去いたしました。 要旨②に対しては、通路に出来る水溜まりが通路横の排水溝に流れるよう、グラウンドの土を定期的に掻き出したり、臨時の流水溝の設置や通路表面を切削し浅い溝を作る等の検討をしております。	こども育成室/078-918-5247
17	令和3年6月	大蔵海岸のバイク乗り入れや受動喫煙に関して	アナウンスされているが一部の心ない人達に無視されている現状。これからファミリーで繰り出す機会が多くなるシーズンなので、トラブルが発生する前に撲滅に向けて次の対策をお願いします。規則を明確に掲示し、パトロール隊を繰り出し、違反者には過料を課すなど検討してください。	大蔵海岸公園では、関係法令に基づき指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れることや、タバコにつきましても全面禁煙となっております。また、利用者に対しては啓発看板の設置をはじめ、警備員の巡回や園内放送等により周知を図っているところですが、マナーの悪い一部の利用者の対応に、本市としても大変苦慮しているところです。皆様に気持ち良く楽しんで頂けるよう、引き続き、安全・安心な大蔵海岸公園づくりに努めてまいります。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
18	令和3年6月	歩道、通学路の危険だと思う箇所について	藤江駅から少し東に浜国から明姫幹線へ繋がる道路があります。車の通行量もありスピードも出ていますが、歩道が大変狭く、ガードレールもないため歩行者にとっては危険な箇所だと感じています。特に子どもを連れていて手を繋いでいても怖いと感じます。歩行者が安全に通行できるようご検討をお願いします。	ご指摘の道路は藤江小学校の通学路であり、車の交通量も多いことから、これまでに区画線、カラー舗装、車止め、啓発看板の設置などを行い安全対策に取り組んできました。 いただいたご意見につきましては、交通安全に関わるため、警察と協議し、現道の中で可能となる対策について、検討させていただきます。 ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
19	令和3年7月	皿池について	害虫対策の為、比較的草刈りも定期的に行われており、野焼きについても実施されている状態ですが、北側住宅地に面している部分は野焼きもされず、草刈りも放置されている状態です。どうしてでしょうか。また、野鳥の観察のために色々と施設管理をしているのかもしれませんが、鳥の糞害も大変ひどい状態です。飛んでくるものに対しては仕方がない部分もありますが、取られている対策があるならば教えていただけると幸いです。	江井島の皿池の管理についてお答えします。 草刈について、ため池管理者である江井ヶ島土地改良区に確認したところ、堤防の上部は大きな機械を使用しますが、法面の下の部分は、人力で草刈りをするため、現在残っているが順次実施するとのこと。住宅に面した部分の草刈りについて早期実施のご要望をいただいている旨お伝えしておりますのでしばらくお待ちください。 場所によって実施状況がちがうのは、土地改良区の中で分担を決めて実施しているため、草刈りの実施方法や時期が違う場合があるようです。野焼きについても住宅に面しているところは苦情が来ることが多く、実施を見合わせたり、時期を調整することもあるようです。 また、野鳥の糞害でお困りとのことですが、不定期に飛来する野鳥の糞対策は非常に難しく、有効な対策ができていないのが現状です。 その一方で「野鳥の観察のためにいろいろの施設管理を」とおっしゃられますように、この江井島皿池を含む東播磨地区は、温暖な気候に加え多くのため池があり、全国でも珍しく市街地住宅街であるにもかかわらず非常に多種多様な野鳥が数多く飛来し、それらを身近に観察できる貴重な場所でもあります。近年では明石ヘコウノトリの飛来を促すような取組や、近隣小学校の児童による環境学習の場にもなっており、自然環境保護にも積極的に取り組んでいる地域でもありますので、ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。	産業振興農水産課 /078-918-5017
20	令和3年7月	藤江駅自転車置き場について	過去の質問等で「自転車駐車場の整理業務を受託している一般社団法人シルバー人材センターには、駐輪スペースを有効活用した整理業務を行うよう依頼してまいります」とありますが、シルバー人材センターの方は路上の自転車の整理のみで、駐車場に置くように指示してない為、駅前に自転車が溢れています。	ご指摘いただきました山陽電鉄藤江駅近辺の自転車等整理につきまして、令和3年度よりシルバー人材センターの方を従来の1名から2名に増員して自転車等の整理業務を行っております。 しかしながら、駐輪場への駐輪促進啓発につきましては、日頃の啓発効果が十分出ているのが現状であり、ご迷惑をおかけしております。 シルバー人材センターに対しては、路上に駐輪する利用者と無用なトラブルを起こさない範囲で丁寧に声を掛けていただくようお願いしております。 藤江駅周辺の駐輪対策については、山陽電鉄、地域のまちづくり協議会・自治会とも意見交換をしており、特に地元の代表者等からは、「放置自転車禁止区域への指定(条例により即時撤去可能なエリアに指定)」等の強硬な方策は控えてほしいとの意見をいただいております。 今後の駅周辺の路上駐輪については山陽電鉄・地域の代表者と丁寧な対話を重ねながら協議を進めるとともに駅南駐輪場への誘導啓発を進めていきたいと考えております。ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
21	令和3年7月	明石駅南エリアに関して	案内看板が設置される以前は、路上ライブ等禁止エリアの看板が設置されていましたが、案内看板が設置されるとともに禁止看板が撤去されています。 生声は我慢出来る範囲ですが、音響機器を使って大音量で夜までされると、近所に住んでいる者にとって非常に迷惑です。 演奏者の目につく場所に路上ライブ等の禁止看板の再設置をお願いします。 それと同エリアは歩行者専用ゾーン、自転車走行禁止、押して通行してくださいと地面に描かれていますが完全に無視をした自転車が多数通行しています。 スピードを出している自転車も多いので危険です 駅北に派出所が有るのでから定期的に駅南に立って指導して欲しいです。	このたびはご意見等をいただきありがとうございます。 路上ライブを含む路上パフォーマンス等の道路使用許可および自転車の通行取り締まり等に関しては、警察の管轄となります。上記内容は、市も認識し警察と共同で取組を行う中、あらためて明石警察署へ同内容をお知らせするとともに、指導取り締まり等の強化を依頼しました。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
22	令和3年7月	屋根付きの公園を作ってください	現在二歳の娘を子育て中です。私は仕事が忙しく、休みがあっても雨が降るとなかなか公園で遊ばせることができません。娘は外で遊ばないと夜遅くまで寝ない事がありますが、同じような悩みを抱えている子育て中の家庭は多いのではないのでしょうか。屋根付きで照明のついている公園なら、雨でも仕事から帰ってきて暗くなっていても気にしないで遊びに連れて行けますし、夏場の熱中症対策にもなるので助かります。今ある公園の一部に屋根をつけるだけでもいいと思います。	現在、明石市緑化公園課では公園の安心安全の確保が課題となっており、樹木の剪定や除草に加え、老朽化した既存公園施設の修繕や改築が事業の中心となっています。公園施設を含め、新たな公園整備は限定的なものしか行っていないことから、公園に新たに屋根を設置する事業の優先順位は低いものと考えます。屋外の公園ではありませんが、明石駅前のパピオス5階に大型遊具や約3万個のボールプールなどを備えた小学生以下の子どもが利用できるスペース(「親子交流スペースハレハレ」)がございますのでよろしければご利用ください。現状の明石市の公園整備につきましては上記のとおりですので、ご理解賜りますようお願いいたします。貴重なご意見を頂戴し、ありがとうございます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
23	令和3年7月	公園のボール遊びについて	小さい子どもが遊具や砂場で遊んでいる近くで小学生集団がサッカーボールを蹴って遊び始めた事が何度もありました。当たりはしなかったですが、見ていて危ないと思いました。ボール遊び禁止にしてしまうのはかわいそうですが、その公園はボール遊び用の広場があるのにわざわざ幼児用の遊具で遊んでいたため、小学生と幼児が分けて遊べるように大人が注意しやすい看板を立てて欲しいです。	公園の名称が記載されていませんが、内容等から朝霧公園と思われるため、朝霧公園として回答いたします。現地を確認したところ、ボール遊びや公園利用に関する看板は設置されていませんでした。つきましては、看板を設置し、危険なボール遊びをなくすとともに、譲りあって公園を利用していただけよう、啓発してまいります。この度は、貴重なご意見をいただきありがとうございます。今後、市民の皆様が安全安心で快適に利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
24	令和3年7月	信号機の設置希望	大久保駅北側、スーパーから少し東に入ったところに道路が延伸されましたが、歩行者が多いのに信号設置がなく、ベビーカーで歩いている際に危険を感じております。信号機の設置のご検討をお願いいたします。	このたび、ご要望いただきました交差点は、地元の方からも交通安全対策を望む声が多く寄せられています。また、地元自治会からは明石警察署に交通安全対策に関する要望書を提出しています。信号機新設や横断歩道新設などの交通規制に関する内容は、明石警察署及び兵庫県警察本部の所管になりますので、このたびご要望いただきました内容(個人情報伝えていません。)は7月9日に明石警察署の交通規制担当者の方にお伝えさせていただきました。明石市においては、この交差点の交通安全対策については注視しているところで、昨年度、明石警察署と合同で、交差点の交通安全対策として交差点中央部に赤色舗装と交差点の手前の道路に啓発看板を設置し、ドライバーが交差点であることを意識してもらえるような対策を講じました。また、見通しの悪いところにはカーブミラーを設置しました。今後も明石市はこの交差点の交通安全対策向上にむけて、明石警察署、地元自治会と協力して対策に取り組んでまいります	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
25	令和3年7月	カーブミラーが樹木により視認できません	カーブミラーについて、民家の樹木の枝葉により視認できなくなりました。子ども達の通学路でもあり、自動車等から見えなくなってしまう危険性があるかもしれないので対応してください。	ご連絡を頂いた翌日(7月8日)に相手様方を訪問の上剪定を依頼していたところ、昨日(7月15日)剪定済みであることを確認しております。今後とも、防犯・交通安全等にご協力頂けましたら幸甚に存じます。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
26	令和3年7月	朝霧幼稚園のさくらの木の枝払いをしていただきたい	朝霧幼稚園の桜の木の枝が伸びて信号機が遠方から全く見えない状態です。 すみやかに桜の木の枝払いをして視認性を確保してください。	ご意見を踏まえ、近日中に、信号機の現示確認に支障となっている樹木の剪定を行います。ご理解賜りますようお願いいたします。	こども育成室/078-918-5247
27	令和3年7月	上が池公園の自転車走行を厳禁にしてください	上が池公園の中に、自転車走行を禁止するお知らせがありますが、土日は小学生達が園内の歩道を自転車で爆走しています。 自転車走行は絶対にダメだと公園を利用する全員にハッキリわかるような看板を目立つ場所に作ってください。	ご指摘のあった上ヶ池公園の自転車走行の件について、平日及び土日に現地を確認いたしました。啓発の看板については、公園の利用者からより見えやすいように設置いたします。また、巡回の際に自転車で通行されている方を発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行ってまいります。これからも、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
28	令和3年7月	禁煙立て札を立てて欲しい	西明石こだま公園にも上が池公園と同じ様な禁煙立て札を立てて欲しいです。	公園内での喫煙について、緑化公園課が管理する公園では、令和2年4月1日より全面禁煙となっております。 受動喫煙を防止し子供が安心して遊べるよう、禁煙看板を設置し啓発します。また、巡回の際に喫煙者を発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行ってまいります。 これからも、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
29	令和3年7月	JR大久保駅北側街灯	7月15日午後1時30分に、市役所に電話にて連絡を入れましたが7月17日午前9時現在、未だ対応されておりません。JR大久保駅北側ロータリーの街灯が昼間点灯し、夜間に消えております。 電話でも、夜間が暗いので早急に対応していただくようお願いいたします。	ご通報頂いた7月15日に業者へ修理依頼を行っていましたが、JR大久保駅北側ロータリー周辺の街灯は複数の街灯に連線しているため、原因箇所の特定に時間がかかりましたこととお詫びいたします。 なお、原因の特定には至りましたが、点灯時間を制御する交換部品の入荷にある程度の時間がかかることが判明したため、市民の皆様を最優先し、7月19日(月)より、修理を終える期間まで、昼夜問わず点灯する措置を取らせて頂いております。 修理に多少のお時間を頂きますが、ご理解のほど、よろしくお願い致します。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
30	令和3年7月	大蔵谷駅のバリアフリー化について	市民から大蔵谷駅は未だにエスカレーターもエレベーターもなく、近くを走る大蔵海岸路線のバスも廃止されたと言う質問に対して、バス路線に関しては復活、引き継ぎ出来るように検討する。大蔵谷駅は1日の平均利用者が少ないこともありバリアフリー化が出来ていない。また順次対応していくという回答が書かれているのを見ました。 某明石市議会議員に同じ内容を質問しました。 議員からの回答は「バスの路線が廃止されたのは利用者が少ないから仕方がないこと。大蔵谷駅に関しては、駅南側は2号線。北側は車が1台通れるだけの狭い道路なので工事をするスペースがない」でした。 特に市議の回答から推察すると、廃止された路線に関しては復活はありえないように感じますし、大蔵谷駅についても工事が出来ないからバリアフリー化は無理。と聞こえます。	まず、大蔵谷駅のバリアフリー化についてですが、駅舎のバリアフリー化につきましては、1日当たりの利用者が、3,000人以上の駅を優先して整備を行っていましたが、誰もが使いやすい公共交通環境の向上を目指し、今後、3,000人未満のバリアフリー化が未実施の駅につきましても、順次整備を進めるよう鉄道事業者に要望しているところです。 しかしながら、市内において、1日当たり3,000人未満で、バリアフリー化未実施の駅は、大蔵谷駅を含め5駅あり、バリアフリー化の工事は多額の事業費を要することから、すべての駅で整備着手することは、困難であるため、利用者数などを勘案しながら、鉄道事業者をはじめ、国、県とも調整し、優先順位をつけながら計画的に整備を進めることとしております。 なお、大蔵谷駅につきましては、現時点では、具体的な実施計画はありませんが、駅南側は国道2号、北側はJRに挟まれており、実際の工事着手にあたっては、作業に必要な土地の確保については、課題の1つとして検討することになると考えております。 次に、大蔵海岸路線を運行するバス路線(旧山陽バス67系統)についてですが、こちらの路線は、利用が低迷しており、運行事業者において運行を継続することが困難であることから令和3年4月1日より休止となっております。 当市としましては、他事業者を含め、運行再開に向けた働きかけを継続しておりますが、現状においては、事業者より運行再開に向けた具体的な動きはなく、今後も継続して働きかけを進めてまいります。 以上、ご不便をおかけしますが、ご理解賜りますようお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5035
31	令和3年7月	明石港ジェノバライン駐輪場整備の件	明石港前の駐輪場の整備をお願いします。 昨今のサイクル人気もあり淡路島への自転車の乗降がかなり増えていますが、一時駐輪する設備が少なく商店等を利用しようとしても困難な状態です。 特にスポーツ用自転車のほとんどは駐輪用のスタンドが無いので対応した設備の設置を希望します。 自転車利用者が商店を利用しやすくする事で振興にもつながりますので是非とも検討願います。	JRを除く山陽電鉄沿線各駅、ジェノバライン付近については、主に通勤・通学といった目的で利用される方へ向け、市で無料駐輪場を設置しております。 また、希望のあった商店付近でのスポーツ用自転車の駐輪用のスタンドにつきましては、明石駅付近には公益財団法人自転車駐輪場整備センターが管理・運営を行うラック式の有料駐輪場が数カ所あります。ラック式であれば、スタンドの無い自転車でも問題なく駐輪が可能だと確認しております。 お手数をおかけ致しますが、明石市のHPに公共の駐輪場について詳細を記載しておりますので、目的地周辺の駐輪場をご活用くださいますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
32	令和3年7月	甲池グラウンド使用者のマナー	グラウンドを使用している方の路上駐車が、グラウンド端から端ぐらいまで止めてあり、歩行者の邪魔です。スーパーに買い物に来られる車も多く危険です。使用時には道に止めない様にするなど何とかしてください。	公園利用者の路上駐車によって周辺道路の通行の妨げになることや、飛び出しによる交通事故などの危険があるため、以前より路上駐車対策として、啓発看板等を設置しているところです。また、いただいたご意見を踏まえ、グラウンドの利用団体への注意喚起も併せて行ってまいります。 これからも市民の皆様にご安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
33	令和3年7月	大久保近辺を走るたこバスについて	利用する頻度は高いですが、毎回4分～5分遅れてきます。客が乗っていない時も遅れて停留所へ到着します。時刻設定している意味がないと思います。遅れているのはわかっていると思うので、時刻表改定されてはどうかと思います。	<p>お客様には運行の遅延によりご迷惑をおかけし、申し訳ございません。お問合せを頂きました内容について、大久保周辺のルートを実行する事業者を確認しましたところ、以下のとおり回答がございましたのでご査収ください。</p> <p>【神姫バス株式会社】(運行ルート: 谷八木、江井ヶ島) いつもご利用ありがとうございます。 バスの運行に関してこれまでも定時運行に努めてまいりましたが、お問い合わせのようにご迷惑をおかけしているのであれば、今一度時分調査をさせていただき改善をはかりたく存じます。つきましては、お客様の乗降されているバス停名、行先、ご利用頻度の多い時間帯等お知らせいただきたくお願い申し上げます。今後とも定時運行に努めて参りますのでご利用のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>【明正キャブ株式会社】(運行ルート: 松陰、大久保南) 日頃は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。 先日のお問合せを拝見いたしまして、弊社にて大久保近辺を運行している大久保南ルート及び松陰ルートの時間遅れの状況確認を行いました。終点の大久保駅南口への到着時間の恒常的な大幅な遅延は見受けられませんでした。 ただ、始発バス停からルート内バス停を経由する中での遅延は、交通事情や信号、お客様の乗降数などの日常的に変わる状況に応じ、少なからず発生しております。 お客様のご利用頂いているルート、および乗車されている区間がわかれば、さらに詳細に調査検討ができると思いますので差支えなければ教えていただけないでしょうか。 よろしく願いいたします。 当市としましても、具体的なご利用ルートや時間帯等をご教示いただければ、現状について運行事業者と確認を行い、運行ダイヤの改善を検討してまいりたいと考えております。 以上、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>	都市整備室都市総務課 /078-918-5035
34	令和3年8月	鳥羽ジンチョウゲ公園の柱工事について	鳥羽ジンチョウゲ公園の柱について、数ヶ月前から工事中との張り紙がされて立ち入り禁止用の柵がされていますが、最近では柵も倒れており危険です。早めの対応をお願いします。	<p>鳥羽ジンチョウゲ公園の藤棚の柱工事について回答させていただきます。 藤棚の支柱については、今年の4月に欠損が確認されたため、安全対策として、立入禁止を行いました。現在、施設の改修に向けて検討を行っており、早期の完了を目指しているところです。 立入禁止の柵については、現地を確認したところ倒れていることを確認しましたので、復旧を行いました。今後も定期的に確認をしてまいります。 今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p>	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
35	令和3年8月	明石市の海岸におけるジェットスキーについて	ニュースで取り上げられた危険なジェットスキー走行の件は何年も前から。子どもが危険な目にあっているし、釣りをしても目の前おかまいなし。 明石市の海岸での走行は条例で全面禁止にすべきではないのか。 早急に全面禁止決定を望む。	水上バイク(ジェットスキー)につきまして、明石市は取り締まり権限を有していないことに加え、一般海岸において水上バイクの航行を排除・規制することは法律上できないと聞いています。 このため、条例により航行を全面禁止にすることはできませんが、兵庫県の「水難事故等の防止に関する条例」により、遊泳者等に水上バイクを接近させるなど危険を及ぼす行為をしてはならないことが定められています。 本市といたしましても、遊泳者との事故を未然に防ぐため、取り締まり権限をもつ神戸海上保安部に巡回や指導強化をお願いしているところです。加えて、大事故につながりかねない無謀な危険運転に対し、条例の厳罰化を兵庫県に求めてまいります。 今後、海での危険行為等を目撃された場合は、神戸海上保安部(118番)に通報をお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
36	令和3年8月	明石市の卸売市場西の交差点の街灯について	卸売市場西の交差点、北西の街灯の根本が錆びて、所々穴が空いています。 危険かもしれないと思い連絡させていただきました。 甲池公園やスーパーに行くのに頻繁に人が通るので、修繕をお願いします。	現地を確認したところ当該街灯は、明姫幹線にある道路照明で根元にある複数の穴も確認致しました。 なお、所管先が兵庫県東播磨県民局加古川土木事務所となりますので、所管先へ状況を報告しております。 どうぞよろしくお願い致します。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
37	令和3年8月	雲楽池の利活用施設(平地造成等)の整備	雲楽池の利活用計画は放置されているのでしょうか。 雲等池のユスリカ対策として有効な解決策はあるのでしょうか。 雲等池は消防本部・消防署に隣接する場所であるので、平地造成して、大規模災害発生時に災害活動用の車両基地や物資機材の保管基地として使用し、平時には、駐車場や多目的グラウンドとして使用することを提案します。 市民が利用できる屋外のバスケットコート及びスケートボードパークを設置することを提案します。	雲楽池については、平成30年3月の回答以降、詳細な調査を実施した結果などにより、現在のところ防災対策事業の緊急性が低いことが判明しました。その結果を受けて、雲楽池の所有者である財産区、管理者である水利組合など地元の方々との今後の維持管理保全、将来の在り方について、引き続き話し合いを進めているところです。 一方、ユスリカについては、毎年多くの苦情、要望をいただいておりますが、ため池管理者と協力しながら、これまで様々な対策を講じてきましたが、抜本的な対策には至っていない状況です。 水辺環境において、ユスリカ等の発生を抑制することは、本市のみならず、他都市においても難しい状況になっておりますが、引き続き、地域と連携を図りながら、少しでもユスリカの発生を抑えるよう取り組みを進めてまいります。今年度は、例年より冬期の池干し期間を長くすることで、少しでもユスリカの発生を抑えることを予定しています。 今後、ご提案いただいたような活用方法も含め、将来にわたって雲楽池をどのように残すのか、活用するのかなどについて、地域の皆様の意見をお聞きしながら検討してまいりたいと考えています。	産業振興室農水産課/078-918-5017  財務室 管財担当/078-918-5008

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
38	令和3年8月	車道及び歩道の除草をお願いします	和坂2丁目交差点から大久保町大窪925-11交差点付近までの車道及び歩道の除草をお願いいたします。 車道側溝からグレーチング上に伸びた雑草を根元から取り除いていただけないでしょうか。 車道も歩道も雑草が多く通行の妨げになって危険です。 この区間は、複数の小・中・高の通学路でもあり、歩行者や自転車での利用も多いので願います。	市が管理している道路の除草については、利用者の安全を最優先として、職員が定期的に市内の巡回パトロールを行うとともに、過去の除草履歴を参考にしながら、適正な時期に除草を行うことに努めています。当該区間については、9月中を目途に作業完了予定で業者に指示済みです。 車道側溝・樹のグレーチングから生えている雑草の除草について、大雨時の雨水排水機能を確保するために側溝・樹の清掃を行うことは非常に重要な作業であると考えています。当該区間の車道側溝については、巡回パトロールや自治会様の要望により、令和2年度、令和3年度に樹の清掃を行っている区間もあります。この度いただいたご意見を踏まえて、当該区間のうち、令和2年度、令和3年度に清掃を行っていない区間を中心に車道側溝・樹の点検を行い、清掃が必要な箇所を選定し、順次、実施していきます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
39	令和3年8月	私有地から公道に越境する木の伐採、植木鉢の撤去について	民家から木の枝が伸び、公道の通行の障害になっています。それに加え、道路沿いに植木鉢が置かれており、車と通行人、自転車などがスムーズにすれ違うことができない状態です。 所有者の費用負担で伐採・撤去することになると思われますが、通行の邪魔になっている木や植木鉢を撤去するよう指導願います。	お問い合わせいただいた箇所を現地確認のうえ、先日8月30日に所有者を訪問、剪定および植木鉢等の撤去を指導しました。所有者からは「今より少し涼くなった時期に行います」との回答を得ましたので、少々時間を要しますが、いま暫くお待ちくださいますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
40	令和3年8月	松陰山手地区の公園の充実化	松陰山手地区では、開発が進み多くの住宅が建ち並び、多くの子ども達で賑わっています。 松陰山手公園がありますが、小学生はボール遊びに励んでおります。公園の規模は小さく、ボール遊びには幾分不足しており、小さい子ども達には、危ないので、公園を満足に利用する事が出来ません。さらには、子どもの数に対して公園は一つであぶれた子ども達は道路で遊ばざるをえなく大変危険な状況です。 そこで提案があります。松陰山手地区の川沿いに広い田んぼがあります。その土地を公園にしてほしいです。要望としては、広場を広めに取り、小学生がボール遊びをしても大丈夫なようにしてほしいです。	土地区画整理事業(松陰山手地区)においても、一般的な開発事業と同様に、開発規模(面積)に対する一定割合の公園(面積)が確保されています。明石市緑化公園課としては、子供が安全に安心して伸び伸びと遊べる公園を増やしていきたいと思っておりますが、現在は、新たに土地を買収しての公園整備は行っており、区画整理事業による公園や民間開発による帰属公園及び寄付等無償での用地提供がある場合のみ公園を新設している状況です。 今後、お近くの田畑など遊休地となっている土地について、無償借地や寄付のお話があった場合には、公園の新設を検討してまいりたいと思います。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
41	令和3年9月	信号なしの交差点について	ゆりのき通東公園横の信号なしの交差点ですが、車で一旦停止した後、曲がろうとすると自転車や歩行者が斜め横断や急にスピードをあげて横断歩道を通り過ぎるといったことが多々あります。 気をつけてますが自転車や歩行者のマナーも悪いと感じますし、事故になる可能性が高く感じています。 出来れば信号機の設置を切に希望します。	信号機については、兵庫県警が交通量や事故の有無など、必要性を考えて設置するものになり、判断材料のひとつとして地域の方々から望んでいるのかも大事になります。 個人で警察へ要望を上げるのではなく、まずは、地域の自治会で要望するのかどうかを話し合うことが必要になるかと思えます。 お問い合わせをいただいた交差点は、隣接自治会との境目となる交差点でもありますし、自治会から大久保南小学校区連合自治協議会へ相談されるのも良いかと思えます。 それにより意見がまとまれば、地域の総意として、自治会から兵庫県警(明石警察署)へ要望書を出してもらい流れになろうかと思えます。 なお、こちらの交差点は今年度、交通安全対策として交差点改良(横断歩道設置など)を行う予定となっており、明石市では今後も交差点の交通安全対策について注視して参ります。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
42	令和3年9月	水上バイクについて、	9月5日の出来事ですが、危険な水上バイクの運転が絶えません。運転ばかり問題になっていますが、藤江海岸のビーチを大きなテント8台くらい立て、砂浜に水上バイクを10台以上並べて占領し、1日中遊んだゴミはそのままビーチに放置、BBQのコンロや網や炭もタバコも放置です。条例で水上バイクの接岸場所など決めていただけませんか。二見の人口島の工場地帯のみ使用や、明石の海では使用不可でも問題無いと思います。ご対応宜しくお願い致します。	水上バイク(ジェットスキー)につきまして、明石市は取り締まり権限等を有していないことに加え、一般海岸において水上バイクの航行を排除・規制することは法律上できませんが、兵庫県「水難事故等の防止に関する条例」により、遊泳者等に水上バイクを接近させるなど危険を及ぼす行為をしてはならないことが定められています。今後につきまして、遊泳者との事故を未然に防ぐため、取り締まり権限を有する神戸海上保安部をはじめ関係機関と連携を図りながら、みなさまが気持ちよく、そして安全・安心に利用していただける海岸づくりに努めてまいります。また、バーベキュー等のゴミの放置等につきましては、利用者のモラルやマナーによるところが大きく、本市としましても対応に大変苦慮しているところです。引き続き、海岸管理者の兵庫県と連携しながら、近隣の方にご迷惑をおかけしないようにするなどの啓発等を行ってまいります。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
43	令和3年9月	木の枝や葉が道路にはみ出してる	民家から道路にはみ出した樹木が繁茂しているので、剪定が可能ならお願いしたい。無理な場合、樹木の伐採をそのお宅に言って欲しい。手入れが出来ないなら植えないよう言って下さい。車に葉や枝があたり傷がつき困ってます。	ご意見のありました箇所については、9月17日(金)に、民地内から市道上へ伸びた樹木を現地確認しました。民地内の樹木は、その所有者が剪定等を行う必要があるため、現地確認の際、所有者宅を訪問し樹木の剪定と適正な管理を依頼しました。その後、9月27日(月)に再度現地訪問したところ根元からの伐採を確認いたしました。	道路安全室道路総務課/078-918-5031
44	令和3年9月	明石市の交通マナーについて	明石市に毎日車で通勤しています。特にバイクのマナーが非常に悪く、信号待ちの列を追い抜く為に対向車線に出て逆走する、また側道で信号待ちなのにも関わらず、赤ボールの間をすり抜け本線に割り込む等、これまでに何度もヒヤリとした経験があります。明石警察と協力して市をあげて何とか対策を考えてはもらえないでしょうか。	明石市では、歩行者・自転車を中心に常に交通安全活動・啓発を行っております。また、明石警察をはじめ関係団体の協力のもと、ドライバー向けの交通安全教室や交通安全啓発のイベントを実施しているところです。ご意見をいただいております二輪車の対向車線での逆走・割り込み等交通違反については警察が取り締まりを行うものとなりますので本件につきましては明石警察へ伝達するとともに、違反行為のあった日付、場所、時間帯等を教示していただけるのであれば、改めて取り締まり強化を要望いたします。	道路安全室交通安全課/078-918-5036
45	令和3年9月	魚住駅ロータリーについて	タクシーだけが優遇され、一般車両が入りにくい状況になっています。タクシーの客待ち駐車も1つの要因になっています。乗り場を移して、ロータリーへは降車のみをしている市がありますので参考にして実施して欲しいです。	JR魚住駅のロータリーについては、 ①公共交通の利用を促進させ、渋滞緩和や環境負荷の軽減を図る ②障害者や高齢者などにも安心して利用できるバリアフリーに配慮した施設整備を基本方針として整備いたしました。その結果、限られた駅前広場の中において、バス乗降場やタクシー乗車場の公共交通スペースと障害者用の停車スペースを配置しています。以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
46	令和3年9月	東仲ノ町交差点北側道路の交通事故抑制の提案	東仲ノ町交差点北側のアスピア明石駐車場入口付近の横断歩道では、たびたび交通事故が発生しているのを見かけることから、安心して横断することが難しいです。 この交差点には、停止線があるにも関わらず停止せずに通行する自動車が多いこと、アスピア明石の駐車場出入口とT字路があり交通の動きが複雑で予測困難なこと、信号機や減速用の設備(スピードバンプなど)がなく、また、南側の東仲ノ町交差点の青信号に間に合うよう加速する自動車が多いこと、交通を監視するカメラがないことなどの要因が交通事故の発生に繋がっていると思われます。 対策としては、信号機やスピード抑制設備(バンプ、狭さく)の設置や、交通規制の実施、抑止力としての防犯カメラの設置などが考えられます。 対策には兵庫県警察や国土交通省との調整が必要と思われる。市長及び都市局の皆様の皆様のお力をもって、対策を講じていただけると幸いです。	信号機、横断歩道、一旦停止など交通規制に関することは明石警察署となりますので、このたびいただきましたご意見については明石警察署にお伝えさせていただきました。 明石警察署からの道路交通に関する道路施設の改善要請や市の道路パトロールにより施設機能の復旧が必要な場合には、道路施設の管理者明石市として改善整備に取り組みます。 もとより横断歩道は歩行者優先であり、ご存知のとおり自動車等の運転者には横断歩道での減速義務や停止義務があります。過年度には明石警察と連携し歩行者優先の啓発活動を行い、さらに昨年度からは歩行者優先のステッカーを作成し、市公用車をはじめ市内の企業・団体の協力のもと、1600台を超える車両に貼り付け、市内全域での啓発活動を展開しているところ。今後も運転者のマナー向上を図るとともに、通行者の往来と車両交通が多い商業地域にあるこの南北道路(市道丸山下19号線)の交通安全について、明石警察署と連携して注視して参ります。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
47	令和3年9月	バス停の街灯について	現在朝霧小学校から神姫バスを利用しています、9月に入り朝晩が暗くバス停には街灯がなく時刻表も見えない状況です。 防犯上危ないので出来れば街灯などの設置は難しいのでしょうか宜しく願い致します。	朝霧小学校バス停につきましては、管理しております神姫バスに連絡したところ、上屋に設置されている蛍光灯が切れていたため、10月1日に蛍光灯の取り換えを行ったと報告を受けております。 ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
48	令和3年9月	特定建設作業届出先について	特定建設作業の提出先が往復できる公共機関は、大久保からのバス1日2本のみです。 会社がタクシー清算を認めていないので、明石市に特定建設作業提出の為に毎回数千円のタクシー代自腹で払っています。 以前の様に明石市役所提出で何が問題あるのか納得できる回答お願いします。	環境保全課へお越しの際に、公共交通機関が少ないことから、大変ご不便をおかけして申し訳ありません。 環境保全課では、来庁が困難な届出者の方から相談があれば、適宜、個別対応を行っております。 お困りの際には、環境保全課(TEL:078-918-5030)までご連絡ください。何卒、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030
49	令和3年9月	林崎からの海沿いの舗道について	林崎から江井ヶ島の海岸沿いの遊歩道をよく利用しています。 休日はランナーやウォーキングの人が多く、自転車で走行している人も多います。 休日は自転車の走行を控える様にすれば安心して利用できます。最近自転車での事故が多いので対策をお願いします。 上ヶ池の公園では自転車での走行を禁止していますが結構走行しています。 立て看板だけでは無理と思われる。 自転車は基本車道通行だから歩道を行くなら降りて歩く様にすれば安全だと思います。	【遊歩道】とは兵庫県管理の姫路明石自転車道線で、姫路市と明石市を結ぶ自転車・歩行者専用道路となります。 管理者である兵庫県にご意見を伝えたところ、「自転車利用者に注意を呼び掛ける看板の設置を検討します」と回答を得ました。 市としまして、安全対策について兵庫県と情報提供を図っていきます。 ご理解のほどよろしくお願いいたします。 道路安全室道路整備課  上ヶ池公園内の自転車走行について、注意看板を公園利用者から見やすいように設置し、啓発をしているところですが、ご指摘の意見も踏まえ、巡回の際に自転車で通行されている方を発見した場合には、声掛けによる注意喚起を行うなど、より効果的な啓発方法について検討してまいります。 今後も、市民の皆様にご安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034、 都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
50	令和3年9月	野々池貯水池の雑草について	野々池貯水池の周回路の雑草が一番ひどい状況です。除草お願いいたします。	野々池貯水池敷地内の除草、剪定については、夏季及び冬季の2回実施しています。該当箇所は冬季に実施する予定ですので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。	浄水担当/078-918-5068

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
51	令和3年10月	松江海水浴場について	<p>コロナ禍の影響もあり、海水浴場に多数の人達が来ていますが、中には非常にマナーが悪い人達もいます。持ち込んだゴミを放置したり、埋めたりしています。埋められた花火の棒でケガをした人もいます。</p> <p>ビーチクリーン活動のボランティアが定期的に清掃してくれていますが、無数のゴミに追いつきません。ボランティアさんの中には、小さなお子さんも清掃しています。そんな子どもを横目に良い大人がゴミを放置して帰っていきます。行政の力でゴミの放置を減らす方法や埋められたゴミの清掃活動をお願い出来ませんか。安全に遊べる海水浴場にしてください。</p>	<p>本市では、ゴミの持ち帰りや砂浜を汚損しないよう啓発看板を設置し、利用者のマナーやモラルの向上に努めているところです。特に利用者が多い夏季には、警備員を配置し、バーベキュー等の利用マナーの啓発も行っています。また、毎週実施している海岸パトロールでは、ゴミ等の状況を確認し、場合によってはビーチクリーナーという特殊車両を用いての回収も行っています。</p> <p>このような中、日常の清掃につきましては、地域の清掃ボランティアの皆さまなどに軍手やゴミ袋の清掃資材を提供し、ご協力をいただきながら、きれいな海岸づくりに努めているところです。本市としましても、利用者のマナーやモラルの対応に大変苦慮しているところではございますが、引き続き、より快適で美しい海岸を守れるよう努めてまいります。</p>	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
52	令和3年10月	公衆トイレ色分け廃止について	<p>性的少数者への配慮を意識しすぎるあまり大多数に対して無礼すぎです。</p> <p>視覚的にも伝わりやすい色分け、廃止する意図が理解できません。その上男性はズボン、女性はスカートに関しては変更なし。あまりにも行き過ぎた矛盾です。</p> <p>最多票を取った色分けを却下してまで行うことでしょうか。なぜ決選投票にはならなかったのでしょうか。</p>	<p>今回、石ヶ谷公園に新設する便所の外壁塗装について、デザイン案を5案作成し、公園利用者を対象に投票によるアンケート調査を実施しました。その結果、最多得票であった案に一度は決定しましたが、デザイン案と投票結果を掲載した新聞記事を見られた方からご意見をいただいたことを契機として、外壁色について再検討を行ったものです。</p> <p>LGBTQ+ではなくジェンダーの観点から、その外壁全面を二色に色分けすることが固定概念を押し付ける恐れがあり嫌な思いをする方もおられること、男女の間違いを防ぐ方法が他にあったこと、投票の結果が僅差であったことなどから、次点であった案に変更することとしました。</p> <p>外壁色が一色となったことで、男女の別がわかりにくくなるとのご意見を多く頂戴しましたが、男女別の判断がしやすいサイズと色のピクトサインを設置することなどで対応いたします。また、高齢者や障がいのある方などが使用できるバリアフリートイレも設置いたします。</p> <p>今回いただいたご意見は、今後の市政運営に活かしていきたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	都市整備室緑化公園課/078-918-5039
53	令和3年10月	公園の遊具について	<p>公園名はわかりませんが、西武市民会館前の公園の遊具(縄状のもの)が2か所ほど破損しています。</p>	<p>中尾親水公園のネット遊具について回答させていただきます。</p> <p>現地を確認したところ、かご状のネットについては破れを、渡りネットについては部分的にほつれがあることを確認しました。</p> <p>遊具メーカーに確認したところ、かご状のネットのみ取替が必要であり、渡りネットについてはまだ使用に耐えるとのことから、かご状のネットの取替を行い、渡りネットについては経過観察を行ってまいります。</p> <p>今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p>	都市整備室緑化公園課/078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
54	令和3年10月	住宅地に近接する保安林内の樹木伐採について	自宅の南側に隣接して保安林があり、樹木がかなりの高さまで伸びてきていて、自宅の庭の日の当たりが悪くなっている状況です。この近辺は第一種低層住居専用地域・第一種高度地区に指定されていますので、樹木は法の規制の対象にならないことは承知しているものの、景観や居住者の環境を守るといった法の趣旨に鑑み、木の高さが10m程度となるように剪定していただきたいと考えています。これから冬を迎え、ますます太陽の高度が下がり、高い樹木の影になって自宅が日陰になる時間が増えていきます。洗濯物が乾かない、布団を干しても効果がないといった問題が大きくなっていきます。	ご意見のとおり、樹木は法の規制の対象にならないものの、仮に本地区の建築物に対する制限を保安林樹木にも適用すると考えた場合、目測では保安林北側住居地の宅地地盤面からは約9m程度となり、制限高の10mは満足します。あわせて、第1種高度地区の斜線制限についても側方から目視する限りでは、概ね満足することを確認しております。また保安林を指定する兵庫県に、隣接地の日当たりを阻害するような保安林について可能な行為を確認したところ、大幅な伐採や剪定、丈詰めについては保安林の機能に支障がある行為として制限され、許可は難しく、保安林の指定を解除することもできないとのことでした。ただし、お電話でもお話したように、樹木の背丈が高くなっていることについては課題として認識しているため、今後、保安林を指定する兵庫県に相談を行い、可能な範囲での樹木管理を実施したいと考えております。今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
55	令和3年10月	船上東公園について	明石に遊びに行つて、立ち寄つた船上東公園で転倒しました。明石警察署側の入口から入つてほど近いところにマンホールがあり、周囲がコンクリートで固めていましたが、地面との間に段差があり、それに気づかず両足をつまづく形で転倒しました。明石市民が怪我をしないように改善されたく、御連絡しました。	ご指摘のあった段差について、現地調査を実施したところ、入口付近やマンホールの周囲に段差を確認したため、早急に修繕を実施し、段差を解消いたしました。また、危険な箇所をいち早く発見できるよう、巡回や点検を強化するなど、これからも、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけよう努めてまいります。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
56	令和3年10月	池は必要なのか	魚住町清水の新池で複数の水漏れが確認され、放置すれば決壊の恐れがあると、市は堤防の改修事業に着手する。本年度は調査と計画策定に予算1500万円を計上。2024年度の工事完了を目指す。とありましたが、水田や農家自体が減ってきている中、使用している人がどれぐらいいるのですか。壊れているから治すのではなく、その池に対して1500万円かける意味はあるのか先に検証してから修理してほしい。	新池の水は周辺の農地約31haに配水されており、113世帯の農家はその水を利用しています。また、その農地のほとんど全てが農用地区域に指定されており、原則として宅地など他の用途に利用することは認められていません。よって、新池を利用する農地は今後も長期にわたり農業利用が継続されるものです。また、新池は防災重点農業用ため池に指定されています。防災重点農業用ため池とは、ため池堤防の決壊による水害等の災害により、その周辺の家屋や公共施設等に被害を及ぼす恐れが特にあるものをいいます。(兵庫県のホームページのCGハザードマップ( <a href="http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/">http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/</a> )参照)以上のごとより、新池は今後、長期間にわたる農業利用が見込めるため廃止には至らないこと、万が一決壊すれば近隣住家に浸水被害を及ぼす可能性が高いことから、この度、堤防の改修事業に着手することとし、今年度調査と計画策定の予算を計上したものです。今後ともご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	産業振興室農水産課 /078-918-5017
57	令和3年11月	茜2丁目公園の木について	茜2丁目公園の中心にある木の枝が伸びており、ちょうど大人の顔や頭くらいの高さに枝の先があつてかなり危険です。気をつけてはいますが1歳児を追いかけながら近くを通るので目にあたりそうになったり頭にぶつかったこともあります。できるだけ早い対処をお願いしたいです。	公園の真ん中辺りにある樹木の枝が大人の顔や頭の高さまで伸びており危険です。ご指摘のあった樹木を確認し、危険がないように高さ2m程度までの下枝の枝払いを行いました。これからも、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
58	令和3年11月	魚住町住吉2丁目中公園の水道設置について	魚住町の住吉2丁目中公園は子供達の遊び場として毎日利用されている公園です。 お菓子を持って来て食べたり、砂場で遊んだりしますが、水道が無いので砂を固めたり手を洗ったり出来ません。この公園に水道を作って欲しいです。	ご指摘にもあるように、住吉2丁目中公園は地域住民の利用頻度も高いことから手洗い場を設置することいたします。また、設置時期についても早期に設置できるよう検討してまいります。 これからも、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
59	令和3年11月	道路補修	マンションの前の道路は古くガタガタなので補修して、アスファルトをひき直して欲しいです。 抜け道になっている為、交通量も多く使用頻度は高いと思います。	現在、明石市道路整備課において、舗装の損傷状況によって、明石市全域で計画的に舗装修繕工事を実施しています。 お問合せを頂きましたマンション前の道路について、現地確認したところ、舗装のひび割れを確認しましたが、今年度に舗装修繕工事を実施する予定はございません。今年度から来年度にかけて、当該道路を含めた明石市全域で、舗装の損傷調査を実施する予定となっております。その結果によって、舗装修繕計画を改定し、計画に基づき舗装修繕工事を実施してまいります。 なお、舗装に穴があいているなど、通行に危険を感じる事があれば、舗装修繕工事とは別に、応急的な穴埋め等の対応は実施いたしますので、ご連絡をお願いします。 以上、ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
60	令和3年11月	公道脇の樹木伐採について	自宅前の公道脇に並木があり、その根元には別の木が植えられているのですが、根元の木が伸び放題で汚く、ペットボトルや缶、使用後のマスク、お弁当の食べ残しが袋に入ったもの等、ゴミを置きやすい高さのため、よくゴミが捨てられていて、このゴミ処理に困っています。(電話ボックスの横です) また、伸びている枝木が走行中の車両を遮っていて、車を出す際、とても見通しが悪くなり怖いです。 毎年、このお問い合わせをされていて、大変心苦しいのですが、私どもで切断しても良いでしょうか。 毎年のごことなので、出来たら根元の低い木だけ撤去するか、もしくは、同じ道路の続きにある、紫色のお花が咲いているのがとても綺麗なので、同種のお花で揃えて欲しいです。なぜ所々に異なる、しかも手入れが必要で見栄えが良くない木を植えているのか、この点もよく分かりません。	11月24日(水)に当課職員が現地を確認させていただき、ご提案のとおり低木を撤去いたしました。 車を出される際に危険な思いをされたり、不法投棄ごみにより不快な思いをされていたこと、大変申し訳ございませんでした。 なお、本市では今後とも道路の安全性向上に向けて取組を進めてまいります。今後ともよろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
61	令和3年12月	横断歩道の設置について	<p>大久保町大窪の交差点(山崎)から東西にかけて、区画整備をされており、歩道付きで安全に配慮した道路で子供を持つ親としてはありがたいと思っております。</p> <p>しかし、大窪天満宮から南北の道路との交差点において、信号機や横断歩道がなく、さらに南北を走る車のスピードが法定速度を超えている車が多く、危険な目に何回もあっております。</p> <p>過去に道路担当の方、警察署に相談しましたが、自治会などからあげないと動けないとのことでしたが、当方は交差点の自治会でないためあげることができません。</p> <p>まずは、自治会の要望の前に、道路管理者として自らの目で現場を見て頂き、横断歩道の設置の有無の見解を頂けますでしょうか。</p> <p>次に横断歩道の設置が必要と判断された場合はどのようなスケジュールで対応されるのかをお聞かせ頂けますでしょうか。</p> <p>また、横断歩道の設置が必要でない場合は、歩行者はどのようにして横断するのかを警察署とご相談のうえご回答願います。</p>	<p>このたび、ご連絡いただきました交差点は、地元の方からも交通安全対策を望む声が多く寄せられています。地元自治会からは兵庫県明石警察署を経由して兵庫県警察本部に交通安全対策に関する要望書を提出しています。信号機新設や横断歩道新設などの交通規制に関する内容は、兵庫県明石警察署及び兵庫県警察本部の所管になりますので、このたびご要望いただきました内容(個人情報とは伝えていません。)は12月6日に明石警察署の交通規制担当者の方にお伝えさせていただきました。</p> <p>明石市においては、この交差点の交通安全対策については注視しているところで、これまでも明石警察署と合同で、交差点の交通安全対策を交差点中央部に赤色舗装と交差点の手前の道路に啓発看板を設置し、ドライバーに交差点であることを意識してもらえるような対策を講じました。また、見通しの悪いところにはカーブミラーを設置しました。</p> <p>今後も明石市はこの交差点の交通安全対策にむけて、ドライバーが交通ルールを守るハード整備、ドライバーが交通ルールを守る啓発によるソフト対策を検討し、兵庫県警察をはじめ関係団体と協力して対策に取り組んで参ります。</p>	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
62	令和3年12月	道路側溝の蓋について	<p>東二見駅西の旧浜国道から明姫幹線に抜ける道路で山電のアンダーパスに入る手前の東側の溝に蓋がありません。少し道幅が狭くなり歩いていて対向車が来た場合怖いです。せめて蓋があれば其処に避難できます。</p> <p>車で通る時も溝に嵌らないかと気になります。蓋の設置をご検討願います。</p>	<p>ご指摘の東二見駅西側の旧浜国道から明姫幹線に抜ける道路(市道二見28号線)は二見小学校の通学路となっております。通学路の安全対策は、頻発する事故を受けて、全国的に重要課題として取り組んでいるところです。本市においても通学路については多くの要望を受けており、地域・学校等・警察・道路管理者(以下、関係機関等といいます。)で情報共有を図り、危険性の高いものから対策を行っております。具体的な対策箇所については、周辺地域のご意見を尊重するため、地域意見を取りまとめて頂いている自治会などからご要望を頂き、検討させて頂いているところです。</p> <p>つきましては、地域・学校にご相談頂き、地域・学校からご連絡頂きますと、関係機関等で検討してまいります。</p> <p>ご理解とご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
63	令和3年12月	林崎漁港のトイレ照明について	<p>夜間によく利用するのですが、照明がつかないのが不便です。せつかく設備があるのだからつこうにしてください。</p>	<p>この度は、林崎海岸広場トイレの利用についてご不便をおかけし申し訳ございませんでした。</p> <p>12月7日に照明のセンサー感度を調整し、スムーズに点灯するよう対応いたしました。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
64	令和3年12月	公園の石碑について	<p>「わかば公園」にある石碑を撤去してほしい。</p> <p>石碑に登ったりする子どもを散見する。</p> <p>子どもが遊ぶ公園内に遊具以外の大きな石碑を作る理由が不明。</p> <p>危ないので撤去して代わりにブランコやうんていでも作って欲しい。</p>	<p>わかば公園は、奥北野土地区画整理事業により整備された公園です。この石碑については、地域の方々が協力し合ってまちづくりを行った土地区画整理事業の完成を記念して建てられたもので、この地域の歴史を伝えるものと考えます。</p> <p>したがって、撤去することはできませんが、石碑に登る子供へ向けに看板を設置し啓発します。また、巡回の際に石碑に登る子供を発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行ってまいります。</p>	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
65	令和3年12月	ガードレールの設置、歩道の拡張、信号機の設置について	ローソン大蔵谷清水店からヤマダストアを過ぎた明舞団地前の信号機まで、歩道が狭く、ガードレールもないため大変危険です。ガードレールの設置、歩道の拡張を早急に進めて欲しいです。小学校への通学路にもなっているのに、ガードレールがないのは怖いです。また、ローソン大蔵谷清水店からヤマダストア前まで横断歩道がなく、横断歩道がないところを横切る人を多く見ます。どこか1箇所でもいいので、信号機、横断歩道を増やした方が良いと思います。	通学路の安全対策は、頻発する事故を受けて、全国的に重要課題として取り組んでいるところです。本市においても通学路については多くの要望を受けており、地域・学校等・警察・道路管理者(以下、関係機関等といいます。)で情報共有を図り、危険性の高いものから対策を行っております。具体的な対策箇所については、周辺地域のご意見を尊重するため、地域意見を取りまとめて頂いている自治会長からご要望を頂き、検討させて頂いているところです。つきましては、地域自治会長にご相談頂き、自治会長からご連絡頂きますと、関係機関等で検討してまいります。また信号機、横断歩道につきましては、幹線道路を安全に横断していただくため、ローソン大蔵谷清水店前とヤマダストア前に設けられているところです。信号機及び横断歩道の設置は警察にて行われておりますが、横断の実態、その他交通環境を踏まえて設置を決めていると聞いております。ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
66	令和4年1月	明石駅南バスロータリー進入禁止表示について	駅東側、北から南に向かう道路を走行時に、バスロータリーへの一般車両進入禁止標識が非常に見え難い位置にある。更に標識が黄色に赤文字の為、夜間は見え難い。走行時に、安全に認識・識別出来る位置・標識に早急に変更をお願いしたい。	明石駅南側の東側バスロータリーにおける一般車両進入禁止の啓発看板について、道路管理者にて現地確認のうえ、啓発看板の位置や夜間の見やすさの向上など改善方法を検討いたします。対策完了までにはお時間いただきますことご理解ください。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
67	令和4年1月	二見人工島の歩道について	二見の人工島に自転車で通勤しているのですが、毎年の歩道生垣剪定が今年はなされておらず、歩道がとても狭くなっている箇所がたくさんあります。交通に支障をきたしている場所が散見されるので、対処の程よろしくお願いいたします。	ご指摘いただいた箇所は、今月中を目途に委託業者が剪定作業に入る予定です。剪定時期が例年よりも遅くなり申し訳ございませんが、今後は適正な時期に剪定できるように努めて参ります。ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
68	令和4年1月	横断歩道の押しボタンの場所について	林崎松江海岸駅南口改札を出て、突き当たり旧浜国道を横断する為の歩道の押しボタンの場所についてですが、道路にかなり近い場所にあり、押しに行こうとした際、何度か自転車やバイク、車のサイドミラーに接触しそうになりました。被害届は出していませんが、家族が当て逃げをされた事もあります。事故が起きる前に、対策をお願いします	過去にご家族様が当て逃げの被害に遇われたとのこと、お見舞い申し上げます。信号機につきましては、明石警察署及び兵庫県警察本部の所管になりますので、このたびいただきましたご意見は、1月7日に明石警察署の交通規制担当者の方にお伝えしました(個人情報伝えています)。また、市としましても現在、旧浜国から駅へのアクセス道路の整備を計画しており、当該箇所も含め安全な交通環境の確保に努めてまいりますので、ご理解頂きますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
69	令和4年1月	狭隘道路と県道366号線の出入りについて	<p>東野町の狭隘道路から県道366号線に進入する際、正面にミラーは設置されているものの、非常に見づらいため危険を感じています。また、同じく進入する際、手前の歩道の歩行者や自転車はすぐに把握するのは難しいため、いつも当たりそうになります。歩行者や自転車がすぐに確認できるよう、手前の歩道を確認できるミラー等の設置を要望します。</p> <p>また、県道366号線からその狭隘道路に進入する車も非常に多いため、狭隘道路から走行してくる車とバッティングしてしまい、県道側の後方車が渋滞となってしまうこともよく見られます。人丸幼稚園、人丸小学校、大蔵中学校等に通う児童生徒たちの通学路となっており、毎日非常に危険だと感じています。また、狭隘道路は車同士すれ違いできないため、途中の民家に車が侵入してしまうことがあります。</p> <p>周辺の宅地開発も進み、狭隘道路の頻繁な利用が見受けられます。全ての解消のために、ミラーの設置、狭隘道路の拡幅を切望します。</p>	<p>県道366号線と狭隘道路(市道朝霧50号線)との交差点に関するご意見について、下記のとおり回答いたします。</p> <p>①カーブミラーの設置について カーブミラーの設置要望について、現地確認の結果を踏まえ、現時点では交差点付近の歩行者や自転車を確認するために、カーブミラーの角度調整や増設は行いません。</p> <p>ご指摘のとおり、市道朝霧50号線から県道366号線に車両が進入する際、市道に隣接する建物等が支障となり交差点内の見通しが良くありません。そのため、県道を走行する車両を確認するために既設カーブミラーを設置しています。</p> <p>歩行者や自転車を確認するため、ミラーの角度調整を行った場合、既設カーブミラーは車両対車両を前提としているため、車両が見えづらくなります。また、歩行者や自転車のミラーを増設する場合、県道歩道手前で一時停止せず、県道車道まで進入してくる車両が増えれば、歩行者や自転車の危険性が増す場合も想定されます。当該交差点には県道の歩道手前(市道側)に一時停止の交通規制が設けられています。運転者が交通ルールを遵守し、停止線手前で車両を一時停止し、左右の安全を確認しながら徐行して交差点に進入していただくことが、歩行者や自転車への一番の安全対策になります。</p> <p>なお、当該交差点以外で今後もカーブミラーの設置を要望される場合は、個人様からの要望を受付けていないため、お手数ですが自治会を通してご要望いただきますようお願いいたします。</p> <p>②狭隘道路の拡幅について お問い合わせの狭隘道路(市道朝霧50号線)につきましては、幅員4mに満たない道路を歩行者と車が混在している状況を、本市としても認識しているところです。これまでに通学路の安全対策として、側溝の蓋掛け、啓発巻き看板や安全施設などの設置をまいりました。</p> <p>道路の拡幅につきましては、沿道の建築物の建て替え時にあわせて実施する、狭い道路整備事業などにて検討してまいりたいと考えております。</p> <p>今後とも本市の道路事業にご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
70	令和4年1月	ミラーの向き不具合	<p>谷八木小学校区の家ノ北バス停付近のミラーの向きが変わっているようで、見にくく、危険です。早急にご対応いただけませんかでしょうか。</p>	<p>1月7日に市担当者が現地確認を行い、カーブミラーの方向修正を業者へ指示しました。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
71	令和4年1月	大蔵海岸にいる鳩について	<p>大蔵海岸が好きでよくドライブで行きます。その時に足の無くなった鳩を見つけました。きっと釣り糸が絡まって足を無くしているのかと思うのですが可哀想でたまりません。釣り人のマナーをどうにかする様に考えていただきたいのと足の無くなった鳩達の調査もお願いします。</p>	<p>大蔵海岸公園におきましては、日常的に清掃を行うとともに、ごみは各自で持ち帰るよう看板等で啓発を行っておりますが、特に釣り客に対しましては、公園管理事務所の職員や警備員により、釣り糸等のごみは必ず持ち帰るよう直接声をかけています。しかしながら、利用者のモラルやマナーによるところが大きく、本市としましても対応に大変苦慮しているところです。</p> <p>引き続き啓発等を行い利用者のモラルの向上に努めてまいります。ご理解いただきますようよろしくお願いたします。</p>	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
72	令和4年1月	域内循環の活性化について	明石市でできたものを明石市で消費するという考え方は、食やエネルギーなど様々な部門で重要なことだと思います。明石市の各部署ではどのような取り組みをされているのか詳しく知りたいです。	食につきましては、「地元でとれた農水産物を地元で消費する」ことで、生産者と消費者の顔の見える関係を通じて食の安全・安心の確立や地元農水産物の消費拡大を図るため、地産地消に取り組んでいます。具体的には、小学生の子どもやその保護者、市民を対象に、米、スイートコーンなどの農作物の植付・収穫体験を行ったり、小中学校の家庭科で地元の水産物を使った調理実習を行ったりしています。学校給食においても、積極的に地元産の利用を図り、現在のご飯給食の米の大半は市内産を使用しています。キャベツに関しても、地元で収穫が可能なら11月頃から6月頃までは市内産を使っています。その他の野菜についても、関係機関が協議のうえ、給食での使用を進めています。明石市農水産課  エネルギーにつきましては、発電した電力をその地域の需要家が消費する「エネルギーの地産地消」に取り組んでいる自治体の事例があり、明石市におきましても、太陽光発電等を活用した「エネルギーの地産地消」に関する検討をしているところです。現段階では、具体的な取組は行っていないですが、引き続き、明石市の地域特性を活かした取組について研究してまいります。明石市環境総務課	産業振興室農水産課 /078-918-5017  環境室環境総務課 /078-918-5029
73	令和4年1月	危険道路の安全対策のお願いです	日々使う道路が歩道もなく自動車のスピードの出しすぎや不注意、安全対策がされていない道路のため危険な目に幾度となくあってきました。狭い道路なので歩道を作ることは不可能だと思いますが、せめてポール設置などの対策だけでもしていただけないかと思えます。また、明石市と神戸市にまたがった道路のため明石市にも要望します。通学路となる部分だけでもお願いしたいです。	通学路の安全対策は、頻発する事故を受けて、全国的に重要課題として取り組んでいるところです。本市においても通学路については多くの要望を受けており、地域・学校等・警察・道路管理者（以下、関係機関等といいます。）で情報共有を図り、危険性の高いものから対策を行っております。具体的な対策箇所については、周辺地域のご意見を尊重するため、地域意見を取りまとめて頂いている自治会などからご要望を頂き、検討させて頂いているところです。つきましては、地域・学校にご相談頂き、地域・学校からご連絡頂きますと、関係機関等で検討してまいります。ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いいたします	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
74	令和4年2月	公園利用(グラウンドゴルフ)マナーについて	自宅近辺に公園があり、この公園を高齢者が定期的にグラウンドゴルフで利用しています。その際の奇声・喚声が激しく、大変迷惑しております。朝早くから利用していることも多々あり、高齢者の声で起こされることもしばしばあります。グラウンドゴルフ自体は高齢者の健康増進やひきこもり予防のために有効な手段であることは重々認識しておりますが、住宅地内の公園を活用せざるを得ない場合は、周辺住民に配慮した公園利用をするよう、貴市からご指導いただきたく思います。グラウンドゴルフというものが奇声・喚声を上げながらでなければできない競技ならば、住宅地内の公園での競技は禁止とし、貴市として専用のグラウンドゴルフ場を市役所や市民センター周辺など、住宅地から離れた場所に整備していただきたいと思えます。	本件について地域へ聞き取りを行い、本公園にてグラウンドゴルフを行っている団体を特定し、その代表者に確認したところ、月に2回程度、9時から12時頃まで利用しているとのことでした。代表者には周辺住民に配慮した公園利用をしていただくよう、申し入れました。今後も同様のことがございましたら、日時など詳細をお聞かせいただきたいと思います。緑化公園課(TEL:918-5039)までご連絡いただきますようお願いいたします。今後も、市民の皆様に安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
75	令和4年2月	船上東公園	明石警察署側にある、船上東公園に来る小学生の子供達は、公園入り口付近に大量の自転車を止め、出入りするの困難な状態にいたり、小さな子が遊んでいてもおかまいなしにボールで遊んでいます。学校等に言ってもらえないでしょうか。	公園を利用する小学生の遊び方についてですが、近隣の小学校へ連絡し、児童に対して地域の公園利用時の駐輪マナーの改善や周囲の迷惑になるような危ないボール遊びについて啓発していただくよう依頼しました。また、公園のみならず、公共でのマナーやルールを守るよう、模範意識を育む教育も今一度見直すよう併せて指導いたしました。これからも市民の皆様にご安全安心で快適に公園を利用していただけよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課、教育委員会事務局学校教育課	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039 学校教育課/078-918-5055
76	令和4年3月	幣塚古墳付近の事故防止策について	幣塚(ぬさづか)古墳の横にある道路が急な坂になっており、また、少し曲がっているため死角があります。先日、自転車で勢いよく坂を下ってきた子どもが、交差点を曲がりきれず、車とぶつかる事故が起きました。最近、国道2号とも繋がり抜け道としてスピードを出した車、バイク等が通り抜けます。古墳横の死角や新興住宅地にミラー、坂等に一旦停止線など事故防止策を検討いただきたいと思います。	当該地域について、開発に伴い宅地化が進んでいることを道路管理者としても認識しています。ご要望いただきました箇所の安全対策について、今後、現地確認を行い、地元自治会や警察などと情報共有を図って、対策が必要かどうかも含めて検討を行います。そのため、お時間いただきますことご理解ください。外側線、カーブミラーの新設や巻き看板の設置等の安全対策について、個人からの要望は受け付けていないため、今後は自治会を通してご要望ください。また、一時停止について、警察の管轄となるため、お手数ですが、自治会を通して警察にご要望いただくようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
77	令和4年3月	明石公園ボートの援助の件	明石市から市民税を補填するのであれば、18歳未満のしぼりは不公平である。援助は必要無いと思う。	明石公園ボートの利用料金に対する助成につきましては、明石市民の18歳以下の子どもを対象に、令和4年3月5日からの値上げ分相当額を助成することにより、子育て世代の経済的な負担の軽減を図ることを目的に実施しています。この助成は、明石市が進める「こどもを核としたまちづくり」の子育て支援施策として実施しているため、対象を18歳以下としています。ご理解賜りますよう、よろしくお願いたします。	子育て支援室子育て支援課/078-918-5597
78	令和4年3月	西脇ヒマラヤスギ公園の遊具について	西脇ヒマラヤスギ公園の遊具が、シーソー、動物の石像、ジャングルジム、鉄棒、砂場です。すべり台やブランコなどメジャーで小さい子どもでも楽しめるような遊具にしてほしいと思います。	明石市では、公園を安全に安心して利用していただくことを最優先に、老朽化した遊具の更新や修繕を順次行っています。また、遊具を更新する場合には、実際にその公園を利用する地域にお住まいの方々の意見を参考にしています。「西脇ヒマラヤスギ公園」の遊具については、設置されてからの年数がまだ比較的浅いため、たいへん申し訳ないのですが、しばらくは更新等の予定がないのが現状です。今後、遊具を更新する場合には、さまざまな世代の方々から意見をお聞きしたうえで進めていきたいと考えていますので、どうぞご理解くださるようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
79	令和4年3月	ユスリカの大量発生について	喰ヶ池のユスリカの対策についてお願いします。 3月に入ってからユスリカが大量発生しており、玄関の出入り時に侵入して家の中を飛び回り、死骸がたくさん落ちています。 また、網戸一面に虫がおり、外で洗濯物を干すこともできない状況です。家庭でできる対策にも限界があります。 明石市の方で何か対策をしていただけませんか。	喰ヶ池は、地元の大窪村財産区が所有しており、農業者である水利組合が管理する農業用のため池です。 ご連絡をいただいてから現地を確認し、ユスリカが大量に発生して、新しい住宅の壁や窓に大量のユスリカが止まっていることを確認しました。その時ご近所の方から同様に大変ご苦労されている状況をお伺いしました。また、お電話でも同様のご要望をいただいております。 特に3月～5月の暖かくなる時期には、明石市内全域のため池や水路、水田その周辺などにおいて、ユスリカが発生することが多くあり、毎年、周辺にお住いの方から苦情や要望をいただいております。 これまで、市内のため池においては、ユスリカの幼虫を減らすため、フナやモロコの放流などの対策を行った事例はありますが、残念ながら効果はあまりなく、ユスリカの発生が市内の広い範囲にわたること、一時的に駆除してもすぐに新たに発生することなどから、特定の場所のユスリカの駆除は行っておりません。 水辺環境におけるユスリカ等の発生を抑制する効果的な方法につきましては、他都市でも大変苦慮していると聞いております。今後とも、積極的に情報収集をおこない、解決策について検討したいと考えています。何卒、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いたします。  産業振興室農水産課/財務室管財担当	産業振興室農水産課 /078-918-5017
80	令和4年3月	二見人工島のバス運行について	2022年4月より、土山駅南口から二見人工島方面のバスが減便されます。減便となるのは主に昼間に運行のバスです。 パート勤務の帰りのバスが無くなってしまいます。 せめて昼間の1時間から2時間に1本程度の運行をしてもらえないでしょうか。	二見人工島内のバス運行につきまして、はじめに、運行事業者である山陽バス株式会社の見解について、以下のとおり回答がございましたのでご確認ください。  【山陽バス株式会社】 いつも山陽バスをご利用いただきましてありがとうございます。 二見線は非常に厳しい収支状況が続いており、今後も路線を維持するため、経費削減の一環として、ご利用状況等を勘案し、昼間時間帯の減便を実施することといたしました。 今後も、各企業のご意見を踏まえ、ダイヤ見直しやサービス改善に努めてまいります。 この度のダイヤ改正につきまして、何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。  続いて、たこバスの運行に関しましては、JR土山駅を発着し二見周辺地域を循環する二見ルートがございますが、仮に人工島内まで運行エリアを延伸させた場合、1便あたりの所要時間が大幅に増加することから、現行の運行本数を維持できない事が懸念されます。また、たこバスの新規ルートでの運行を想定した場合、新たなバス車両の導入や乗務員の確保等により、事業経費および補助金の大幅な増加が見込まれることから、人工島内へのたこバスの運行については、課題も多く、現状では予定しておりません。 当市としましても、山陽バス二見線の収支改善・路線維持継続のため、引き続き運行事業者と共に利用促進等の取組みを進めてまいりたく考えております。 このたびの減便により、ご利用のお客様方にはご迷惑をおかけいたしますが、上記事情につきご理解を賜りますようお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5035

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
81	令和4年3月	Tacoバスのキャッシュレス化	Tacoバスの運賃について、交通系ICカードやクレジットカード等の、現金以外の支払いに対応してほしいです。多くの支払いでキャッシュレス化が進んだことにより、現金の持ち合わせが少ないという理由ではありますが、ご検討のほどよろしくお願ひいたします。	Tacoバスのキャッシュレス決済への対応ですが、Tacoバスはバス会社とタクシー会社を合わせた3社で運行しているため、3社が共通して使用できるシステムを導入するには、多額のシステム改修経費がかかるなど、関係機関との調整が難航しており、現状では対応できない状況にあります。しかしながら、キャッシュレス化への対応は非常に重要な課題だと認識しており、現在では交通系ICカード以外にも様々なキャッシュレス決済システムがあることから、運行事業者とも協議、検討してまいりますので、何卒ご理解くださいますようよろしくお願い申し上げます。なお、購入は現金のみではございますが、回数券をTacoバス車内でも販売しておりますので、よろしければご利用ください。	都市整備室都市総務課 /078-918-5035
82	令和4年3月	市役所前タクシー乗り場について	市役所タクシー乗り場で、体がふらついている男性がタクシーに乗る際、歩道端の縁石にいったん足をのせ、その後、タクシーに手をついていました。歩道とタクシー乗り場の間には、縁石があり、それは障がいのある人には、かなりの段差だと思ひます。障がいがなくとも、急いでいる人はつまずくかもしれません。危険だと思ひます。対処を検討いただければと思ひます。	歩道端の縁石は、道路側からの雨水が歩道に流れ込まないように設置されていますが、あらためて調査した結果、特に必要が無いものと分りましたので、撤去する工事を4月27日に完了しています。	財務室管財担当/078-918-5008
83	令和4年3月	高校生による自転車の並走について	大久保病院から大久保駅北公園の狭い生活道路を朝夕問わず2台、多い時は3.4台で並走しています。車で後方から接近しても平気で並走したままです。自転車の並走は交通違反であり大変危険です。高校や警察と連携し指導を行なって下さい。あわせて付近の小中学校への指導も願ひします。	明石市では、市内の高校において、毎年4月に自転車通学を始める新高校1年生へ、明石警察と連携しルールを中心に交通安全教室を行っております。また、スタントマンによる、スクエアドストレート教室(模擬交通事故再現による自転車交通安全教室)を毎年開催しています。ご意見をいただいております高校生による自転車の並走につきまして、市から高校へ伝達いたします。また、明石警察にも情報提供するとともに取り締まりの強化を依頼いたします。以上、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
84	令和4年3月	西明石駅北側の駐輪場について	西明石駅北側には、125ccのスクーターを停めるところが全くなき、通勤で利用するにはすごく不便です。南側にはありますが、そこまで行くのに時間がかかるので、北側に125ccの駐輪場を早急に作ってほしいです。	明石市内の公共の有料駐輪場につきましては、公益財団法人自転車駐輪場整備センターが管理及び運営を行っております。そのため、今回いただきましたご意見につきましては、当整備センターへ報告するとともに、125ccのスクーターについて検証していただくよう依頼しました。これからも本市と当整備センターが連携を密にし、快適で便利な公共の有料駐輪場の管理及び運営に努めていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
85	令和4年3月	錦が丘北公園の桜の根について	錦が丘北公園の西側の桜の根が出ていて危険であるので、対応していただきたい。	現地を確認し、桜の根付近の土が削られているため、桜を保護するため土を補充するよう業者に依頼し、3月23日に作業は完了しました。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
86	令和4年3月	交通事故・いじめ防止対策	父親となり日々不安に思うことは、教員による不祥事、いじめによる自殺、危険運転による死亡事故です。毎日のようにこれらのニュースが報じられ若い命が犠牲になっていますが特に対策が採られていないように思います。横断歩道や学校内への防犯カメラの設置でもいいですし、いじめ加害者へのペナルティ、罪の厳罰化など、できることを明石から全国に広げて欲しいです。	いじめは、人として決して許されない行為です。学校では、「いじめは、どの子にも、どの学校にも起こり得る」との認識のもと、いじめの兆候をいち早く把握し、迅速且つ組織的な対応を行うよう努めております。具体的な取組としては、児童生徒に寄り添うために、日々の観察を行ったり、生活ノートや日記などの活用をしています。また、気軽に相談できるように、定期的な教育相談期間を設けたり、スクールカウンセラーを活用しています。さらに、学期に1回、いじめアンケートを実施することで、軽微と捉えがちな行為においても、いじめとして積極的に認知しております。引き続きこういった取組を進めていくとともに、教員一人一人が意識を高め、いじめ問題への対応力を身につけることで、どの児童生徒にとっても学校が「安心できる」場となるよう、努めてまいりますのでご理解の程よろしくお願いたします。	児童生徒支援課/078-918-5096
87	令和4年3月	明石駅北側 駐停車スペースの駐停車方法について	明石駅北側に駐停車スペースが設置されて送迎時は、とても便利になり助かっています。しかし、改札口に近い場所に駐車する車が多く、空きスペースは縦列駐車をしないと駐車出来ないことが、度々あります。これを前から順に駐停車するようにし、前が空いたら次々と詰めて行く方法に変えて欲しいです。立て看板を立て、定着するまでは警備員を置き指導して欲しいです。	「明石駅北側の駐停車スペースの駐停車方法についての改善について」ですが、道路管理者としてこれまでにゆずり合いながらご利用していただくよう啓発看板の設置(北側2枚、南側3枚)を行い、利用者の方々のマナー向上のための取り組みを行って参りました。乗降スペースを有効活用する方法について、利用者お一人お一人のゆずり合うお気持ちに頼らざるを得ないのが現状です。つきましては、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
88	令和4年3月	道路、こどもの安全確保をお願いします。	住宅街の出入り口が、車両が1台ずつしか通れない幅の為、混雑回避の為に飛ばす車が多いです。近くには大窪東浄坊公園という未就学児が遊ぶような小さな公園しか無く、放課後子ども達とその車道でボール遊びをしています。地域の回覧では、危険な為ボール遊びはしない様にと連絡は回っていますが、先日運転中に住宅の脇から小学生の野球ボールが飛んできてとても驚きました。でも公園が無いのは可哀想だとも思いました。今後行われる、国道2号線の回避路の為に区画整理で公園は作られる予定はありますでしょうか。	明石市緑化公園課としては、子供が安全に安心して伸び伸びと遊べる公園を増やしていきたいと思っておりますが、現在は、新たに土地を買収しての公園整備は行っておらず、区画整理事業による公園や民間開発による帰属公園及び寄付等無償での用地提供がある場合のみ公園を新設している状況です。「今後行われる、国道2号線の回避路の為に区画整理で公園は作られる予定はあるでしょうか。」についてですが、おそらくその事業は東播都市計画道路事業山手環状線・大久保石ヶ谷線整備事業ではないかと思われます。この事業では道路の延伸を目的としているため、公園整備が行われる予定はありません。今後、お近くの土地について、寄付等のお話があった場合には、公園の新設を検討してまいりたいと思います。ご理解賜りますようよろしくお願いたします。	都市整備室緑化公園課/078-918-5039
89	令和4年4月	狭小道路側溝に蓋を設置してください	道幅が狭い上に電柱などもあり、歩行者と車がすれ違うこともできません。何度か脱輪している車も見えています。子どもの通学路にもなりますので、側溝に蓋の設置を検討してください。歩行者も安全に感じられると思います。	側溝の蓋掛けについては、通学路等における安全対策の1つとして実施し、地域・学校等と情報共有を図りながら、危険性の高い箇所から対策を行っております。具体的な蓋掛け箇所については、周辺地域のご意見を尊重し、地域意見を取りまとめて頂いている自治会などから要望を頂き、検討させて頂いているところです。ご指摘の路線については、学校指定の通学路ではございませんが、地域にご相談頂き、地域からご連絡頂きますと、検討してまいります。ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
90	令和4年4月	街路樹の剪定のご依頼(山手小学校前道路)	山手小学校前道路(南側の東西に走る道路)の歩道に植えられた木ですが、目の高さに横に枝が伸びているので危ないです。自転車で車道を走るときも枝が目の高さに伸びています。剪定していただけませんか。特別養護老人ホームフジオ大久保と、星鈴ピエニ大久保園の間です。よろしくお願いいたします。	ご連絡いただいた箇所は、4月8日に当課職員が現地を確認し、4月中を目途に委託業者に街路樹剪定の指示をしています。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
91	令和4年4月	公園利用(グラウンドゴルフ)マナーについて	自宅周辺に公園があり、この公園を高齢者が定期的にグラウンドゴルフで利用しています。その際の奇声・喚声が多く、大変迷惑しております。朝9時前くらいから利用していることがほとんどで、高齢者の奇声・喚声で目を覚ますこともしばしばあります。グラウンドゴルフ自体は、高齢者の健康増進やひきこもり予防のために有効な手段であることは重々認識しておりますが、住宅地内の公園を活用せざるを得ない場合は、周辺住民に十分配慮した公園利用をするよう、貴市から強く指導していただくことを要望します。以前にも同内容のことを提案し、貴市から申し入れていただいた後、しばらくはマナーが守られていましたが、本日、4月10日は、奇声・喚声が多い状態でした。	本件について本緑地にてグラウンドゴルフを行っている団体の代表者に確認したところ、ご指摘の4/10(日)は10時から12時までグラウンドゴルフで利用していたとのことでした。代表者には周辺住民に配慮した公園利用をしていただくよう、再度申し入れを行い、グラウンドゴルフメンバーに周知していただくよう、改めて依頼しました。今後、同様のことがございましたら、詳細をお聞かせいただきたいので、緑化公園課(TEL:918-5039)までお電話いただけますようお願いいたします。今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
92	令和4年4月	5メートル超の擁壁造成許可について	調整区域内、以前畑の土地を農地転用し開発造成を行っております。1000坪以上あり擁壁が5mを超えていると思いますが、建築確認は出来ていますか。あの辺りは、土地がどんどん転用造成されております。明石市は、巡回不足だと思います。	お問い合わせの土地は、農地法の規定により農地転用の許可を受けた後に申請のとおり農地転用されましたので、農地法に必要な手続きは完了していると認識しております。その他の造成行為につきましても、確認及び調査等を行ったうえで、必要に応じて指導してまいります。ご理解賜りますようお願い申し上げます。(都市局住宅・建築室建築安全課/078-918-5098、開発審査課/078-918-5087、農業委員会事務局/078-918-5063)	住宅・建築室建築安全課/078-918-5098  開発審査課/078-918-5087  農業委員会事務局 /078-918-5063

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
93	令和4年4月	補助金、助成金について	<p>昨年、商談会や展示会で使える補助金・助成金がないのか市役所へ聞きに行ったら、「明石市にはそういったものは無い。今から開業する人に使える県の補助金制度ならある。」とパンフレットを渡されました。</p> <p>例えば静岡市なら「静岡市クリエイター活動支援補助金」の様な制度があります。</p> <p>似たような制度は県や市で色々ある様ですが、今後、明石市ではそのような制度を作る事は無いのでしょうか。</p>	<p>このたびご意見をいただきました商談会や展示会で使える補助金・助成金といたしまして、当市では先進事例視察等調査研究補助事業を実施しております。</p> <p>視察等の目的を同一とする2人以上の市内事業者で構成する各種団体に対しまして、展示会への出展等を含んだ視察研修等調査研究に必要となる経費の一部を補助する制度となっております。</p> <p>しかしながら令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い募集を中断しておりました。</p> <p>令和4年度につきましては、コロナ禍の状況に注視しながら募集開始時期を検討しているところであり、募集開始が決まりましたら当市ウェブサイト等への掲載により広報させていただく予定です。</p> <p>今後も商業者向けの補助制度につきまして、必要性、費用対効果等を含めながら検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。</p> <p>明石市HP「先進事例視察等調査研究補助対象事業者の募集」  <a href="https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou_ka/20190501kenkyujojyo.html">https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou_ka/20190501kenkyujojyo.html</a></p>	産業振興室産業政策課 /078-918-5098
94	令和4年4月	歩道について	<p>私は今年の1月に出産し育児中です。いつも市長様の子どもを想う街づくりに救われ感謝しております。私は西明石に住んでいるのですが、家から一番近いスーパーまでの道がとても悪く困っています。</p> <p>スーパーマルハチ 西明石店までの道なのですが、車通りが多いのに信号がなく横断するばかりで、歩道も狭い上に斜めになっていて自転車、ベビーカーで非常に歩きにくく、人とすれ違う時も危険でひやひやしています。車を持っていないので日常生活で頻繁に行くお店です。</p> <p>ニュースで自転車が転倒しお子さんが車に轢かれ重症のニュースもありより不安に感じております。いつか道を使いやすくしていただきたくメールを送らせていただきました。ご検討よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>歩道改良等の安全対策に関する要望につきましては、周辺地域の合意形成が必要であるため、地域意見を取りまとめて頂いている自治会などからご要望を頂き、検討させて頂いているところです。</p> <p>お手数をおかけしますが、一度地域にご相談いただき、地域からご連絡頂きますと、可能な安全対策を検討してまいります。</p> <p>ご理解とご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。  (道路安全室道路整備課/078-918-5034)</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
95	令和4年4月	魚住センターロード橋梁工事について	<p>この前にも同じような工事が一年あったハトの巢除去及びハト排除工事はすでに行われても良いはずなのに、月日だけが過ぎていく。いつするのですか。</p>	<p>魚住センターロードの橋梁ですが、高架下が鳩のすみかとなっていることを認識しております。</p> <p>今後も魚住センターロードの橋梁修繕耐震工事は、複数年にわたり続きます。</p> <p>鳩対策については、今後の工事の中で実施を計画しております。</p> <p>鳩対策を現在実施しますと、これから行う耐震化工事作業の支障となりますので、今後の工事も含めた仕上げの段階で実施する予定です。</p> <p>なお、橋脚の上部等で、工事の手戻りが発生しない箇所については、順次、鳩対策を実施しております。</p> <p>ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
96	令和4年4月	道路について	改善要望について 1、場所は藤江トベラ公園前の車道にある鉄の金網の場所です。段差がひどく危険なので至急直してほしいです。 2、車道に家の車が入り出すための段差をなくすプラスチックがあります。バイクで走っていて乗り上げそうになるので至急撤去してほしいです。個人の出入りの為のプラスチックの部品は認められているのでしょうか。 3、上が池公園東北の横断歩道の交差点にトバピーがありますが、トバピーが車道に出ていて危険です。バイクで当たりそうなので歩道にずらしてほしいです。	①道路の段差について 藤江トベラ公園前の車道グレーチング付近の段差につきまして、現地確認したところ、舗装面とグレーチングに小規模の段差が生じていることを確認しております。舗装高さ測量の上、必要に応じて舗装の擦り付け等の対応を検討させていただきます。(道路整備課)  ②出入り用の段差プラスチックについて 当市では道路上へ個人の出入り用の段差プラスチックの設置は認めておりません。ご指摘の2か所を4/25に現地確認いたしました。その場で、使用家を個別に訪問し、1か所は家屋住人へ直接撤去指導を実施しました。もう1か所はその場で住民へ会えなかったため、引き続き撤去指導を行ってまいります。(道路総務課)  ③トバピーについて 車道の端部へ設置されたトバピーは、4/25に現地確認の上、歩道の端部へと移動させました。鳥羽小学校を通じ、車道への設置が危険であることを伝え、危険のない適正管理を行ってもらうよう申し入れを行いました。(道路総務課)  ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
97	令和4年4月	江井ヶ島松陰新田線(大久保・玉津線)	江井ヶ島松陰新田線(大久保・玉津線)は、2023(令和5)年度までの事業期間をもって道路工事を完了させる計画とのこと。買収交渉が停滞するなどの場合は速やかに収用手続きをされ、必ず完成して下さい。測量登記業務や工事の遅れは発注者の責任において履行して下さい。江井ヶ島松陰新田線が1966(昭和41)年に都市計画決定されてから半世紀以上、目的の西明石・大久保周辺の国道2号、西明石・玉津周辺の県道神戸明石線の交通渋滞を解消できていません。地権者や神戸市との調整など理由を付けて先延ばしにすることだけは求めて下さい。	江井ヶ島松陰新田線は明石市大久保町と神戸市西区を結ぶ都市計画道路であり、国道2号、県道神戸明石線における渋滞解消をはじめ、市民生活の利便性・安全性の向上及び地域の活性化等を目的として、平成28年度から事業に着手しております。現在は用地取得、工事などを行っている状況であり、令和5年度末の完成を目指して取り組みを進めているところです。本市としては、江井ヶ島松陰新田線の現在整備を進めている区間が完成し、神戸市の玉津大久保線が整備されることで、ご指摘の交通渋滞を緩和できるものと考えております。なお、神戸市の玉津大久保線については未整備のため、神戸市に対し継続して事業の実施を呼びかけているところです。ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。(道路安全室道路整備課/078-918-5034)	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
98	令和4年4月	保育士の労働時間について	明石市保育士総合サポートセンターで求人を見つけて、保育園で働いています。求人の募集時には休憩1時間とありました。しかし、実際採用されて働いたすと休憩は全くありません。保育士定着支援金の制度も利用したいので、すぐに辞める訳にはいきません。監査の時などに保育士の労働時間や休憩が確保されているかなどは、確認していないのでしょうか。	保育所に対する実地指導監査においては、職員配置基準の観点から、保育士の勤務時間について勤務シフト表や出勤簿等の確認をしています。しかしながら、雇用契約どおりの雇用条件となっているか、または労働基準法で定められる休憩時間が確保されているかについては、基本的には労働基準監督署の所管となりますので、児童福祉法及び子ども子育て支援法に基づく指導監査では詳細について確認しておりません。	福祉政策室福祉施設安全課/078-918-5279

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
99	令和4年4月	皿池付近のユスリカ大量発生について	皿池周辺に引っ越して来たのですが、この時期夕方から家の明かり付近にユスリカが大量に発生し、朝には大量の死骸が散乱している状況です。早急に対策を実施いただきたく存じます。皿池を散歩すると水質が大変汚く富栄養化しているように見え、ユスリカの大量発生の原因となっているように思います。もし生活排水などが皿池に流れているのであれば早急に改善してください。皿池の用途は農業用水かと思いますが、景観として価値があるとは思えず、要不要、縮小などについても議論をいただければ幸いです。よろしくお願いたします。	皿池のユスリカについては、これまでも近隣住民の方から苦情・要望を受けており、ため池管理者と協力しながら、情報収集を行い、これまでいくつかの対策(ため池から発生する虫の幼虫を捕食するモロコ・フナの放流や、農閑期にため池の水を抜き、池干しを実施することにより虫の卵や幼虫を駆除する、定期的に草刈りを実施し成虫の繁殖場所を無くすなど)を講じてきましたが、残念ながら効果は表れておりません。ユスリカの発生が市内の広い範囲にわたること、一時的に駆除してもすぐに新たに発生することなどから、特定の場所のユスリカの駆除は行っておりません。水辺環境において、ユスリカ等の発生を抑制することは、本市のみならず、他都市においても難しい状況になっておりますが、今後とも、積極的に情報収集を行い、解決策について検討したいと考えています。 皿池への生活雑排水の流入はほとんどありませんが、気候条件等により一時的に水質が変化する場合があります。現在、皿池が明石市内のその他のため池と比較して、富栄養化によって特に水質が悪化していることは確認しておりませんが、ため池を管理する土地改良区に情報提供し、引き続き状況を確認してまいります。 また、皿池の水は周辺の農地約36.5haに配水されており、107世帯の農家とその水を利用しています。その農地のほとんど全てが農用地区域に指定されており、原則として宅地など他の用途に利用することは認められていません。よって、皿池を利用する農地は今後とも長期にわたり農業利用が見込めるため、廃止や縮小には至らないものと考えております。 なお、この江井島皿池を含む東播磨地区は、温暖な気候に加え多くのため池があり、全国でも珍しく市街地住宅街であるにもかかわらず非常に多様な野鳥が数多く飛来し、それらを身近に観察できる貴重な場所でもあります。近年、皿池では明石ヘコウノトリの飛来を促すような取組や、近隣小学校の児童による環境学習の場にもなっており、自然環境保護にも積極的に取り組んでいる地域でもありますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。 産業振興室農水産課/財務室管財担当	産業振興室農水産課 /078-918-5017 財務室管財担当/078-918-5008)
100	令和4年4月	たこバスの停留所増設依頼	回りに高齢の方が増えて、大きな道にまで出るのも大変そうで、駅や病院、買い物に出掛ける際に足となるバスが身近にあるとありがたいので、是非停留所を近くにも作っていただきたいです。ご検討ください。	ご登録いただきましたご住所を拝見しましたところ、令和3年4月に新設しました「鳥羽宮東」バス停(西明石北ルート)が付近にございますので、ぜひご利用ください。 なお、時刻表や路線図など詳細につきましては、明石市ホームページにも掲載しておりますのでご覧くださいませ。 今後ともたこバスをご利用くださいますようよろしくお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5035
101	令和4年4月	朝霧駅バイク駐車場空気充填装置について	朝霧駅バイク駐車場に空気充填装置が設置されているのですが、エアレベルゲージの付属がなく、せっかく設置されているのですが使用したくてもエア量がわからないので今まで利用したことがありません。エア量がわかるようなゲージを付属していただけると有難く、利用する方も増えるのではと思います。設置の検討よろしくお願いいたします。	朝霧駅バイク駐車場を含む明石市内の有料の駐輪場につきましては、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理及び運営を行っております。そのため、今回いただきましたご意見につきましては、当整備センターへ報告するとともに、空気充填装置について検証していただくよう依頼いたしました。  これからも本市と当整備センターが連携を密にし、快適で便利な有料駐輪場の管理及び運営に努めていきますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
102	令和4年4月	江井島中学校横の新池の堤防修理後外周路が改悪された	2022年3月から4月にかけて、災害復旧で、新池の土手堤防の補修が行われました。 その時に出土した残土(粘土)を土手堤防の外周路に盛り土し、馴らしたため、雨天時及び、雨天後、粘土が水を吸い、とても歩ける状態ではなくなり、また、表面がぼこぼこに荒れた状態となっています。 本来工事の残土をその場に捨てることは自体違法ではないのですか。 また改悪されて雨天時雨天後ともに歩行できない状態を工事以前の歩行可能な状態に戻してほしいです。	本工事は、令和3年7月の豪雨により西島新池の堤防法面が崩壊したため、復旧工事を実施し、工事で発生した残土を堤体に盛土し、整地しました。ため池管理者が、ため池の草刈りをするときに、堤体にある砂利が飛び、住宅の窓ガラスを割ってしまうなどの問題が発生しており、この問題を解決するため、本工事で盛土を実施しました。ため池を管理するにあたり、必要な行為であったことをご理解頂きますようお願いいたします。 ため池の堤体上の通路は、「ため池を管理するための通路として利用すること。」を本来の目的としております。この池の日常の維持管理は、ため池を農業用水の貯水池として利用している西島水利組合が行っております。改めて水利組合と現地を確認したところ、工事の実施後に大量の雨が降ったことが原因で、盛土した土が水分を含んで歩行し難い状況となっております。とくに工事の完成直後は、ため池の堤体は土で出来ているためこのような状況になることが多々あります。しばらくの間、大雨の後にぬかるむこともあると思いますが、このような状況であることを把握し、今後、ため池の管理において、問題ないかどうかをため池管理者と確認しながら、様子見て行きたいと思っております。貴重なご意見ありがとうございました。 なお、ご指摘にある工事の残土をその場で流用する行為が、違法ではないかとのことですが、残土を流用して、自らの工事内で利用することは公共工事において一般的に行っていることで違法ではありません。ご理解のほどよろしくお願いたします。	産業振興室農水産課 /078-918-5017
103	令和4年5月	魚住町住吉2丁目の半蔵池のごみについて	半蔵池の水が干上がると、ごみがあり汚く、景観が損なわれています。以前、近隣住民が水利組合に自分で掃除をして良いか問い合わせたところ、危険なので止めてほしいと言われたそうです。 本来は管理者が掃除を実施すると思っておりますが、これまで行われていないところを見ると、費用の関係などで難しい面があるのかも知れません。そうであれば近隣住民を巻き込んだ清掃活動はどうでしょうか。呼び掛ければ、参加する人はいると思っております。私は参加します。 水利組合が行動できなければ、市が音頭を取ってくれないでしょうか。ため池を財産としている市として、前向きな対応をお願いします。	ご相談頂いた半蔵池は西岡村財産区が所有し、農業者である半ノ蔵池水利組合が管理を行っている農業用のため池です。 半蔵池のごみの対応について、ため池の管理者である半ノ蔵池水利組合に確認を行ったところ、池の水を落とした際、草刈り及び清掃を実施しているとのことでした。しかしながら、雨が降る度に雨水と一緒にごみがため池へ流入することや道路側からのポイ捨ても多いことから、処理が追い付かない状況です。 また、以前、ため池管理者に問い合わせされた際に、「危険なのでため池の中に入らないで欲しい」と言われたとのことでしたが、ため池管理者に再度確認したところ、清掃を実施して頂けることは大変ありがたいとの回答を頂きました。池の水が干上がっている時であれば危険も少ないので、清掃のために入って頂くことは可能であるとのことでした。ため池に入られる際は、市の方に一報頂ければ、ため池管理者にご連絡いたしますので、十分に注意し、安全を第一に行動して頂ければと思います。今後とも、ご協力とご理解のほどよろしくお願いたします。 ご提案のありました、近隣住民を巻き込んだ清掃活動については、市よりため池管理者に打診させて頂きましたが、農業者の高齢化や減少により、ため池管理者が主体となって実施するのは難しいとのことでした。市内のため池におけるクリーンキャンペーンなどの保全活動は、ため池管理者、財産区、近隣住民、近隣企業などの地域の皆様为主体となって行って頂くようお願いしているところです。自治会の一斉清掃等の際に、ため池の清掃も一緒に実施して頂けるならば、ゴミ袋などを提供させて頂くなどご協力させて頂きますので、一度自治会等にご相談頂き、地域の皆様でご検討頂ければ幸いです。  産業振興室農水産課/財務室管財担当	産業振興室農水産課 /078-918-5017

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
104	令和4年5月	道路の陥没について	家の前が陥没して困っています。 穴の大きさは30cmなのですが中が50cm四方の空洞になっております。 高齢者が多いので、転落しないか不安です	ご連絡頂いた、ご自宅前の陥没の件ですが、該当箇所は私有(市の道路ではない)ですが、転落の恐れがあり、危険と判断したため、令和4年5月6日に仮埋戻しを行いました。しかし、陥没の原因は把握できておりません。 令和2年にも同様の件で同箇所において応急処理をさせていただいた経緯がありましたので、道路に埋設されている管の破損等が想定されます。 私有のため、道路の維持管理は土地の所有者又は使用者で行って頂く必要があります。 道路の土地所有者にて相談していただき、対処していただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
105	令和4年5月	林崎松江海岸のゴミ箱の運営改善の要望	ボランティアのゴミ箱について、看板にはBBQのゴミはダメと記載があるが、ほとんどの人がゴミを捨てている。 炭捨て場もあり、看板を見ない限りゴミを捨てても良い印象を与えている。 一部がルールを守ってもあまり意味がない状況になっている。 本当にダメなら何かしら改善してほしい、諦めているなら解放してほしいと思ひ、下記の対策を提案します。 ・監視カメラ設置でBBQゴミが捨てられないようにする ・暗証番号付きのロックキーをつけて蓋をつける ・ゴミ箱の場所を移動する ・一般ゴミ箱として解放する	海岸に設置しているゴミ箱は、ボランティアで海岸清掃してくださる方々が、気軽に活動し、集めたゴミを持ち帰らず処分できるように設置しています。このため、バーベキュー等のゴミについては、各自で持ち帰って処分して頂くよう看板を設置し啓発しているところです。 林崎海岸については、他の海岸と比較してバーベキュー利用者が多いこともあり、炭を砂浜に放置、あるいは火が付いた炭をそのまま埋めてしまうといった、他の利用者への危険や迷惑行為が特に散見されていたため、やむを得なく炭捨て場を設置しその場で処分できるようにしています。 また、ご意見にありますようなゴミ箱の移動やロックキーをつけて蓋をすることについては、ゴミ箱の設置目的やゴミ回収車の作業方法等を考慮すると難しく、一般ゴミ箱としての開放も様々なゴミを捨てられてしまい、現実的ではございません。 本市としましても、利用者のマナーやモラルの対応に大変苦慮しているところではございますが、引き続きパトロールや啓発活動等を行い、安全・安心な海岸づくりに努めてまいりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課 /078-918-5042
106	令和4年5月	街灯の設置依頼	町の灯りが少なく、毎日困っています。 東二見から徒歩通勤していますが、特に暗く足元が見えない場所は「二見農協北」の交差点付近です。デイサービスの事業所から「二見農協北」交差点の道は足元も見えないくらい暗いです。 街灯の設置をお願いいたします。	街路灯の設置要望については、隣接地の同意が必要となるため、地元自治会の会長様から受け付けることを原則としております。 大変申し訳ないのですが、地元自治会の会長様を通じて要望していただきたく存じます。また、ご要望の国道250号(明姫幹線)の管理は、兵庫県加古川土木事務所が管理している道路となります。今回のご要望は、当課より兵庫県加古川土木事務所へも報告させていただきました。 今後とも、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
107	令和4年5月	歩道の段差	兵庫県中央こども家庭センターと神戸西テニスコートの間に歩道の切れ目があり、その段差が高いのもっとなめらかにしてほしい。 自転車のカゴの中の物が飛ぶし、子どもを載せると衝撃がすごい。	ご連絡頂いた、兵庫県中央こども家庭センターと神戸西テニスコート間の歩道の段差の件を回答させていただきます。 通常は地域意見を取りまとめている自治会などからご要望を頂き、検討させて頂いているところですが、現地を確認したところ、北側の舗装傾斜が大きく危険と判断できるため、段差の解消(段差の切れ目及び北側の舗装の傾斜部)を検討させていただきます。 神戸市との境界付近のため、調整のためしばらくお時間を頂きます。 ご理解とご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
108	令和4年5月	西新町駅前	西新町駅前でスケートボードの男女が、幼児がいるのにも関わらず走り回っています。事故が起こる前に規制をした方が良くと思います。	西新町駅前のスケートボードの件につきましては、現地確認を行うなか、6月8日に駅前広場でのスケートボード禁止の旨の記載札を駅前広場内のベンチやモニュメントへ貼付け、注意喚起を行いました。 また、隣接する明石警察西新町交番へも情報共有を行い、危険行為の際は声掛けをしていただくよう依頼したところです。 ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
109	令和4年5月	江井ヶ島地域の公園整備について	近くに公園はあるものの、滑り台が急であったりと1歳から3歳頃の子どもが遊べる遊具はありません。日中はほとんど人もおらずもったいないと思っています。 江井ヶ島も小さい子どもがいる家庭も多いと思いますので、滑り台等小さい年齢でも遊びやすいものに変えていただけると、日中も利用する人が増えると思います。ぜひ公園の遊具の検討をしていただきたいです。 また、自然の家の敷地を開放したり、そこに新たに遊具を設置することは難しいのでしょうか。せっきくの自然の家なので、もっと地域で活用する方がいいのではないかと思います。	明石市緑化公園課としては、子供が安全に伸び伸びと遊べる公園を増やしていきたいと考えております。しかし、明石市では老朽化した遊具を多く管理しており、点検・修繕を優先的に行っている状況です。 老朽化した遊具を新たな遊具に取り換えをするには一定の基準を設けており、その基準に合致し、取り換えの順番が来た際には、その地域のご意見を伺い、実情に応じた遊具の選定を行ったうえで取り換えを実施しています。 ご質問者様のお住いの場所が江井島のどの地域かわからないため、具体的な公園遊具の取替計画があるか回答できませんが、地域の代表者からそのような意見聴取があった場合、ぜひご意見をいただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課整備係  少年自然の家は、仲間との集団宿泊生活及び野外活動を通じて、心身ともに健全な少年を育成することを目的に設置された施設です。 原則的に、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の児童・生徒や、子ども会等の少年団体とその指導者が使用できることとなっており、使用しようとする人は教育委員会の許可を受け、使用料を納付することなどが条例により定められています。しかし、このような利用の予約がない時間帯については、地域で活用していただけるよう、敷地内の芝生となっている「つどいの広場」を開放し、無償でご利用いただいているところです。 ただし、ここに幼児向けの遊具を設置することにつきましては、前述の本来の使用目的に支障がでる可能性があるため難しいことをご理解いただきますようお願いいたします。 なお、少年自然の家は令和元年11月に明石市財政健全化推進協議会において、廃止などに向けて取組を進めることとされており、現在、今後の少年自然の家のあり方については、江井島まちづくり協議会とも連携しながら検討を進めているところですので、地域での活用も含めて、今後の方針を検討してまいりますのでよろしくお願い致します。 教育企画室青少年教育担当	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039  教育企画室青少年教育担当 /078-918-5057
110	令和4年5月	カーブミラー設置場所について	大蔵海岸から大蔵谷ICの道路、明石市朝霧台付近に設置頂いているカーブミラーですが、住宅街から大通りを確認するのに、車両のフロント部分を少し前に出さないとミラーを確認する事ができず、歩行者や自転車の確認が遅れます。 特に坂道で上から結構なスピードで自転車が来ることもあり、ヒヤリとする事もあります。可能であれば反対車線側にも設置頂けると安心です。そこから少し下ったパン屋付近のカーブミラーは反対車線側に設置頂いています。ご検討のほど、何卒よろしくお願い致します。	ご意見いただいた「カーブミラーの設置場所について」ですが、現地確認の結果を踏まえ、カーブミラーの設置は行いません。 パン屋付近のカーブミラーについて、南北の幹線道路を通過する車両を確認するため、対車両用として反対車線側に設置しています。 一方、当該交差点は、幹線道路に車両が進入する際、歩道が下り坂になっており自転車の急な飛び出しに車両が対応できないため、対自転車用としてカーブミラーを設置しています。また、歩道手前に一時停止の交通規制が設けられています。運転者が交通ルールを遵守し、停止線手前で一時停止し、交差点手前で左右の安全を確保しながら徐行して交差点に進入していただくことが、歩行者や自転車への一番の安全対策になります。 なお、当該交差点以外で今後もカーブミラーの設置を要望される場合は、隣接者の同意が必要となることから、お手数ですが自治会長を通してご要望いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
111	令和4年6月	金ヶ崎公園の美化	金ヶ崎公園の水が流れて木の栈橋があるところですが、水草などがはびこって、小魚も見えない状態です。前は、よくカワセミが見れたのですが近頃は全然見れません。親子の水遊びも少なくなってきたようです。一度見てください。	金ヶ崎公園の木製デッキ付近の水路につきましては、ヨシやカンガレイ、コウホネなど、多くの水生植物が生えており、自然の水辺が楽しめるものと考えています。 こうしたことから、維持管理につきましては、年に3回程度、雑草や枯れた水草の刈り取りを実施しています。利用状況につきましては、土日祝や夏休みには、親子連れの方や小学生など多くの方が訪れ、ザリガニ取りやメダカ取りを楽しまれています。 これからも、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
112	令和4年6月	魚住みんな公園	公園が新設され、グラウンドも新設されるようですが、グラウンドはいっぱいあります。 グラウンドに比べて体育館が少ない気がします。体育館も新設して欲しい。	以前から、明石市では野球場やグラウンドが不足しているという声が複数あり、このたび、ため池再整備により生み出される約5.4haのため池跡地に「17号池魚住みんな公園」を整備しているところです。体育館については、石ヶ谷公園に市内最大規模の明石中央体育会館が、明石海浜公園に規模は小さいものの屋内競技場があり、さまざまなスポーツを楽しまれています。また、小学校の体育館はスポーツクラブ21などで地域の皆さんが利用されています。現状、体育館が不足しているという声は比較的少なく、グラウンドを整備するよりも多大な整備費と維持管理経費が発生することから、新設は大変難しい状況です。なお「17号池魚住みんな公園」には、本格的な野球場としても利用できる「緑のグラウンド」やさまざまなスポーツやイベントができる「多目的グラウンド」もできますので、ぜひご利用ください。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
113	令和4年6月	大蔵海岸清掃	海岸は週二回清掃していますが、海中の清掃もすべきだと思います。 明石のダイビングショップにダイビングによる大蔵海岸清掃を呼び掛けて綺麗にしましょう。 ダイバーは沢山います。無料で私も参加します。	大蔵海岸の管理については、大蔵海岸公園管理事務所が行っており、ボランティア清掃のみならずご協力頂きながら砂浜等の美化に努めているところです。 海中清掃については、夏の海水浴場開設にあわせて、専門のダイバーにより実施するとともに、危険箇所がないか安全確認等も行っています。 ご提案でございます海中清掃については、通常の海岸清掃とは異なり、リスクが高く危険が伴います。さらには、ボランティアによるダイビングとなりますと、本市としましても、清掃実施の呼びかけに慎重にならざるを得ない状況です。 つきましては、大蔵海岸公園管理事務所と調整のうえ、近日中にご連絡差し上げますので、海中清掃に関しまして情報交換させていただきたくお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
114	令和4年6月	明石城お堀の東側の下り坂を走行する自転車マナー	上の丸から山下町方面の下り坂の車道もしくは歩道において猛スピードで下っていく自転車が散見されます。マナーがひどい場合、歩道を猛スピードで走行する場合があります。近隣に学校や保育園があり通学通勤時間帯は特に人や車通りが多く、接触事故が発生するリスクが高くなるため、早期対策を要望致します。パトロールや警告文の掲示が応急対策になりますが、道路拡張やレーン整備などの恒久対策を含めて対応頂きたいとお願い申し上げます。	<p>自転車のマナーが守られていないことは市も認識し、啓発の重要性を深く感じております。</p> <p>これまで本市では、スタントマンが模擬交通事故を再現し、事故の怖さを感じながら通行ルールやマナーを学ぶ「スケアード・ストレイト教室」を市内すべての高校で開催するほか、中学校や自治会など地域に出向き、明石警察署と連携のもと、交通事故の発生状況など具体を交えた講話や、実際に乗車訓練を行うなど、自転車利用に則した交通安全教室を開催しています。</p> <p>また、歩行者による歩きスマホやドライバーや自転車利用者による「ながら運転」が原因となる重大な事故も多く報道され、兵庫県警も取締りの強化を図っているところです。</p> <p>今後も引き続き明石警察署との連携を強化しながら、自転車ルールの遵守と交通マナーの向上に努めて参りますので、ご理解を頂きますようお願いいたします。</p> <p>なお、今回いただいたご意見は、明石警察署にお伝えし、自転車をはじめとする交通違反の取り締まりの強化をあらためて要望いたします。</p> <p>道路安全室交通安全課</p> <p>このたびは、貴重なご意見をいただき、ありがとうございます。</p> <p>いただいたご意見のうち道路拡張及びレーン整備などの恒久対策につきまして下記のとおり回答いたします。</p> <p>ご指摘いただきました明石城お堀東側の道は「上の丸線」という整備済みの都市計画道路であることから、今後当該道路を拡張する予定はございません。</p> <p>自転車レーンの整備につきましては、歩行者及び自転車利用者の安全確保のため市としても重要性は認識しているものの、通行空間確保のための道路改良工事及び明石警察署や地域住民の合意が必要であることから、対応には長期の期間を要します。</p> <p>自転車レーンの整備については継続的に検討を進めるとともに、歩行者及び自転車利用者の安全を確保するため、啓発看板の設置や明石警察署との連携を強化した交通マナーの向上といった取り組みを実施していきますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p> <p>道路安全室道路整備課</p>	<p>道路安全室交通安全課 /078-918-5036</p> <p>道路安全室道路整備課 /078-918-5034</p>
115	令和4年6月	家の周りに街灯が少なく夜道が怖いです	駅から自宅までの道のりで、特に家の近くが街灯がなくて夜に1人で歩くのが怖いです。歩道もかなり狭くて交通量も時間帯によっては多いのでせめてもう少し街灯をふやしてほしいです。	<p>街路灯の設置要望については、隣接地の同意が必要となるため、地元自治会の会長様から受け付けることを原則としております。大変申し訳ないのですが、地元自治会の会長様を通じて要望していただきたく存じます。</p> <p>今後とも、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
116	令和4年6月	JR大久保駅のみどり広場について	JR大久保駅北側の1Fエレベーター乗り場のところにあるベンチに数名がたまっており、ビールの空き缶が散乱したり床に座ったり、不快でした。ベンチを撤去するなど、のみどり広場を解消してほしいです。JRの管轄かもしれませんが、町のためにも市のほうから指導改善を望みます。	<p>今回ご意見をいただきました、エレベーターホールやベンチの管理は明石市となっております。</p> <p>これらベンチにつきましては、小休憩やバス待ちなどにも利用される方が多いことから、撤去等は難しいと考えております。</p> <p>しかしながら、現状の利用状況は決して好ましくないことから、駅北の大久保交番、駅南の大久保南交番へ情報共有を行いました。あわせて公序良俗に反する利用については警察からも声掛けを行ってもらうよう依頼したところです。</p> <p>誰もが気持ちよく利用していただけるようマナー向上への啓発を図ってまいりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。</p>	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
117	令和4年6月	山陽魚住駅バリアフリー化について	山陽魚住駅では階段がなくベビーカーが使いにくいです。3人子どもが居る為双子ベビーカーを利用していますが、ベビーカーだけで10キロ、子どもや荷物を持ちながら階段はとても厳しいです。エレベーターをつけるか改札をもう片方にも付けていただくと助かります。	山陽魚住駅のバリアフリー化についてですが、駅舎のバリアフリー化につきましては、これまでは1日当たりの利用者数が、3,000人以上の駅を優先して整備を行っていましたが、「誰もが使いやすい公共交通環境」の向上を目指し、今後は、1日当たりの利用者が3,000人未満でバリアフリー化が未実施の駅につきましても、順次整備を進めるよう鉄道事業者に要望しているところです。しかしながら、「1日当たりの利用者が3,000人未満で、バリアフリー化未実施の駅」は、明石市内に山陽魚住駅を含め5駅あり、バリアフリー化の工事は多額の事業費を要することから、すべての駅で整備着手することは、困難であるため、利用者数などを勘案しながら、鉄道事業者をはじめ、国、県とも調整し、優先順位をつけながら計画的に整備を進めることとしております。以上、ご不便をおかけいたしますが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
118	令和4年7月	通学路の道路にゾーン30やスピードダウンの表示願	大久保小学校への通学路ですが交通量も多く、スピードも速い車が多いです。大変危険ですので抑制効果のありそうな道路表示をお願いします。場所は国道2号線の大久保小学校東信号から北上する道とその道と並行している1本西側の道です。	速度抑制対策については、路線としての30km/h規制やゾーン30指定など警察主体で行っている対策と路側帯の設置・拡幅や中央線抹消、啓発看板の設置など道路管理者主体で行っている対策があります。いずれの対策につきましても、地域意見を取りまとめている自治会等から要望を受け、検討しております。ゾーン30についてですが、今年度に入り大久保まちづくり協議会(中之番自治会、松陰自治会、大久保小学校を含む)から相談があり、今後地域内でも検討を進めていくと聞いておりますので、一度自治会に相談していただければと思います。今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
119	令和4年7月	たこバスについて	子どもの明石清水高校への通学は、魚住駅から約2キロ歩か、雨の日や、炎天下などはたこバスに乗ります。部活動で遅くなり、バスに間に合わず暗闇を歩いて駅に戻るのも辛そうです。できれば青葉台ルートの本数を増やしていただきたいです。人件費確保など色々問題点はあると思いますが、ご検討頂けたら幸いです。	たこバスの増便についてですが、たこバスは採算が取れないなどの理由で民間の路線バスが運行していない地域を走っているため、収支が赤字となっています。それに加え、昨今の人件費の増加や燃料費の高騰により運行にかかる補助金が増加傾向にあります。そのようなことから、限られた予算で持続的に運行していくためにも、現状の便数での運行としております。1時間に1便と決めて多くは無便数ではございますが、お時間を調整ご利用いただけましたら幸いです。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
120	令和4年7月	自転車の撤去について	<p>明石駅のピオレ西側の路上に自転車を3から4時間停めていました。歩道に設置してあった駐車場は全て自転車が停めてあったため、歩道の邪魔にならないところに、近くの支柱と自転車をワイヤーで繋げて停めていましたが、ワイヤーを切って撤去されていました。</p> <p>違法駐輪はいけないことですが、通行の邪魔にならないところに、数時間停めた程度で、ワイヤーを切ってまで撤去するのはやりすぎだと思います。せめて半日警告文書を添付してからも遅くないのでは。長年愛用していたワイヤーを壊され、ショックでした。</p>	<p>撤去を行いました当該自転車の駐輪場所は、地元自治会等の要望を受け、終日自転車等放置禁止区域に指定されています。条例では、即時撤去が可能とされていますが、当課では様々な事情を考慮し、放置状態を確認次第、警告札を貼り、1時間経過後に同じ場所で警告札が貼り付けたままの状態が変わりないことが確認できた後に、撤去しています。ワイヤーにつきましては、歩行者の通行の安全と円滑を確保するために、当該自転車が係留されている場合は、係留器具等の切断その他必要な措置を講じることができると定めています。ワイヤーの有無により、撤去の可否判断が変わると放置自転車が増え、安全な通行が確保できません。</p> <p>1台の放置された駐輪が呼び水となり別の自転車を誘発し、歩道や歩道上の点字ブロックを塞ぎ、大変危険な状況であった為、条例を制定した背景がございます。</p> <p>放置禁止区域に指定するにあたり、明石駅周辺には有料の公共自転車駐車場を14カ所整備し、運営を公益財団法人自転車駐車場整備センターへお願いしています。過去の報告によれば、全ての自転車駐車場が満車となり、どこにも駐輪が出来ないといった報告は受けておらず、また利用料をお支払いされている方との公平性が保てず、正しく駐輪場をご利用いただけない方が増えてしまう可能性もあります。</p> <p>今回いただきましたご意見を受け、今後より一層自転車駐車場の場所及び放置禁止区域の周知に力を入れ、駅前の放置自転車の減少へ向けさらに尽力していきます。</p>	<p>道路安全室交通安全課 /078-918-5036</p>
121	令和4年7月	山手環状線工事に伴う大窪八幡宮移設のスケジュールについて	<p>山手環状線工事に伴う大窪八幡宮移設工事が、2021年夏頃以降役員ではない氏子へは説明がないまま始まっていますが、工事の具体的なスケジュールは説明はされないのでしょうか。</p> <p>また、公表された資料によると自然生成の木は伐採するとなりましたが、拝殿前に植えられていた松が無くなっていました。大窪八幡宮の象徴的な樹木だったので残念に思っています。再度同じような配置で松を植えるのでしょうか。</p> <p>もしスケジュールが決まっているのであれば、それらをまとめた資料を氏子の各世帯に配布をしていただきたいです。</p>	<p>当該工事は、本市ではなく神社が発注した工事となりますので、具体的なスケジュール及び樹木の取り扱い等につきましては、神社関係者と施工業者の間で協議を行いながら、決定するものと理解しております。</p> <p>そのため、大窪八幡宮移設工事に関して、本市から説明ができることは特にご覧できませんので、神社関係者にご確認くださいませよう、よろしく願いいたします。</p> <p>具体的なスケジュール及び樹木の取り扱い等に関する説明について、ご要望がありましたことは、神社関係者にお伝えいたします。</p> <p>なお、松の木につきましては、一旦別の場所に移植したうえで、再度植樹すると聞いています。</p> <p>最後になりますが、神社の再生に向け本市も尽力いたしますので、今後ともよろしく願いいたします。</p>	<p>道路安全室道路整備課 山手環状線整備担当 /078-920-8212</p>

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
122	令和4年7月	夜間の花火について	打ち上げ花火など大きな音がする花火は禁止にするか20時か21時までとしてほしい。 現状22時まで可能となっているが、そんな時間には小さな子どもは寝ているし、起こされるのは迷惑です。	夜間の花火については、深夜における市民の静穏保持、安眠を守るため、明石市の環境の保全及び創造に関する基本条例により、公共の場所での午後10時から日の出までの花火を禁止しています。 音を発する打ち上げ花火等については、午後10時までであっても騒音となり周辺住民の皆様の迷惑となることや不適切な使用により危険が伴う恐れがあります。そのため、花火をする方が周辺環境に配慮して、マナーを守って行っていただくことが重要であることから、本市では公共の場所において、条例の周知やマナーの啓発を行っています。 海岸におきましては、打ち上げ花火や地面に置くタイプの花火も可能としていますが、大きな音が出るものやロケット花火のように飛ぶものについては、近隣住民の方のご迷惑とならないように注意していただくとともに、なるべく早めの時間にさせていただけるようご協力をお願いしています。例年、利用者が多い7・8月の夏季を中心に警備員による夜間花火の規制パトロールを午後9時から午前4時まで行っており、海岸利用者のマナーアップに取り組んでいるところです。また、砂浜には午後10時以降の夜間花火禁止を啓発する看板も設置しています。 さらに、公園においては、石ヶ谷公園、明石海浜公園、大蔵海岸公園、八木遺跡公園での花火は、終日禁止するとともに、それ以外の公園では、手持ち花火などの子ども用花火は可能としていますが、打ち上げ花火など、周りに危険が及ぶ可能性のあるものは禁止としています。 引き続き、公共の場所での花火については、花火をする方が周辺環境に配慮して、マナーを守って行っていただけるように周知・啓発を行ってまいります。 今後、花火の音等でお困りになった場合には、公共の場所を管理する部署にご連絡いただければ、改めて周知・啓発等を行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	環境室環境総務課 /078-918-5029
123	令和4年7月	林崎松江海岸パドルボード使用について	東側の海の家がある海岸の隣、東から2番目の海岸で泳いでいますが、昨年頃からパドルボードの使用が増え、泳いでる人とパドルボードが混在しました。 今年になってパドルボードが更に増え、遊泳が危険な状態です。 昨年までは東から3つ目の海岸でパドルボードのスクールを行ってましたが、今年から2つ目の海岸でスクールを行うようになった為だと思えます。 ジェットスキーと遊泳者の棲み分けをいち早く取り組まれた明石市の取り組みには感謝しています。愛好家が増えているパドルボードとの棲み分けも、夏季のみ行っていただければ安心して泳げると思えます。ご検討をお願いいたします。	現在、林崎海岸につきましては、明石林崎海水浴場組合が開設者となり、7月7日から3年ぶりに海水浴場が開設されています。 従来の海水浴場の範囲につきましては、海の家がございます東から1つ目のスパンと2つ目のスパンが遊泳区域となっておりますが、今年からは東から1つ目のスパンのみ海水浴場として開設されていることから、遊泳される場合は海水浴場のご利用をおすすめしているところです。 ご意見にございますスタンドアップパドルボード(以下、サップ)につきましては、近年人気が高まり利用者が増加していることに加えて、新型コロナウイルスの影響による海水浴場の不開設や、今年からは東から2つ目のスパンが海水浴場ではない等の理由から、スクールや一般利用のサップが集中していると推測されます。 本市としましては、引き続き関係機関等と連携し、海岸利用者が安全に安心して海岸域を利用できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
124	令和4年7月	新・旧の住所の周知を徹底できないでしょうか	<p>昨年末に土地区画整理事業換地処分によって、住所が新しくなりました。ただ、それが徹底されていないようで、宅配業者などが間違っ配達しています。</p> <p>先日は、警察に新しい住所を伝えたら、「新しい住所では分からない」と言われました。免許証は住所変更しているのに、これでは、何かあったときに、住所が分からないということになりかねません。半年以上すぎているのに、警察ですら新住所に対応していないのは、はなはだ不安です。</p> <p>ご多忙とは思いますが、関係各所、宅配業者なども含め、改めて周知をお願いします。</p>	<p>明石市区画整理事業につきまして、平素よりご理解とご協力をいただきありがとうございます。また、換地処分に伴う住所変更により、ご心配やご面倒をおかけし申し訳ありません。</p> <p>昨年12月17日に換地処分を公告した西明石土地区画整理事業鳥羽新田地区につきましては、公告の翌日から新しい住所に変更されております。</p> <p>明石警察署や明石郵便局をはじめとした住所変更に関係する機関に対して、住所変更を円滑に対応していただくため、変更期日に加え、変更1カ月前にも新旧住所対照表と対照地図を配布し、周知を図ってきたところです。このたび、警察に電話された際、「新しい住所ではわからない」と回答された件に関して、8月1日に明石警察署に確認を行いました。</p> <p>明石警察署では市が提供した資料をもとに住所変更地区を管轄する交番に情報共有し、住所変更内容を把握しているとのことです。しかしながら、本署への問い合わせの場合、異動間もなく土地勘がない署員が対応した際、住宅地図に新住所が表示されていないため、ご相談いただきましたような対応があったことは否定できないとのことでしたので、明石警察署内での再度の周知をお願いしてきたところです。</p> <p>また、宅配業者の誤配送の件ですが、宅配業者は無数に存在するため、明石市から住所変更に関する情報を発信していませんが、照会があった企業には新旧住所対照表を交付するなど情報提供に努めてまいりました。しかし、ご質問者様が指摘されるような事例が未だに見受けられるとのことです。このたび、明石市区画整理事業のホームページで宅配業者への住所変更の再度の周知と新旧対照表の交付手続きについて、案内させていただくことにします。</p> <p>ご指摘のような事例が今後も続くようであれば、宅配業者に明石市区画整理事業のホームページを確認いただくようお声がけいただきましたら幸いです。</p>	都市整備室区画整理課 /078-918-5038
125	令和4年8月	西二見駅について	<p>清掃について</p> <p>清掃員の方はよく見かけますが、あまり汚れていないスロープの床面のモップ掛けばかり行っているように見受けられます。他にも汚れているところは沢山あります。例えば、自動販売機横のゴミ箱の投入口周り、エレベーター前の天井のクモの巣など、ひどい状況です。</p> <p>スロープでの自転車利用について</p> <p>スロープで自転車利用の際は降車することになっていますが、降車しない方がよくおられます。</p> <p>先日は、スマホで電話しながら、自転車で乗ったままスロープから地下に進入する方を見ました。とても危険な行為です。どうか改善をお願いいたします。</p> <p>駅周辺での喫煙や飲酒について</p> <p>地上のスロープ入口付近、地上のエレベーターホールでの喫煙、飲酒が本当に多いです。</p> <p>また、北側の地上スロープ入口では、地面に座って喫煙をしています。</p>	<p>清掃について</p> <p>山陽電鉄西二見駅の地下通路につきましては、エレベーター前の天井のクモの巣を現地確認いたしました。再度、清掃業者に対して天井までの清掃を徹底するように指示させていただきました。また、自販機横のゴミ箱に関しては、自販機の管理会社に対して清掃頻度を増やすように連絡いたしました。清掃状況の確認を強化していきますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。</p> <p>スロープの自転車利用について</p> <p>歩行者通路を周知する看板及び安全対策のためのミラーを設置しているところです。</p> <p>ポール設置等の物理的対策については、自転車を降りなければ通り抜けできないようにするために複数のポール等を設置する必要があり、一般の利用者の通行に支障が生じるため難しいと考えています。</p> <p>自転車利用のマナーにつきましては、明石警察署と連携して自治会や学校など市内全域で交通安全教室を行っています。</p> <p>今後も引き続き交通事故の未然防止に努めてまいりますのでご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>道路安全室道路整備課</p> <p>2020年4月施行の受動喫煙防止条例では、多くの喫煙してはいけない場所が規定されましたが、駅周辺をはじめ屋外は一部を除き規制の対象外となっているのが現状です。</p> <p>そのため当課では山陽電鉄線につきましては山陽電車様のご協力をいただき、駅構内に受動喫煙被害防止の啓発ポスターを掲示し、駅周辺に関しては、施設管理者(明石市または山陽電車様)の許可を得て「禁煙」のポスターを掲示しております。</p> <p>すでに東二見駅をはじめ、数駅でポスターの掲示を実施しております。</p> <p>ご指摘の西二見駅につきましても、禁煙ポスターの掲示など受動喫煙防止に向けて取り組んでまいりますので、ご理解のほどよろしくご申し上げ申し上げます。</p> <p>あかし保健所健康推進課</p>	<p>道路安全室道路整備課 /078-918-5034</p> <p>あかし保健所健康推進課 /078-918-5657</p>

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
126	令和4年8月	海岸でのBBQについて	ジェットスキー対策についてはカメラ設置により一定の効果はあるものと推察いたします。しかしながら海岸でのBBQについては、禁止の看板は見受けられず、野放し状態であり、使用した炭は海岸に穴を掘って埋めたり、ごみはそのまま放置されていたりと観るに堪えません。たまたまゴミ拾いをして追いつきません。バーベキューを禁止、または大蔵海岸同様に有料化しては如何でしょうか。	海岸の利用については、自由使用の原則があり、法律や条例によりバーベキューなどを全面禁止にするといった規制は難しいのが現状です。本市としましては、特にバーベキュー利用者が多い林崎海岸におきまして、ゴールデンウィークや夏季期間などに啓発誘導員を配置し、海岸利用者に対してゴミの持ち帰りなどを啓発・指導しているところですが、一部の利用者がバーベキューの炭をそのまま砂浜に埋めるなどの悪質な行為も見受けられ、市としてもその対応に大変苦慮しております。引き続き、海岸管理者の兵庫県と連携しながら、ゴミの持ち帰りなどマナーアップの啓発を行なってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
127	令和4年8月	明石小学校前の歩道の草木について	明石公園の東側に面した、明石小学校前の歩道ですが、数ヶ月前から街路樹の枝葉が人の顔の辺りまで垂れ下がり、雑草が生い茂っております。歩道は人が二人通るのがやっとの幅なので、草木が多い場所では譲り合って通らなければならない状態です。この歩道は歩行者だけでなく、博物館のエレベーターを利用する自転車の行き来も多いため、とても危険だと感じています。早急に草木の手入れをお願いします。	ご連絡いただいた箇所につきましては、8月19日に当課職員が現地を確認させていただき、取り急ぎ委託業者に除草の指示をしています。ただし、現在委託業者が他に多数の現場をかかえており、鋭意除草作業を行っています。ご連絡いただいた箇所の除草完了までしばらくお時間をいただく可能性がございます。また、街路樹の枝葉についての件ですが、現場を確認したところ、明石公園の外堀に植えられている樹木の枝葉でしたので、本市を通じて兵庫県園芸・公園協会公園管理課(電話078-912-7600)に対応を依頼しています。なお、今後も現場パトロール等を行い、市民の皆様が安全に快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、お知らせいただけましたら幸いです。今後ともよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
128	令和4年8月	明石市内の緑化について	<p>明石市に30年以上暮らしていますが、近年の人口増加に伴い住宅地の整備が広がっている一方、市内の緑が随分減ったように感じます。以前は街中で見られた狸や虫たちが住む余白もどンドン無くなり、個人的にやるせない思いに駆られています。</p> <p>また市の街路樹も他の自治体と比べて少なく、夏の日差しの遮蔽や見た目での涼も損ねられているように感じます。</p> <p>市民の暮らしが第一であること、また緑化における諸問題の整備に大きな負担が伴うことは重々承知しておりますが、市として緑に溢れ人と動植物の共生が叶う環境作りをいただければと思います。</p>	<p>街路樹や植樹帯には、木陰を提供したり自動車交通から歩行者や自転車を分離し、道路利用者の安全性や快適性を高め、沿道の環境を保全する役割があります。</p> <p>既存の街路樹等につきましては、植栽後の道路の利用状況の変化や樹木の成長に合わせた維持管理が必要です。このため、日頃の道路パトロールにより必要に応じて剪定し、信号や標識などを見やすくするとともに、歩道幅員の確保に努めています。</p> <p>また、狭い歩道の植樹帯を撤去し歩行空間を広げて欲しい、交差点付近の街路樹や植樹帯についても見通しを良くするために撤去して欲しい等の要望をいただくこともあります。</p> <p>一方で、緑がもたらす憩いや潤いの機能、景観の向上を求めて街路樹を増やしてほしいとの要望もあります。</p> <p>いずれの要望をいただいた場合でも、交通量や地域の意向、歩道の利用状況などを確認した上で、適切に対応していきます。今後の街路樹維持管理のあり方について貴重なご意見として伺いさせていただきます。ご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>道路安全室道路整備課</p> <p>明石市では10年に1度程度の頻度で、市内の緑の量を把握することを目的に、航空写真を用いて「裸地(土)」「水面」「河川水路」「田畑」「草地」「樹林地」の面積を算出しています。</p> <p>調査を実施した平成21年度と令和元年度を比較しますと、「裸地」が7.1%から4.3%に、「田畑」が14.6%から10.1%に減少しています。これはご指摘のあった通り、近年の人口増加に伴い市街化区域にある、空き地や田畑が開発されたことによるものと推察されます。</p> <p>本市では「明石市緑の基本計画」を策定しており、平成23年度から令和4年度までの緑化に関する目標水準を、緑の量(「樹林地」+「草地」+「田畑」)について現状値(平成23年度)以上としています。緑を守り育てる具体的な施策として、公園の新たな整備や開発事業における緑地設置の指導等を行っていますが、上述のとおり「田畑」の減少により緑の量の現状維持の目標は達成できていない状況です。</p> <p>市街化区域内は開発されることを制限できるものではありませんので、緑の量だけにとらわれるのではなく、管理が行き届いた質の高い緑を増やす施策展開が必要と考えています。「明石市緑の基本計画」の見直しを来年度行う予定ですので、取組むべき施策をしっかりと検討したいと考えています。</p> <p>都市整備室緑化公園課</p>	<p>道路安全室道路整備課 /078-918-5034</p> <p>都市整備室緑化公園課 /078-918-5039</p>
129	令和4年8月	道路の状態について	<p>上ノ丸から太寺間のバス道が、凸凹していて自動車でも自転車でも通行しにくいです。整備していただきたいです。</p>	<p>上ノ丸から太寺間のバス道ですが、県立明石公園の図書館の北より東方面に延びる市道太寺上ノ丸11号線(約1キロ)のことと推測します。</p> <p>市道太寺上ノ丸11号線の中で、車道舗装に凸凹がある区間を認識しています。</p> <p>現在、凸凹がある区間の舗装修繕工事の実施に向けて、準備をしている状況です。</p> <p>舗装修繕工事は、今年度中に完了する予定となっています。</p> <p>ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>道路安全室道路整備課 /078-918-5034</p>

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
130	令和4年8月	林崎松江海岸に関して	林崎松江海岸に孫を連れて久しぶりに行ったら、水上バイクに関する警告の立て看板の多さにびっくりしました。多さですが、なぜあのように立てる位置や向きが乱雑なんですか。看板を見ると明石市の物と警察の名前が入ったものがありました。その2つが近くの位置に雑に立てすぎて統一性に欠けてます。以前はもっと穏やかで海を楽しめた場所。マナー違反をする者がいるから仕方がないにしろ、見た目も重視した立ち位置を考えてほしい。海水浴シーズンが過ぎるとあの看板も撤去になると思うが、来シーズンは立てる位置を考えてほしい。	林崎海岸における看板については、海岸をより安全に利用していただけるよう利用者のルール・マナーアップを啓発するために設置しているところです。看板はそれぞれ啓発する目的や対象者が異なるため、海岸利用者に向けた看板は砂浜の入り口正面付近に、水上バイク利用者には沖からよく見える位置に設置しております。啓発する対象者から少しでも見やすいように意図的に角度を変えて設置しているため乱雑に見えたかと思います。今回の意見を参考に来年度以降も海岸利用者が安全に安心して海岸域を利用できるよう努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
131	令和4年8月	カーブミラーの設置を希望します	明石市太寺二丁目の太寺保育園の裏門に向かう道路に、カーブミラーの設置を希望します。通園路、通学路として子どもが多く利用する道ですが、カーブの見通しが悪く、一方通行ではないため、車で曲がる際に、向こうから車が来るのかわからず、怖い思いをしています。	現地を確認したところ、交差点には隅切りが設けられているため、カーブミラーは設置できません。巻き看板を設置し注意喚起を行います。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
132	令和4年9月	商業施設の入口にある歩道の段差	大久保町にある大型商業施設の北側入口の歩道がくぼみ、段差ができています。歩道が市の管理でしたら補修を、施設の管理なら施設に補修をするように言って頂けますか。	お問い合わせの箇所を確認したところ、明石市管理でなく、商業施設側の土地と判明しました。そこで、9月7日に商業施設を直接訪問し、状況を説明のうえ対応を依頼しました。いましばらくお待ちいただけますよう、よろしく願いいたします。	道路安全室道路総務課/078-918-5031
133	令和4年9月	たこバス路線「中崎大蔵」の新設について	(提案) 明石駅前～中崎海岸～大蔵海岸～JR朝霧駅南階段出口を結ぶ回遊性の高いたこバス路線「中崎大蔵」を新設することを提案します。 (提案理由) 明石駅中心市街地から大蔵海岸までの各施設を巡ることで、路線の回遊性を高めます。大規模なテーマパークのようにバスの停留所の間隔は短くして利便性を高め、終日乗車券(100円)を導入します。路線バスの中崎海岸線の代替として、大蔵海岸沿い居住する市民の通学・通勤・買い物等のための利用も目的とします。この運行によって、アクセスの良い住宅地としての価値を高め、密集市街地である大蔵地区の災害発生時の避難・消火等の都市防災機能を改善する契機にもなります。	今回、ご提案のあったたこバスの新設路線「中崎大蔵」と同様の趣旨で過去に平成21年度から平成23年度まで運行していた都心循環バスがございます。この都心循環バスは、中心市街地の回遊性の向上を目的とし、明石駅から天文科学館など集客力の高い施設を経由しながら朝霧駅の南側ロータリーを結んでおりましたが、運行当初より、利用が低迷していたため、利用者の増加を目指し、ルート見直しなどの改善を図りましたが、利用者が思ったように伸びず3年間で運行が終了したという経緯があります。よって、現状ではたこバスのような路線を運行することは効果が低いものと考えております。しかしながら、明石駅前の再開発が完了し、今後、市役所の建て替えや明石港東外港(旧砂利揚場)の整備が予定されており、明石駅周辺との回遊性の向上については検討の必要があると認識しております。何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	都市整備室都市総務課/078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
134	令和4年9月	たこカート路線の新設について	<p>(提案)</p> <p>松が丘、朝霧及び高丘地区の坂道区間だけを上下に運行するたこカート路線(エレベーター路線)の新設を提案します。</p> <p>(提案理由)</p> <p>ゴルフカートを運行に用い、区間は特定の坂道だけに限定して、自動運転を採用します。ただし、利用者の乗降時の安全確保も含めて添乗員が同乗します。</p> <p>空車で走行することを避けるために、スマホを活用することにより、エレベーターのように実車のみで運行することが可能です。また、自動運転機能のレベルが上がれば、エレベーターのように無人運転も可能になります。</p> <p>利用料金は無料とします。坂道対策が、高齢社会のさらなる進行に伴う、空家の発生を防止するために欠かせない対策です。</p> <p>地域の自治会・町内会が、たこカート運営組織を設けて、添乗員(ボランティア)と、カートのガレージの確保します。市行政は、カートが無償貸与し、地域の自治会・町内会に運営助成金を支払います。</p>	<p>エレベーターのように上下移動する路線ではないですが、ご提案のたこカートと同様の趣旨で地域内の高低差がある地域と最寄りバス停や、生活関連施設を結ぶ路線として、令和元年度に朝霧地区にて電動カートを使用したグリーンスローモビリティによる社会実験を行っています。</p> <p>約1か月の社会実験を行う中で見えた課題としては、運行の安全を担保できる運行主体と運転手やガレージなどの確保についてです。社会実験では、運行主体が明石市、運転手は社会福祉法人にボランティアをお願いし、ガレージは地域に無償でお借りしましたが、持続的に行うためにはご提案のとおり、地元自治会が運行主体となり、ボランティアとして地域で運転手等を確保する体制づくりが必要であり、そういった地域があれば市が支援していくことも検討していきたいと考えております。</p> <p>なお、自動運転が可能になれば人件費はかからなくなりますが、現状では、運転手がすぐに介入する必要がある条件付き自動運転いわゆるレベル3の社会実験も各地で行っているものの、運転手が不要の完全自動運転となるレベル4以降が公道等で実用化されるにはまだ時間がかかるものと考えています。</p> <p>新しい交通モードは、日々技術が進歩していることから、今後も調査・研究を続けてまいりたいと考えます。</p> <p>何卒、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
135	令和4年9月	ICOCA利用による西明石駅の南北改札口の通り抜けについて	<p>(提案)</p> <p>JRの協力によってICOCAカードを利用しJR西明石駅の北改札口と南改札口を通り抜けすることができる仕組み設けることを提案します。</p>	<p>この度はご提案いただきありがとうございました。</p> <p>頂きましたご提案は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	企画・調整室/078-918-5283
136	令和4年9月	西明石駅南線(3.4.534号)の見直しについて	<p>(提案)</p> <p>西明石駅南線(3.4.534号)は、自動車道と自転車道と歩道を完全に3つに分離することを提案します。</p>	<p>この度はご提案いただきありがとうございました。</p> <p>頂きましたご提案は、今後の検討の参考とさせていただきます。</p>	企画・調整室/078-918-5283
137	令和4年9月	街区公園及び近隣公園の均衡ある整備について	<p>(提案)</p> <p>各小学校区の児童一人当たりの街区公園及び近隣公園の合計面積が均衡するような施策を講じることを提案します。</p> <p>(提案理由)</p> <p>明石市都市計画マスタープランには、一人当たり公園面積を各小学校区間で比較する資料が掲載されていません。また、プランでは新たな公園の設置は民間開発による帰属や無償での用地提供及び区画整理事業によるものとし、人口減少の到来や維持管理費を理由として、市行政による設置は慎重に検討するとしています。</p> <p>市民は、居住する小学校区に関係なく、同じ基準で都市計画税を負担しています。特に、幼児・児童の発育過程において公園は重要な役割を持っています。</p> <p>大規模災害が発生した場合には、公園が、避難や災害活動の拠点として役に立ちます。</p>	<p>公園面積を各小学校区間で比較する資料が掲載されていないのご指摘をいただきましたが、小学校区を単位とした公園面積の統計は実施しておりません。</p> <p>広域な区画整理事業などにより、近隣公園1箇所につき4か所の街区公園が設置されるような都市計画がなされるのが理想だと考えますが、概成した明石市の市街地において、新たに公園用地を買収し、公園整備を実施することは非常に困難だと考えています。</p> <p>災害時の公園の役割として、一時避難地に20箇所の公園が指定されています。一方、避難や災害活動拠点は各地域の小中学校や公営施設等が指定されており、災害時の避難先を市民に周知することが重要だと考えます。</p>	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
138	令和4年9月	たこバスの路線の拡張及び運行本数の増加について	<p>(提案) たこバスの路線の拡張及び運行本数の増加を提案します。 (提案理由) 市行政は、運行回数の増加は補助金の増額になるので困難であると回答し続けていますが、利用者に無料で提供している道路、公園及び図書館等の都市施設がある中で、たこバスという都市施設に対する補助金額を増額を強固に拒む理由が分かりません。 コミュニティバス運行のための補助金は、市民の安全・安心を支えるための支出です。事業者の経営支援ではありません。</p>	<p>本市におきましては、誰もが安全で円滑に移動できる交通体系を確立するため、「明石市総合交通計画」を策定しており、その中で、市内の交通体系の考え方として、東西交通については鉄道が、南北交通については路線バスや、西明石駅以西の採算性の面から路線バスの運行が困難な地域や、道路状況により大型のバス車両では運行できない地域において、たこバスが担うこととし、それぞれの交通モードが役割分担することで、効率的で持続的な交通ネットワークを形成しているところであります。 たこバスについては、民間の路線バスと同様、効率的で持続的な運行を目指しており、運行の見直し基準として、収支率(運行収入/運行経費)が、たこバスの場合は50%、たこバスミニの場合は20%を下回る場合には、廃止を含めた路線の見直しを図っているところであります。 昨今の公共交通を取り巻く現状としましては、人件費や燃料費の高騰で現状のサービス水準を維持するだけでも運行経費が増加している状況であり、運行本数の増便については、よく要望をいただくところですが、運行本数を増便すると、運行経費は大幅な増額となりますが、利用者の増加による運行収入の増加は多くは見込めません。 よって、利用が多く、増便により収支が改善できるようなルートがあれば増便の検討が必要かと存じますが、現状、そのようなルートはない状況です。現在、新しい生活様式の推奨により、路線バスを含めた公共交通の需要の減少が見込まれており、当課としては、それを抑制するため、利用促進などを積極的に行っているところであります。 今後、やむを得ず、路線バスが休止・廃止となった場合にはたこバスの導入検討が必要とありますが、路線バスの運行している路線と競合する形で低廉な運賃のたこバスを導入した場合、昨今のコロナ禍で路線バスの経営が厳しくなっている中、路線バスの休止や廃止を促進することになり、結局は、地域の方にとってよりサービス水準の低下を招く恐れがあるため、たこバスの拡張には慎重な検討が必要と考えております。 よって、たこバスについては、路線バスとのバランスも踏まえながら、運行を検討してまいりたいと考えております。 何卒、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	都市整備室都市総務課 078-918-5037
139	令和4年9月	買物不便地への対策としての移動販売車ステーションの設置について	<p>(提案) 食料品・日用品などの買物が不便な地区に移動販売車が長時間駐車できるステーションの設置を提案します。 (提案理由) 市街化区域内において、持続可能な均衡あるまちを維持していくためには、この買物不便地対策が欠かせません。そこで、市行政が買物不便地の空地(家屋の除去)を購入し、敷地を舗装し、排水施設を設け、アスファルト舗装し、移動販売車ステーションとします。移動販売車ステーションでは、道路交通法違反及び交通事故のリスクを回避することができます。 移動販売車ステーションでの買い物は短時間であっても、住民がまち(コミュニティ)を感じることに役立つものと思います。</p>	<p>本市は「誰もが暮らしやすいまち」を目指しており、買い物困難者対策として、平成27年から卸売市場による生鮮食料品の移動販売を実施いたしました。しかしながら、商品内容等のニーズの変化等から、現在では実施しておりません。 その他の取組としましては、コープこうべによる「買い物ん行こカー」事業を実施しております。この事業は、高齢者や障害者、妊婦、未就学児がいる世帯を対象に、週1回、決まった曜日・時間に玄関先からコープまでを無料送迎し、買い物する機会を提供するものです。本市はコープこうべと2020年10月に「SDGsの推進に関する包括連携協定」を締結し、その後、連携事業としてコープこうべにおいて本事業の拡大を図っていただき、現在、大蔵・朝霧・大観・和坂・藤江・大久保・魚住・二見の8地区で運行しております。 今後も引き続きいただいたご提案や市民の皆様からのご意見を参考にしながら、今後の施策を検討して</p>	企画・調整室/078-918-5010

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
140	令和4年9月	歩道の雑草	明石市立山手小学校の北側の門を南西に進んだところにある橋周辺および菑二丁目公園方面の歩道に雑草が多く生えています。通学路であり、幼い子供から年配の散歩の方など利用者の多い道のため危険な場合があります。雑草のなかには、個人宅の植栽と思われる植物が自生している場合があります。今以上に放置すると更に葉が横に広がり、根がアスファルト舗装を凸凹させ、躓きの危険が予想されます。除草作業等行って頂けないでしょうか。	ご連絡いただいた箇所につきましては、9月8日に当課職員が現地を確認させていただき、取り急ぎ委託業者に除草の指示をしています。ただし、現在委託業者が他に多数の現場をかかえており、鋭意除草作業を行っています。ご連絡いただいた箇所の除草完了までしばらくお時間をいただく可能性がございます。なお、今後も現場パトロール等を行い、市民の皆様が安全に快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、お知らせいただけましたら幸いです。今後ともよろしく願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
141	令和4年9月	家の前の溝に蓋をしてほしい	家の前の道が大変狭く、公道に溝があり、そこに蓋をしてほしいです。車を駐車する時にその溝に前輪がはまってしまい、一度市役所の方に来ていただきましたが断られました。公道なので、自分で溝に蓋をしてもし誰かが怪我をすると私の責任になると言われ、どうすることもできません。なるべく早く対応していただきたいです。	側溝の蓋掛けについては、通学路等における安全対策の1つとして実施し、地域・学校等と情報共有を図りながら、危険性の高い箇所から対策を行っております。具体的な蓋掛け箇所については、周辺地域のご意見を尊重し、地域意見を取りまとめて頂いている自治会などから要望を頂き、検討させて頂いているところです。ご指摘の路線については、学校指定の通学路ではございませんが、地域にご相談頂き、地域からご連絡頂きますと、検討してまいります。また、側溝の蓋掛けは市の基準に従い工事していただければ、ご自身で行うことも可能です。市の基準に沿って施工された蓋に関しては、工事後は市で管理させていただきます。ご希望の場合は建設業者や道路総務課の利用調整係にご相談ください。ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
142	令和4年9月	ガードレールが損傷していて修理をお願いしますでしょうか	小学校の通学路に損傷しているガードレールがあり、そこで遊んでいる児童がいます。大変危ないと感じています。一度見ていただけないでしょうか。	現場確認を行ったところ、当該構造物は水路への転落防止を目的として設置されたものと考えられ、また、通学路上でもあることから改修予定です。よろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
143	令和4年9月	草刈、排水溝清掃要望	いつも通勤する通路ですが、民地から雑草が生い茂り歩道を塞いでいます。また、畑の土が流れ出し、排水溝を塞ぎ歩道に水が染みでています。西明石の割池谷信号を南に下って左手になります。	現地を確認させていただきました。ご指摘の畑からの雑草と土の流出について、所有者に対して適正管理するよう関係部局(環境保全課・農業委員会事務局)から指導連絡します。なお、雑草については、取り急ぎ特に歩道にはみ出した雑草の除草を行いました。排水溝の土の詰まりについては、原因者(所有者)の対応をみて市の対処を検討します。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
144	令和4年9月	JR西明石駅南地区の用途地域の変更について	(提案) 用途変更を行う区域の建ぺい率を60%にすることを提案します。 (提案の理由) JR西明石駅南側一帯は優良な住宅地として後世に残していくのが最も賢明な選択です。市行政には、10年、20年後の人口減少の状況を想定して、一帯を良好な住宅地として存続させる取り組みが求められています。	市といたしましては、地域の実情を踏まえたうえで、活性化に向けた土地利用が図られるよう取組を進めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	企画・調整室/078-918-5283

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
145	令和4年9月	鳩のフン	通勤でJR西明石駅を利用しておりますが、西口から出て西側に歩いて進むと鳩のフンがとでもたくさん落ちております。アレルギーもあるので歩道に落ちている鳩のフンの健康被害も気になります。JRに言うべきであればそちらにも連絡しますので、市の管轄であるのか、対応を考えていただけるのかなど返信いただけると幸いです。	明石市では、道路の表面管理を行っており、歩道の汚れを確認したため、令和4年9月1日に新幹線高架下の歩道やガードレール、車道柵等のフンによる汚れを高圧洗浄車で路面清掃等を行いました。 新幹線の橋桁に鳩が止まらなくなるネット設置等の対策につきましては、鉄道会社で実施していますので、道路安全室道路総務課から鉄道会社に対して是正していただくよう申し入れを行っております。 鉄道会社からは、ネット取替工事を予定しているとの回答があり、それに先立つネット内の鳩糞撤去を10月に予定しているとのことです。 今後とも、快適な歩道の維持管理に努めてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
146	令和4年9月	船上下水処理場の南側の海岸のゴミについて	船上の下水処理場の南側の防波堤の海岸の三角州ですが、ゴミが多いです。散歩時、気になり自分でゴミ拾いを行ったりしましたがそれでも酷いです。バーベキューを行ったあとのゴミや遊んだ後のゴミが多いです。ゴミで明石の海が勿体ないと思いました。	当該望海浜海岸は明石川の河口近傍に位置することから河川の上流や海から流れ着く漂着ごみが多く集まる地理的特徴があります。特に大雨による出水後はごみの堆積が顕著になることもあります。これらの集積したごみはボランティアの協力を得ながら回収し、市が収集・処分することで連携しながらごみの解消に対応しているところです。 また、地元の問題を解決するため、漁協や自治会、ボランティアグループなどにより地域の環境改善協議会が立ち上げられたところです。今後はこれらの団体を中心に地域の課題のひとつとして望海浜の景観や貴重な生物を守ることに伴う協議や市と連携した協力を重ねることで地域のよい環境を取り戻す活動に取り組み始めています。 また、望海浜海岸のうち東側半分にあたる場所、つまり船上下水処理場の南側部分は兵庫県が管理する一般海岸、その西側は明石市が管理する漁港海岸となっており、区域によって管理者区分が異なる場所もあります。引き続き、隣接する海岸管理者の県と連携しながら、ごみの持ち帰りなどマナーアップの啓発を行なってまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	産業振興室農水産課 /078-918-5017
147	令和4年9月	大型車両の通過による振動に悩んでいます。	大蔵海岸中から大蔵谷インターに向かう朝霧川沿いの道路は早朝、コンテナを積んだ大型トレーラーやトラックがスピードを出してよく走っていますが、その通過時に地震のような振動が伝わってきて何度も目を覚まします。山陽とJRの線路を跨ぐ高架を下りてきたところから朝霧2丁目交差点にかけて傷みのひどい箇所や、凸凹になっている箇所が多く、これが原因ではないかと思っています。今後これらの補修の予定はあるのでしょうか。	ご意見を頂きました朝霧川沿いの道路ですが、大蔵朝霧陸橋の北のローソンのある信号交差点の前後区間について、舗装修繕の必要性があると認識しております。現在、舗装修繕工事に向けて準備を進めている状況で、今年度中の完了を予定しております。 ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
148	令和4年9月	江井島海岸のヤシの木について	江井島海岸のヤシの木が年々高くなっているのが気になります。台風など強風が吹いた後には、木の枝や葉が落ちているのを見たことがありますし、触るととても固い印象を受けました。景観も大事とは思いますが人に当たると最悪のことも考えられますので、伐採も含めてご検討ください。	江井島海岸のヤシにつきましては、年々少しずつ高くなっていることに加え、台風時などは幹が大きくなる可能性があります。本市としましては、枯れた枝葉や外皮が落下しないよう定期的に剪定等を行うなど、引き続き適切な維持管理に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課 078-918-5042
149	令和4年9月	高丘西公園の除草について	テニスコートとグラウンドの境部分に雑草が繁茂しているのに対応してほしいです。	現地を確認し、テニスコート西側フェンス下とグラウンド端部分の除草の必要ありと判断したため、業者に作業を依頼し、10月11日に作業は完了しました。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
150	令和4年9月	屋内市民プール	明石市には屋外の遊び専用プールみたいなのはありませんが、屋内の健康増進用の市民プールがありません。子供から高齢者まで需要はとてもあると思います。開設の検討をお願いいたします。	明石市には市営の明石海浜プールが明石海浜公園にごさいますて、子ども向けの遊具を備えたファミリープールのほか、本格的に水泳を楽しめる50メートルプールもあり、幅広い年代の方々が利用され、ご好評いただいております。ただし、開場期間は例年7月から8月末までであり、年間を通してご利用いただける施設がないことも承知しております。 現在、市内にある約470か所の公園について、利用者の安全・安心を第一に維持管理を行っています。また、新たに土地を買収しての公園整備は行っており、寄付等により用地が無償で提供された場合のみ公園を新設している状況です。そうしたなか、新たに屋内プール施設を設けることは、用地や建物、維持管理費用など多額の費用が発生するため、大変厳しいものとなっております。申し訳ございませんが、ご理解くださいますようお願い申し上げます。 このたびは、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。今後の公園整備の参考にさせていただきます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
151	令和4年9月	水道料金支払いについて	PayPayなどの決済を開始してほしいです。	令和4年10月1日より、新たにスマートホン決済を導入しましたのでご活用ください。 なお、詳細につきましては、市のホームページもしくは明石市水道料金お客様センター(TEL078-915-0270)までご連絡ください。 今後も、お客さまサービスの向上に努めてまいります。	業務担当/078-918-5084
152	令和4年10月	台風時に側溝から水があふれ出る件	側溝から水があふれ出てます。浜国の高さより、下がっている付近の道路が大雨の時に側溝からあふれでて、一面水たまりができますので、一度、現地視察していただけないでしょうか。 側溝が泥で覆われているのと、雨水を逃がすところがないように思います。	現地を確認のうえ、必要に応じて対応を検討したいと思います。 ご理解賜りますよう、よろしく願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
153	令和4年10月	林崎の海岸での騒音について	林崎の海岸でキャンプをしている人が多いですが、早朝から大音量で音楽を流したり騒いだりして近隣住民には迷惑です。 騒音について規制したり、見回りを多くしてもらうことを希望します。よろしく願いいたします。	林崎海岸のキャンプ利用者による騒音につきましては、本市への問い合わせ時や現地パトロールなどにおきまして、近隣住民のご迷惑とならないように話し声や音楽等の音量について配慮して頂くようお願いしているところです。また、現地に看板を設置し注意喚起しているところですが、利用者のモラルやマナーによるところが大きく、本市としましても対応に大変苦慮しているところです。 本市としましては、利用マナー向上の取り組みなど引き続き行ってまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課 /078-918-5042
154	令和4年10月	大蔵海岸の照明	大蔵海岸公園はランナーや犬の散歩、ご老人など多くの方が利用していますが、日が暮れると公園内が暗く、ぶつかりそうになる事も多々あります。 中途半端な高さの照明はありますが、あれでは足元は暗く見えません。皆が安全に公園を楽しめるよう、公園内をもう少し明るくしていただけませんか？	大蔵海岸公園にはフットライト(足元)、ポラードライト(1mぐらいの高さ)、高さ5mの照明を設置しており、昼間とは違う夜の海岸を楽しんでいただくため足元を薄暗く照らす照明となっております。 フットライト、ポラードライトについては順次LED電球に更新を行っているところです。 今回のご意見を参考に引き続き安全な公園の維持に努めてまいりますので、ご理解の程よろしくお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課 /078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
155	令和4年10月	明石駅北側の一般自動車の降車と中高校生の自転車通学について	通勤で2点の気になることがあります。 1)バス停車位置に一般自動車が頻繁に停車して降車をしている行為が頻繁にみられます。 2)中高校生の自転車通学のマナーが非常に悪く、歩行者が歩道にいても猛スピードで突っ込んできます。歩行者優先と自転車が道路交通法に定める軽車両であることを理解していません。 事故が起こって、明石市のプライドが落ちないように願います。	明石市では、歩行者・自転車を中心に交通安全啓発を行っております。明石市内の高校生向けに「模擬交通事故再現型交通安全教室(スケアードストレイト教室)」や自転車ルールを中心とした交通安全教室を行っています。また、警察・学校・PTAとともに自転車マナーアップキャンペーン等を行い、ルール・マナーの向上を目指しているところです。 ご意見をいただいておりますバス停内での車の停車、自転車の歩行者妨害は、警察が取り締まりを行うものとなりますので、本件につきましては明石警察へ伝達し、取り締まり強化を要望いたします。ご理解のほど、よろしくお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
156	令和4年10月	EV車の充電スポット設置	EV車に乗っているのですが、明石市には公共の充電スポットがなく、充電スポット自体も多くはありません。他市では市役所や道の駅に設置しているところもあり、明石市にも気兼ねなく使える充電スポットが増えれば嬉しいです。	電気自動車の充電スタンド(スポット)について、市内では大型の商業施設、病院、コンビニエンスストア、明石公園などに設置されているところですが、いまだ不足している現状に間違いありません。今後、国・県等の普及状況を見極めながら、市としても効果的な普及について検討してまいりますのでよろしくお願いいたします。	環境室環境創造課 /078-918-5786
157	令和4年10月	明石駅付近の駐輪場について	明石駅付近の駐輪場が少なすぎます。 昼前に仕事に行こうとするとどこも満車で路上の駐車場も全て満車なことが多く、わざわざ遠いところまで停めに行っても満車なことが多いです。もう少し駐輪場があればと思います。	現在、明石駅周辺は、合計15カ所、6,111台分の公共有料駐輪場を(公財)自転車駐輪場整備センターが管理・運営しております。 駐輪場や駐輪スペースについて整備センターより定期的に利用報告を受けており、今のところ全ての駐輪場が満車となり、どこの駐輪場も利用できないといった状況は確認できておらず、新たな増設は検討しておりません。 しかし、駐輪場の設置場所によって稼働率が異なっており、一部の駐輪場では満車となる場合があることは確認しております。この度いただきました情報につきましては、管理を行っております整備センターへ伝えると同時に、施設職員の巡回等を増やすなどの対応策を講じるよう依頼いたしました。 また被害防止のため、ご自身のワイヤーロック等を用いて2重ロックを行うことが可能であることと、一部の駐輪場では暗証番号を登録できる駐輪ラックもあると聞いております。 通勤等で自転車を日々お使いの場合は、駐輪場の定期利用も可能です。駐輪場の定期利用をご検討の際は、明石市HP上に掲載しております各駐輪場の電話番号に一度お問い合わせをお願いします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
158	令和4年10月	ゴミ当番について	<p>私の自治会では、ゴミ当番のルールとして、収集できないゴミは当番が持ち帰り分別とあります。</p> <p>コロナ禍であり、ゴミの持ち帰り保管も気持ちが悪いです。それに、すぐに当番が掃除をすると、不適切な出し方をした方が気づかない可能性もあります。市民に分別持ち帰り義務があるのでしょうか？市としてもそこまですべてを求めていますか？</p> <p>また、資源ごみの持ち帰り禁止条例がありますし、資源ごみが回収されていない場合、持ち帰る事は条例違反にあたるのではないかと思います。</p> <p>曜日間違えて回収不能ゴミは、そのまま置いていて、本人が持ち帰らず、排出日まで放置されていれば回収して頂けますか？</p>	<p>「資源物の持ち去り行為の禁止(条例・規則)」についてご説明いたします。</p> <p>明石市でも他都市と同様、市職員(または市の委託業者)以外の者がごみステーションより紙類・金属類等の資源物を持ち去る行為が発生しており、持ち去り行為による治安への不安、再資源化への意識低下、騒音などから取締の要望等多くの声が寄せられ、明石市廃棄物の処理及び清掃に関する条例・条例規則を改正し、平成30年4月よりごみステーションに排出された家庭系一般廃棄物(規則で定める資源物)を持ち去る行為を禁止しました。</p> <p>この持ち去り行為を行った者とは、市職員(または市の委託業者)以外の者で自身(または組織等)のためにごみステーションより資源物を収集、運搬し、利益を得る者と想定しており、ご自身が出されたごみが収集されず残ったため引き上げた方や自治会等のごみ当番の方(担当されているごみステーションの掃除等をされる方)マンションの管理人の方等は想定しておりませんので、条例違反には当たらないと考えます。</p> <p>以上ご説明とさせていただきますが、今後ともごみの減量化・リサイクルにご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。</p> <p>環境室資源循環課</p> <p>当市では、ごみ置場に収集曜日の異なるごみが排出されていた場合は、「収集できません！」と書かれたシールを貼ります。これは、排出者がごみを持ち帰り、再度ルール通りにごみの排出をいただくように啓発するためです。</p> <p>したがって、当市としましては、コロナ禍の中もあり、ごみ当番の方が不適切に排出されたごみを持ち帰り、分別して再度排出いただくことは求めています。ご意見の中にもありましたが、ごみ当番の方がすぐにごみを引き上げてしまうと、排出者に対して啓発が出来なくなる可能性があります。</p> <p>その一方で、ごみ置場の衛生維持や、不法投棄の誘発防止のため、地元自治会がごみ当番のルールとして運用している場合も確認しています。</p> <p>つきましては、当市のごみ啓発活動や地元実情を踏まえた上で、地元自治会内でごみ当番のあり方をお話いただくことが適切ではないかと思われま</p> <p>す。</p> <p>なお、収集曜日の異なるごみは指定の収集日が来ましたら、収集を行う対応をしていますので、ご理解、ご協力のほどよろしくをお願いいたします。</p> <p>環境室収集事業課</p>	<p>環境室資源循環課 /078-918-5794</p> <p>環境室収集事業課 /078-918-5780</p>
159	令和4年10月	狭小道路の通り抜け	<p>電柱に「この先、狭小につき 通行ご遠慮ください」の掲示があります。確かに狭く、車がきたら、歩行者はいっぱい端に寄り、すぐ側を車が走行していきます。朝の通学時間帯などは小さな子供も歩行しており、危ないなと感じています。</p> <p>ポールを立てるなど強制的に通り抜け不可にできないのでしょうか。</p>	<p>ポール設置等の物理的対策に関する要望につきましては、周辺地域の合意形成が必要であるため、地域意見を取りまとめている自治会などからご要望を頂き、検討させて頂いているところです。</p> <p>お手数をおかけしますが、一度自治会にご相談いただき、地域からご連絡頂きますようご理解とご協力賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	<p>道路安全室道路整備課 078-918-5034</p>
160	令和4年10月	嘉永橋橋脚、落書きの件	<p>嘉永橋の橋脚にかなり目立つ落書きがされていました。</p> <p>国土交通省に連絡したところ、管轄は明石市と返信有ったので改めてメールしています。かなり目立って景観も損なうしみっともないので調査の上、対処願います。</p>	<p>ご意見を頂きました嘉永橋ですが、現地調査を実施し、橋脚に落書きがあることを認識しています。現在、落書きが目立たないよう、対策工事の実施に向けて準備をしている状況です。対策工事は、年内に完了する予定となっております。</p> <p>ご理解賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申し上げます。</p>	<p>道路安全室道路整備課 078-918-5034</p>

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
161	令和4年10月	歩道の雑草と砂利、横断歩道について	歩道の雑草が伸びているのと、接している駐車場からの砂利が溜まっているため歩行がしにくくなっています。砂利の方は駐車場の管理者に定期的な清掃を促すなどできないものでしょうか。 また、小学校付近の横断歩道ですが、旗を持つ大人がいない時には車は全然止まってくれません。横断歩道で横断しようとする歩行者がいる時に停止するのは運転者の義務のはずです。日頃の交通安全指導でも横断歩道を渡る子供への注意を促すばかりで、車を運転する大人への啓発が足りないと感じます。 停止義務の啓発など、併せてお願いしたいと思います。	ご連絡いただいた箇所につきましては、11月2日に当課職員が現地の除草作業を実施しました。 また、接している駐車場からの砂利については、所管する道路総務課(電話078-918-5032)に情報提供を行い、駐車場の所有者への指導を依頼しています。 なお、本市では今後も常日頃から現場パトロール等を行い、市民の皆様が安全に快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、お知らせいただけましたら幸いです。今後ともよろしくお願いたします。 道路安全室道路整備課  明石市では、歩行者・自転車を中心に常に交通安全活動・啓発を行っております。 また、明石警察をはじめ関係団体の協力のもと、ドライバー向けの交通安全教室や交通安全啓発のイベントを実施しているところではあります。 ご意見をいただいております「信号機の無い横断歩道での停止義務」など取締りに関することにつきましては警察が担当する事案となりますので、本件につきましては明石警察へ伝達するとともに取り締まり強化を要望いたします。 道路安全室交通安全課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034  道路安全室交通安全課 /078-918-5036
162	令和4年11月	明石海浜公園の植樹について	明石海浜公園を散歩したとき、夾竹桃が多数植樹されていました。夾竹桃は毒性の強い植物であるので撤去したほうが良いのではないのでしょうか。	キョウチクトウは、日本のみならず世界中で親しまれており、道路や公園などでも多く植樹され、他都市では「市の花」として指定されているところもあります。 毒性については、キョウチクトウ以外でもヒガンバナなど、普通に親しまれている植物でも口に入れると中毒を起こす植物はあり、毒があるという理由で、それらの植物を全て撤去することは、現実的ではないと考えています。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
163	令和4年11月	再建築不可物件	老朽化の激しい築50年の自宅を建替えようと、ハウスメーカーや工務店に相談したところ、自宅前の私道が向かいの家の敷地に『重ね登記』されており、自宅が接道していない家に変わっていることがわかりました。 解体しても再建築はできないそうです。 物件を放置して移り住むしかないのでしょうか。倒壊の危険性もあり、ご近所様に迷惑がかかってしまいます。空き家問題を抱える自治体としての救済措置はないのでしょうか。	建築確認申請では設定された建築敷地の所有まで問うものではありません。 但し、民事的なトラブルを避けるため自身が所有する土地での申請や、使用承諾を得た土地での申請が一般的です。 今回のケースについては、空地として設定されようとしている土地が建築確認申請により既に建築敷地として設定されているため、現状43条の許可を得ることは困難と思われれます。 まずは、建築敷地について当事者間で協議して頂きたい存じます。ご理解賜りますようよろしくお願い致します。 住宅・建築室建築安全課  明石市では土地家屋調査士による表示登記・境界相談を行っております。ご希望される場合はご予約ください。  <表示登記・境界相談> 土地・家屋の表示登記、境界問題に関する相談 [相談日時] 第1・3木曜日/13時00分～16時00分(1組40分以内) [相談場所] 市民相談室 電話/918-5002(要予約) 市民相談室	住宅・建築室建築安全課 /078-918-5046  市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
164	令和4年11月	踏切横の歩行者専用道路	ふぁーみん二見店前の踏切横に歩行者専用道路があるのですが、凄くスピードで自転車がいっぱい通ります。子どもの手を引いて歩いてる身からしましたら、凄く怖いです。歩行者専用道路の片側には歩行者専用道路という看板があるのですが、反対側には看板がありません。何故ですか。自転車も車両なので、降りて押してもらうように対策していただけませんか。	ご連絡をいただきました件につきましては、現地を確認のうえ、看板を新設します。着手までには少しお時間をいただきますが、ご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
165	令和4年11月	新幹線高架下道路の一方通行化	新幹線高架下道路北側の今井橋付近が一部両側通行になっていますが、なぜ一方通行ではないのですか。ここが両側通行の為、東西で自動車がかり合って渋滞がたまに発生しています。道路幅は一台分しかなく、避けることが出来ず後退しないといけなの渋滞の原因です。道路は市の管轄なのか県なのか国なのか判らないのでこちらに書かせて頂きました。	ご指摘の箇所は明石市道魚住155号線の終点付近と二見70号線の起点付近なので明石市が道路管理者です。しかし、一方通行等の交通規制につきましては兵庫県警察明石警察署の管轄となります。頂きましたご意見につきまして明石警察署にお伝えしたところ、自治会やまちづくり協議会等地域での合意形成後、地域の総意として改善策についての要望書提出が必要とのことでした。ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課/078-918-5031
166	令和4年11月	旧国鉄清算事業団用地に明石市立屋内スポーツセンターを設置する	旧国鉄清算事業団用地については、地域の活性化を西明石住民だけでなく、広範囲な地域の明石市民によって活性化を行うために明石市立屋内スポーツセンターを設置することを提案します。誰もが利用できるインクルーシブな施設です。	本市は、現在、西明石地区の活性化に向けて、JR西日本と共同で駅ビルをはじめ、新たな改札口、駅前広場、アクセス道路の整備、サンライフ明石のリニューアル等を第1弾の取組として進めているところです。これらの事業に一定の目途がつきましたら、第2弾の取組として旧国鉄清算事業団用地を活用した事業に取組む予定です。なお、当該用地の活用に向けた検討につきましては、今後、現状を十分に踏まえたうえで、市民の皆様のご意見をお聞きしながら進めたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	企画・調整室/078-918-5283
167	令和4年11月	本町商店街アーケード老朽化について	本町商店街のアーケードの天井から照明のカバーのような物が落ちてぶら下がっているのを見ました。何かの線で天井から繋がっていたので、地面まで落下していたわけではありませんが、背の高い方なら頭に直撃していたのではないかと思います。翌日には撤去されていましたが、アーケードの天井は他にも板が外れかけて、今にも落ちてきそうな部分などもあり、子どもを連れて歩くのが怖いです。柱など錆びていますし、地震などで倒壊しないかも不安です。定期点検されているのかも不明です。また、銀座通り商店街のアーケードからも針金のようなものが天井からぶら下がっているのをよく見かけます。もし老朽化が原因のようでしたら、事故が起こる前に取り壊しなどを検討していただきたいです。	ご指摘のあった本町商店街アーケード照明の一部落下については、本市においても落下を発生し、即座に所有者である本町商店街振興組合(以下、本件所有者)と連絡を取り合ったところ、すでに本件所有者にて補修業者を手配済みであり、市では周囲の安全注意喚起を行いながら、本件所有者にて撤去してもらいました。本案件をうけ、本件所有者に対し、同様の案件が起こらないようアーケード全体の点検を行うよう申し入れたところです。なお、明石駅周辺の各アーケードは、道路占用許可を得て各商店街組合等が所有(管理)しております。この道路占用許可の更新時には安全確認報告書の提出を求めており、今後も、より一層の安全対策の強化に努めてまいります。	道路安全室道路総務課/078-918-5031
168	令和4年11月	大久保周辺に図書館希望	大久保駅近くに図書館がほしいです。人口も多き年代も色々で教育的にも必要だと思います。ご検討よろしくお願い致します。	図書館の整備に関しましては、2019年(令和元年)に実施いたしました「本のまちアンケート」におきましても多くの要望が寄せられていました。図書館をはじめ、各種施設の整備に際しましては、例えば、単独での設置とするのか、あるいは他の機能を持ち合わせた複合施設での設置とするのかなどの設置方法をはじめ、その場所や費用をどうするのかなどの多くの検討・解決すべき課題がございます。このたびいただいたご意見も今後の検討における参考とさせていただきます。	シティセールス推進室本のまち推進課/078-918-5209

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
169	令和4年11月	山陽西新町駅前ロータリー	西新町駅前のロータリーに屋台村を作ってほしい。 今、飲食業は大変厳しい状況です。駅前などのテナント家賃はとても高額です。一方感染予防の為に来客数の制限や材料費高騰と開業したくてもリスクやコストが大きく難しい状況です。 屋台ならお客様も感染予防を意識しながら利用出来る上に、経営者の負担が最小限になります。人口が増えた分高齢者も増えて行き、ゴースタウンになる前に高齢者のコミュニティや、小規模事業者の増加、街の活性化に繋がる一歩として提案します。	西新町駅前ロータリーを含む道路上においては、基本的に店舗等の営業は認められておりません。 近年、道路法が改正されたことに伴い、お問合せ内容のような路上利用による賑わいのある道路空間の創出が注目されておりますが、地元自治会や地元商店街などの理解と協力が必要不可欠となっております。 このたびのお問合せは、今後の検討への貴重な意見と承りますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
170	令和4年11月	道路整備課御中 茜1丁目道路について	茜1丁目の道路について以下の点につきご回答願います。  1、山手台口の一方西側の交差点から西側のドラッグストアに続く道路の木の伐採、雑草の刈取り予定はありますか。また、それは定期的に予定されていますか。 A、茜1丁目内で各戸前に道路があり、雑草が茂っている箇所が多数あります。主幹の道路ではありませんが、これらの箇所も依頼すれば雑草の刈取りをお願いできますか。 B、草刈りを市に依頼できない場合、自治会や個人で対応することになりますが、除草剤の配布は可能でしょうか。 C、道路整備課に木の伐採、道路の雑草の刈取りを依頼する場合、どのような手順でお願いすればよろしいでしょうか。	1、雑草の草刈りについては定期的に実施しています。但し、年により雑草の繁茂状況が異なるため、草刈りの時期は一定ではございません。また、木の伐採の予定はございません。  A、B、市が管理する道路に生えている箇所の除草は、基本的に市で行います。そのため、除草剤の配付は行っていません。  C、木の伐採については、地元自治会より要望書の提出をお願いしています。雑草の除草につきましては、お電話でご連絡いただくことが多いです。なお、今年の5月より、『明石市道路通報システム(ここみてREPORT)』の運用を開始しており、このシステムでは現地の状況写真を送りいただけるため、現地の状況や場所の把握も即座に行えるため、そちらも併せてご利用いただけますと幸いです。インターネットにて、『アドレス <a href="http://gosei-report.com/CityAkashi/View/UserMobile/PortalPage.aspx">http://gosei-report.com/CityAkashi/View/UserMobile/PortalPage.aspx</a> 』につないでいただくか、『明石市 道路 通報』でご検索いただくと、通報画面にアクセスできます。  なお、本市では今後も常日頃から現場/パトロール等を行い、市民の皆様が安全・快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、お知らせいただけましたら幸いです。今後ともよろしくお願いたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
171	令和4年11月	旧波門崎燈籠堂について	旧波門崎燈籠堂まで子どもと散歩に行きましたら、ゴミがたくさん落ちており、猫の糞などもたくさんありました。 せっかく復元整備されたのにとても残念です。 定期的に見回りや清掃などはされているのでしょうか。	旧波門崎燈籠堂については、定期的にパトロールや猫の糞などのゴミ清掃を実施しており、ボランティア清掃のみならずにもご協力いただいているところですが、残念ながら利用者のモラルやマナーによるところが大きく、本市としましても対応に大変苦慮しているところです。 お問合せいただきました内容については今後新たな対策をする予定をしておりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
172	令和4年12月	街灯劣化による突起状態で危険	西明石駅西口から左方向に並んでいる緑の街灯のひとつが腐敗により先の尖った突起となっています。とても危険です。 怪我をしてしまうほど危険です。対処をお願いします。	お問合せの街灯は、市への設置許可を得た民間の所有物となります。市として12月7日に現地確認を行うとともに所有者へ当該街灯の修繕を依頼しました。 所有者からは、12月11日に修繕する旨の回答がありましたので、12月13日に再度現地確認を行ったところ、修繕済であることが確認されました。 今後も道路安全に努めてまいりますので、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
173	令和4年12月	駐車場入り口の不要なポールについて	有料駐車場入り口に、膝丈より低い石のポールがあります。 運転席から死角になり歩行者に気を取られたりしていたら、気付かず巻き込んで車の左後ろを擦ってしまいます。 実際、当方も擦ったし、そのポールにも擦った跡がたくさんあります。 設置している意味も分からないし、邪魔でしかないポール、撤去してもらえませんか。	お問い合わせ内容の低い石のポールは、歩行者の安全確保のため設置されたポラードと呼ばれるもので、周辺道路では同一タイプのもので設置されています。 このポラードが駐車場等の出入りに支障となる場合は、利用者側で撤去や移設する必要がありますので、一度、駐車場の管理者へ御相談いただくよう、お願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
174	令和4年12月	西明石駅北側駐輪場について	自転車や原付(50cc以下)はたくさん止めるところがあるのに、125cc以下を止める場所が全くなく、すごく不便です。定期駐輪場、一時駐輪場を早急に作っていただきたいです。でないと、路上駐車するか、自転車の横に停めることになってしまい、すごく邪魔になり、違法駐車と言われかねません。今人気で需要のある125cc以下の駐輪場がないのは人を遠ざけてしまうと思います。	明石市内の公共の有料駐輪場につきましては、公益財団法人自転車駐輪場整備センターが管理及び運営を行っております。西明石駅周辺の原付以外のバイク駐輪場は西明石駅第2駐輪場及び西明石駅南仮設駐輪場となっておりますのでご利用ください。今回いただきましたご意見につきましては、当整備センターへ報告するとともに、125ccのスクーターについて西明石駅北側で駐輪スペースが確保できるか等検証していただくよう依頼しました。また現状の西明石駅北側の駐輪状況を考えると、新たに原付以外のバイク駐輪場を新設することは検討しておりません。これからも本市と当整備センターが連携を密にし、快適で便利な公共の有料駐輪場の管理及び運営に努めていきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
175	令和4年12月	西新町駅周辺でのスケボーをしている子供について	西新町駅を毎日通勤で利用しているものです。今年の夏頃から見かけるようになったのですが、中高生が数人、西新町駅の前でスケボーの練習をしています。飛んだりしているのかかなりの音をだしています。周辺には大きな病院もあり、入院している方もいると思います。22時頃に見かけることもあり、すごく近所迷惑だと思えます。スケボーの練習を禁止することは出来ないでしょうか。ひどいときには西新町駅の高架下の駐車場で車がたくさん駐めているなかスケボーをしていました。こういうときは警察に連絡をしたら良いのでしょうか。	西新町駅前のスケートボードの件につきましては、同様のご意見をいただくなか、道路上でのスケートボード禁止の札を掲示し注意喚起を行うとともに、隣接の西新町交番と連携し危険行為には声掛けをしてもらうよう依頼してきましたが、解消に至らず対応に苦慮しているところです。このたび、さらなる注意喚起として、スケートボード禁止の札を追加掲示するとともに、西新町交番へも危険行為には積極的に声掛けしてもらうよう再度依頼しました。また、生徒たちへの直接的な注意喚起の観点からも、地域の学校に対して指導の申入れを行いました。ご理解いただきますようよろしくおねがいします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
176	令和4年12月	公園ボール遊びについて	公園では危険なボール遊びが禁止となっているが、毎週、月、水、金曜日の午前中には、グラウンド全体を使ってゲートボールが行われている。先日、こどもに当たりそうで危険だった。こどもに向かってちよっとどいてと発言され、こどもが端の方で遊ばなければいけない状態。取り締まりの強化してほしい。他にもサッカーや硬いボールでの野球もいつも行われている。	公園でのボール遊びについて、地元自治会へ、他の公園利用者に配慮しながら利用していただくようお願いし、近隣の小学校へも、危険なボール遊びについて注意を行いました。また、現地を確認したところ、公園を譲りあって使用していただく旨の啓発看板がなかったため設置いたしました。あわせて、市のパトロールの際に迷惑なボール遊びを発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行ってまいります。これからも、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
177	令和4年12月	コミュニティバス【たこバス】路線について	実家が明石市東部の大蔵海岸近くにあり、高齢の親が一人暮らししております。近所も高齢者の一人暮らしが多いです。最寄りの大蔵谷駅は階段、エレベーターはなく、ホームは歩道橋を挟んでいます。朝霧駅までは足が不自由な人、老人の足ではたどり着けない距離です。以前は山陽バスが1時間に一本あり、明石駅まで出れました。廃線になって買い物や通院にかなり不便な思いをしています。タクシーを利用すると年金暮らしにはきつい出費です。敬老優待乗車証があればたこバスが無料になるらしいのですが、東部は路線がないです。子育て世帯ばかりに支援せず、高齢者のことも考えてください。たこバスか路線バスを大至急、復活させてください。親の支援で実家に通っていますが、車の運転ができないのでバス、電車、歩きで通っています。たこバスが無理なら、タクシー会社を利用して「乗合バス」を走らせてください。免許のない高齢者、長時間歩けない高齢者はたくさんいます。	まず、大蔵海岸方面を運行する山陽バス路線(67系統)の休止についてですが、こちらの路線は以前よりご利用が低迷していたところに、昨今のコロナ禍でさらにご利用が低迷し、継続的な運行が困難であるとのことから、令和3年4月1日より休止となっております。しかしながら、本市としましても、路線バスが運行していた時に比べ利便性が下がってしまっていることは認識しており、当該区間の運行再開について引き続き働きかけを続けてまいります。また、たこバスにつきましては、路線バスが運行している市内東部に運行を拡大すると、既存の路線バスの運営を圧迫し、さらなる路線の撤退を招く恐れがあるため、当該地域への運行拡大は予定しておりません。次に、タクシー会社によるデマンド型交通の運行については、極端に人口密度が低い地域や過疎地などで運用されているケースが多く、明石市のような都市部での導入は、既存の公共交通のサービス低下を招く恐れがあるなどの理由から、現時点では導入の予定はございません。ご希望に沿えず申し訳ございませんが、何とぞご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5035

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
178	令和4年12月	市政に対する要望	江井島在住。図書館を新たに西明石、大久保、二見に設置し、5か所体制にすると知った。現在、遠くの西部図書館まで本の貸出に向いている。なんとか、江井島にある少年自然の家を設置してもらえないか。大久保駅前では遠すぎる。5か所ではなく6か所でも良いのではないかと。孫がいじめにより長らく不登校になっている。自ら、いじめの加害者宅に行き解決したいと思っている。なぜなら、学校も行政も全く相手にしてくれない。支援体制がしっかりできていない。	図書館の整備に関しましては、2019年(令和元年)に実施いたしました「本のまちアンケート」におきましても多くの要望が寄せられていました。図書館をはじめ、各種施設の整備に際しましては、単独での設置とするのか、あるいは他の機能を持ち合わせた複合施設での設置とするのかなどの設置方法をはじめ、設置場所や費用をどうするのかなどの多くの検討・解決すべき課題がございます。 2022年12月時点において、西明石、大久保、二見地区が設置場所の候補となっておりますが、他都市の状況も参考としながら、検討を進めていくこととなりますので、今回のご意見は、今後の検討における参考とさせていただきます。 また、2018年から移動図書館車を2台に増やし、市内の様々な施設を巡回しており、少年自然の家にも月に一度巡回しておりますので、図書館HP等で巡回日程をご確認の上、ぜひご利用ください。 本のまち推進課  不登校・いじめに関する相談は、児童生徒支援課 青少年育成センターの「児童生徒にかかわる教育相談(電話・面接)」をご利用ください。お孫さんに寄り添った支援をまいります。 児童生徒支援課	シティセールス推進室 本のまち推進課/078-918-5209  児童生徒支援課/078-918-5096
179	令和4年12月	自転車歩行者道の設置について(提案)	JR西明石駅南改札口新設に伴ってできる新しい道「西明石駅南線」に自転車歩行者道を設置することを提案します。 「西明石駅南線」では改札口近くでの乗車・降車時に、自転車が車の左側を通行することによる事故の発生が予想されます。 また、通勤時間帯には多数の自転車が歩道を走行することが想定され、幅員1メートルの自転車通行帯に収まらない多数の自転車が歩道を走行することも予想されます。 さらに、明石駅中心市街地を例にとると、ほとんどの自転車が歩道を走行しています。 自転車と歩行者を分離するための自転車歩行者道の設置をしない理由が理解できません。明石市にとっては初めての例になると思いますが、安全安心な道づくりという視点に立って判断いただくことを強く要望します。 令和4年6月21日の総務常任委員会に提出された同年4月17日に開催された地域説明会では、西明石駅南線の断面イメージとして、車道3.5mの外側に自転車歩行者道4.5mが記載されています。ところが、同年10月5日に開催された明石市都市計画審議会に提出された東播都市計画道路変更の計画書では、標準断面図として記載されているのは、車道3.0mの外側に自転車通行帯1.0mを設けるとしています。 そこで、自転車歩行者道を取り止めた理由及び地域説明会と異なる計画を都市計画審議会に提出した正当性についても回答をよろしく願います。 ホームページには、全文を掲載して下さい。	当該道路の計画については、市の都市計画案に対して同様の意見書をご提出頂き、令和4年10月31日に開催されました都市計画審議会において、頂いたご意見についての市の考え方をお示したところです。 道路の横断構成につきましては、当初は、南北区間のみ自転車歩行者道として計画しておりましたが、交通管理者である兵庫県公安委員会との協議の中で、東西・南北区間ともに車道左端に自転車通行帯を設ける現在の計画に変更いたしました。 具体的な変更理由としては、近年、健康増進や環境問題への関心などにより自転車利用が増加していることから、歩道を通行する歩行者と自転車との接触事故等の抑制に努める必要性が高まっていることを踏まえ、原則通り自転車は車道通行とすべきであるとの公安委員会の見解に従うこととしたものです。 なお、運転者が13歳未満の児童及び幼児や70歳以上の高齢者である場合、また、一定程度の身体の障害を有する場合など、自転車が車道を通行することが危険と考えられる場合については、歩道を通行できることが、道路交通法第63条の4第1項第2号及び同法施行令第26条に規定されています。 このように全ての自転車を歩道から排除するのではなく、歩行者との接触事故等を防ぐため、安全に通行できる自転車については車道を通行していただく必要があることから、今回のような計画としています。 今後も当該道路の整備にあわせ、道路照明やカーブミラーなどの交通安全施設の設置による安全対策や迷惑駐車防止など交通マナーの啓発など、歩行者、自転車、自動車により安全・快適に通行できるよう取り組んでまいりますので、ご理解の程よろしく願います。 企画・調整室  なお、質問全文のホームページ掲載につきましては、明石市法令遵守の推進等に關する条例 第35条第1項におきまして、要望・提案等の概要を公表するものと規定しております。また、閲覧者にとって読みやすくなるよう配慮したものとしておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 市民相談室	企画・調整室/078-918-5283  市民相談室/078-918-5050

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
180	令和4年12月	アスピア明石について	アスピア明石南館において複数の小規模店舗がテナントを設けておりますが全くして閑古鳥が鳴くような状況です。問題を分析して、テナント料含め更到大掛かりな刷新をしては如何でしょうか。	アスピア明石は市が出資する会社が運営しており、11月に3階のリニューアルを行いました。今後も順次テナントの刷新を計画しております。今後も地域の皆様の利便性に寄与し、末永く愛される施設となるよう、努めてまいります。	産業振興室産業政策課 /078-918-5098
181	令和4年12月	江井島港サザンカ公園のグラウンドについて	グラウンドをサッカーで使用した後、デコボコになっていて、グラウンドの利用に支障が出ているので、啓発看板を設置してほしい。	公園管理事務所へ、設置箇所の現地確認と看板設置を依頼し、「ボール遊び後は整地をお願いします。」の看板を1月6日に設置完了しました。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
182	令和5年1月	大型娯楽施設を誘致してほしい	明石はとても魅力的な町で大好きです。駅前開発は失敗ではありませんが、映画館やボーリング場など家族や友達と遊べる施設がなくなりました。海岸の広い空き地もあります。大型リゾート、魚市場などありません。若者たちが地元で遊べるようにすれば、明石の財政はもっと良くなる。映画館やボーリングができる大型施設をぜひ明石へ誘致してください。	いただきましたご意見は、今後のまちづくりにおいて参考にさせていただきます。	企画・調整室/078-918-5283
183	令和5年1月	たこバスの交通違反について	たこバスの非常識な運転に遭遇しました。踏切の音が鳴り始めているにも関わらず踏切を通過し、前方に十分なスペースがなかったため、バス後部が遮断機と接触しました。踏切の警告ブザーがなり、電車の発進が遅れました。前の車が前進してバスは踏切から脱出できましたが、一歩間違えれば大惨事につながっていました。市民の命を預かって運行するバスが、危険な運転をすることは許せません。バス運転手に指導と改善を要望します。	このたびはたこバスの危険な運転について、ご心配をおかけしまして誠に申し訳ございませんでした。ご指摘いただいた件につきまして運行事業者を確認したところ、乗務員本人からも報告を受けており、たこバスの運転手としてあるまじきことであり、二度とこのようなことのないよう厳しく指導をしたとのことでした。明石市からも再発防止に努めるよう強く要望いたしました。このたびは誠に申し訳ございませんでした。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
184	令和5年1月	ブロック塀が崩れかかっている件について	道路側にあるブロック塀が崩れかかっています。ブロック塀は、建築基準法で厚さが10センチ以上必要とされていますが、このブロック塀は表面が剥がれ、内部の鉄筋が剥き出しになっています。明らかに厚さが足りず、建築基準法に違反していると思われます。所有者は分かりませんが、持ち主に指導し、改善を促してください。	ご連絡いただきましたブロック塀については、職員が現地確認を行い、所有者に対して適正に維持管理するよう文書で通知し、指導を行ってまいります。	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046
185	令和5年1月	魚住みんな公園前の道路について	魚住みんな公園の完成を楽しみにしています。完成後は魚住小学校や錦が丘小学校の子どもたちがたくさん遊びに行くと思います。公園前の二号線には横断歩道がなく、近くの信号といっても、長坂寺西が清水東口しかありません。公園に行く際に子どもたちが信号や横断歩道のないところを渡ったりすることが増え、事故に繋がるのではないかと今から不安に思っています。公園前に歩道橋を作るなど、何か対策をしてほしいと思います。	当該公園前、国道2号の道路横断については、以前から危険であると予想されるため、横断歩道や信号機の設置の要望を受けているところです。そのため、道路を管理する兵庫県や信号機を管理する警察と協議を重ねてきましたが、それらを設置するには国道2号の拡幅が必要となるため、簡単にはできない状況となっています。したがって、公園の供用後、公園利用者のご意見や地元自治会の意向を踏まえつつ、関係機関とあらためて協議を行いたいと思います。なお、当面は「17号池魚住みんな公園」への入退場は北側にある歩道を利用し、長坂寺西や清水東口の横断歩道を渡っていただくよう広報する予定です。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
186	令和5年1月	鴻地のスキの綿毛	<p>鴻地の周りに住んでいる者です。</p> <p>今の時期、スキの綿毛が雪のように飛び、洗濯物に尋常ではないくらい付きます。家の外のブロック塀にも綿毛が引っかかって付き、車に乗ろうとドアを開けたら車の中にまで綿毛が入ってきます。</p> <p>長年我慢していますが、小さな子どももおり、風呂上がり体に頭を拭いては綿毛が体に付くのをつまんで取ると、とても時間がかかります。スキをどうにかして下さい。1月から2月が特に酷いです。</p> <p>因みに、池と脇道の境目のフェンスも崩れ落ちており、それもどうかした方がいいと思います。</p>	<p>二見町東二見の鴻池は、東二見村財産区が所有し東二見水利組合が管理しております。</p> <p>お困りの綿毛につきましては、ガマの穂であると思われます。私共も現地を確認し、綿毛が飛散する様子を確認し地元財産区及び水利組合と情報共有しております。ガマの穂が洗濯物に付着して大変不快な思いをされており、ご苦勞をお掛けしていることかと存じます。何とかガマの穂先部分だけでも伐採が可能かどうか、造園業者に確認いたしました。ガマがため池内に植生していることから、接近することが容易ではなく、伐採することも困難な状況です。1月21日から溜池の水を抜き始めましたが、鴻池はJR線を隔てた南西側の鴻池とJR線の下にある菅で繋がっており、JR線の北東部分のみの水を抜く事は出来ず、すぐにガマの穂を伐採することは大変困難な状況です。</p> <p>管理を行っている東二見水利組合の高齢化や人数減少により、管理が行き届かなくなっている現状や、全ての池面積が営農に対して必要であるかどうかといったことから、現在、地元財産区及び水利組合において、JR線より北東側部分の鴻池については一部廃止するなど、今後の在り方について協議をおこなっております。</p> <p>また、安全対策につきましては、ため池管理者及び財産区で定期的な安全点検の実施や学校園から子供たちへため池に近づかないように啓発をおこなっております。しかし、それだけでは十分とは言えず、近隣住民の方々の「気付き」等がため池の安全を確保する上で重要な要素になっております。</p> <p>お手数ではございますが、今後も何かお気づきの点がございましたらご連絡いただくと幸いです。ご指摘いただきました「池と脇道のフェンスも崩れ落ちている」場所につきまして、もしお手数でなければご指摘の危険箇所を教えてくださいよろしいでしょうか。危険な場所が特定出来たら、必要な安全対策について関係各所と情報共有をおこない、対策を講じていきたいと考えております。</p> <p>この度は回答までに時間がかかり大変申し訳ございませんでした。</p> <p>産業振興室農水産課/財務室管財担当</p>	産業振興室農水産課 /078-918-5017
187	令和5年1月	魚住駅周辺について	<p>魚住駅西側の踏切は車が走行したり、歩行者が歩くことできる道路幅が短いので事故が起こりやすい。改善してほしい</p> <p>魚住駅周辺施設が閑散としているため、利便性を高めるためにも開発してほしい</p>	<p>魚住駅西側の踏切(山の神第2踏切)について、道路と鉄道の交差につきましては、交通の円滑化や安全確保の観点から原則立体交差にすべきとされていますが、費用面や沿道の土地利用の状況から、その多くは立体交差が困難な状況となっています。</p> <p>このため一般の踏切につきましては、必要性に応じ拡幅等の構造改良を行うとともに、危険性が高く、また利用の少ない踏切については、除却や通行規制等により機能の縮小に努めております。</p> <p>拡幅等の構造改良を行う踏切につきましては、JR西日本と協議をしながら、対策の必要性、緊急度等を総合的に判断し、順次、検討いたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p> <p>道路安全室道路整備課</p> <p>魚住地域につきましては、自由通路や南北駅前広場などが整備されたJR魚住駅を中心とし、現在整備中の17号池魚住みんな公園や北部の農地、駅周辺の図書館やホールなどの文化施設、南部の海際の公園や海岸施設など自然、歴史、文化の魅力を備えた地域となっております。</p> <p>引き続きこれらの魅力を活かしながら暮らしやすい環境づくりを進めるとともに、いただきましたご意見は、今後のまちづくりにおいて、参考にさせていただきます。</p> <p>企画・調整室</p>	<p>道路安全室道路整備課 /078-918-5034</p> <p>企画・調整室/078-918-5283</p>

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
188	令和5年1月	明石市をもっと楽しい賑やかな街にしたい	明石市で飲食店をしています。正直、早い時間帯から近辺の人通りも来客数も以前と比べると減少していると感じます。何か地域で取り組めるイベントや街が賑わう様な事について、他店舗の飲食店様と行政の方とで意見交換やイベント等の提案を出来る機会があればいいと思います。お子様がいるご家族がたくさん生活している明石市だからこそ地域で出来る四季のイベント等多くの人に楽しんでいただける街に出来ればと思っています。数人では出来ないかも知れませんが色々な方と協力して出来ると思います。	飲食店の取り組みへの支援としまして、商店街組織等の実施するまちの賑わいを創出するためのイベント事業の経費の一部を市で補助しております。地域の夏祭りや冬季イルミネーション、明石まちなかバルなど様々なイベント実施されておりますので、イベントへの参加希望やアイデア等ありましたら所属される商店街組織等にご相談ください。また、市へのご提案などありましたら、今後の検討の参考とさせていただきますので産業政策課までご連絡ください。今後も市内商業者の支援に努めてまいりますのでよろしくお願ひ申し上げます。<明石市の商業団体補助の概要について、以下URLをご参照ください> <a href="https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou_ka/machizukuri/shokogyo/kee/shogyodantai.html">https://www.city.akashi.lg.jp/sangyou/sangyou_ka/machizukuri/shokogyo/kee/shogyodantai.html</a>	産業振興室産業政策課 /078-918-5098
189	令和5年1月	EVの充電設備について	昨年、補助金を利用し電気自動車を購入しました。購入したまでは良かったのですが、なかなか充電できず困っています。明石市には充電施設が少ないように感じます。先日、ディーラーに充電に行きましたが、3台待ち、充電までに2時間も待ちました。市の商業施設等で充電設備の設置はできないのでしょうか。明石市の商業施設で充電できるのは大久保のイオンぐらいです。せっかく補助金を出して推奨した電気自動車です。購入後のことも考えて充電設備の整備をお願いいたします。	電気自動車の普及にあたっては、充電設備の整備が必要と認識しています。市内では大型の商業施設、病院、コンビニエンスストア、明石公園などに設置されているところですが、いまだ不足している現状に間違いありません。今後、国・県等の施策を見極めながら、このたびのご提案を参考にさせていただき、市としても効果的な充電設備の整備等について検討してまいりますのでよろしくお願ひいたします。	環境室環境創造課 /078-918-5786
190	令和5年1月	鳥羽の道路側溝に蓋をして欲しい	鳥羽付近の道路の溝全てにグレーチングなど対策をして欲しい。該当箇所は2号線への通り抜けが大変多いのですが、小学生の通学路になっています。道路自体の幅員が狭い割にバスが通り、そのバスや車を避けるために子どもが溝に近づいて転落する可能性が高いです。また、その付近に鉄板を引いて溝の上を通れるようにしてある箇所があるのですが、聞けばその鉄板は住人の持ち物みたいです。その鉄板は長年、車や歩行者に踏まれているようですが、万が一その鉄板が割れて歩行者が怪我をしたら誰の責任になるのですか。その鉄板が引いてある箇所も市が管理すべきではないでしょうか。早急に対応お願いします。	道路における各種要望については、周辺地域の意見を尊重し、地域意見を取りまとめている自治会などから要望をいただくこととしています。お問い合わせいただいた件についても、一度地域にご相談いただくようお願いいたします。なお、地域より要望をいただいても、学校指定の通学路の有無、現場状況等によりお応えすることができない可能性がありますので、ご承知おきください。道路安全室道路整備課  また、市への許可なく設置された鉄板等による怪我等が発生した場合、一般的にその鉄板等の設置者や所有者の責任となります。側溝蓋には市が定める基準・規格がありますので、現在の鉄板をそのまま市が管理することもできません。なお、民地への出入りのため側溝に蓋等の構造物を設置する際は、市の定める基準規格に合う道路法第24条申請が必要となります。この場合の工事と費用負担は申請者となりますが、設置後は市が維持管理することとなります。ご理解とご協力のほどよろしくお願ひいたします。道路安全室道路総務課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034  道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
191	令和5年1月	大蔵海岸西側に子供が遊べる遊具を設置していただけないでしょうか	大蔵海岸付近に住んでおりますが公園が少なく困っております。大蔵海岸の西側にも子供が遊べる遊具を設置していただけないでしょうか。	大蔵海岸につきましては、西地区に健康遊具、東地区のこども広場に子どもが遊べるワイドスライダー等の遊具を設置しています。ご意見にございます西地区につきましては、地域の方が日常の散歩や憩いの場として利用して頂けるよう環境整備しており、現時点では、残念ながら新たな遊具を設置する予定はございません。なお、大蔵海岸西地区周辺にもいくつか公園がございますので、ぜひご利用ください。本市ホームページから公園の位置を確認して頂けるようになっております。 市内公園配置図 <a href="https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/kouen_ka/shise/koho/oshirase/h24/shinaikouenhaichizu.html">https://www.city.akashi.lg.jp/tosei/kouen_ka/shise/koho/oshirase/h24/shinaikouenhaichizu.html</a> 引き続き、みなさまが安全安心に楽しめるよう大蔵海岸の維持管理に努めてまいりますのでご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
192	令和5年2月	西明石駅に椅子設置を要望	自身は足が悪い。改札内には椅子があるが、改札外は椅子が無く休むところがない。新たに駅西側に改札ができることもあるので、改札外にも椅子の設置をお願いしたい。	本市はこれまで駅前広場や幅が広くゆとりのある歩道にベンチ等を設置してまいりました。西明石駅周辺におきましても新幹線口の駅前広場などにベンチを設置しているところがあります。当然ながら、現状で十分であるという認識ではなく、これからも市が進めるすべての人にやさしいまちづくりを実現するため、取り組みを進めていく考えです。ご要望頂いた件に関しては、今後、整備する駅前広場の設計等を進めるなかで、市民の方が憩える空間づくりについて検討してまいります。	企画・調整室/078-918-5283
193	令和5年2月	SDGS 7 エネルギーに関して	国のエネルギー政策への依存度を下げて、エネルギーにおいても地域での地産地消が実現できればと思います。明石市が所有する水路、貯水池を活用して水力発電による電力の確保ができればと思案しております。海外でコンパクトな水力発電用タービンを設置する記事を見て、野々池貯水池を生かした電力ビジネスを官民連携して立ち上げることはできないかと考えています。電気代も安く、CO2を出さない明石市が実現できると更に魅力ある市になると思います。	水道局では水需要の減少に伴う施設の再配置を進めており、野々池貯水池に導水している明石川河川水については、令和7年度以降代替水源に切り替え、河川水の取水を停止する予定です。そのため水力発電の導入については考えておりません。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。 水道局浄水担当  水力発電は、再生可能エネルギーとして太陽光発電システム等と同様、二酸化炭素(CO2)の排出を削減できる点で有用であると認識しています。今後、国・県、技術開発等の動向を見極め、市として効果的な再生可能エネルギーの導入を検討してまいりますので、よろしくお願いいたします。 環境室環境創造課	浄水担当/078-918-5068  環境室環境創造課/078-918-5786
194	令和5年2月	外壁工事について	二見町の明石ふれあいプラザの外壁を長らく大々的に工事をしているが、何をしているのか疑問です。あの建物はまだ劣化するほど、年月が経っているとは思われないが、市の予算のムダ使いではないのか。	ふれあいプラザあかし西では、現在、建築基準法の定めに従いまして、外壁の点検及び劣化部分の改修工事を行っている所でございます。工事終了は3月末日を予定しております。なにとぞご理解を頂きますようお願いいたします。	福祉政策室福祉総務課/078-918-5025

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
195	令和5年2月	大久保駅周辺に図書館を建設していただける件	<p>大久保駅周辺に図書館を建設していただけると言う事で大変嬉しく思いますが、駅のロータリーを縮小してとなると、とても小さな図書館になるような感じがします。</p> <p>本館でも、本棚と本棚の間が狭くて、目当ての本棚に行こうと思っても誰かが探して居ると通れません。反対に自分が本棚の通路で目当ての本を探している時に他の人が来たそうにしていると、早く選んで退かなくては行けない気持ちになります。本館なので蔵書もたくさんあると期待して行くと読みたい本はあまりなく物足りなく感じております。</p> <p>出来るだけ本棚と本棚の間に余裕があり、読みたい本がゆっくり探せて、人とぶつからない間隔が取れるような、気持ちよく過ごせる図書館になる事を願っております。</p> <p>そして図書館に行くのがワクワクするような蔵書の充実と館内で読書がゆっくり出来るスペース等もお願いしたいです。</p>	<p>明石市では、JR大久保駅南ロータリー部分への図書館・市民活動支援・子育て支援機能を有した複合施設の整備に向け取組を進めており、図書館部分の規模等については、複合施設内の他の機能と共に検討していくこととなります。</p> <p>また、あかし市民図書館における書架間の距離についてですが、原則、「直立状態の大人1人+車いす」の幅を確保した上で、書架間の間隔を取っております。ただし、目的の本が置いてある棚が他の利用者の方と重複している場合などにおいては、譲り合ってご利用いただくこととなりますので、ご理解ご協力のほど、よろしく申し上げます。</p> <p>新たな図書館の整備にあたっては、利用者の方々に快適に本に親しんでいただける図書館を目指し、今回のご意見も参考にさせていただきながら検討を進めてまいります。</p>	シティセールス推進室 本のまち推進課/078-918-5209
196	令和5年2月	自転車の信号無視について	<p>山手小学校前交差点の南北方向西側歩道を走行する自転車が、車道が赤信号なのに横断しており、よくぶつかりそうになります。</p> <p>その場所は歩道用信号が無く角に住宅の塀があり見通しが悪く、しかも駅に向かって逆走状態で走ってきます</p> <p>歩行者用信号を付けるか、そばの電柱に両方向から分かるように信号や走行位置を守るように看板などの取り付けをお願いしたいです。</p> <p>また、その近所の餃子の王将明石大久保店がある交差点の一方通行の横断歩道も信号無視をよく見るので同じく対策などをお願いします。</p> <p>たまに中学生が自転車で登校するように感じます。</p>	<p>明石市では、歩行者・自転車を中心に交通安全活動・啓発を行っております。</p> <p>また、明石警察をはじめ関係団体の協力のもと、ドライバー向けの交通安全教室や交通安全啓発のイベントを実施しているところです。</p> <p>ご意見をいただいております自転車の信号無視等交通違反については警察が取り締まりを行うものとなりますので本件につきましては明石警察へ伝達するとともに、取り締まり強化を要望いたします。なお、当該道路は県道となりますので、啓発看板などの取り付けにつきましては、県の担当部署に連絡のうえ、いただきましたご意見をお伝えいたします。</p> <p>次に、中学生が自転車で登校している件につきましては、教育委員会を通じて付近の中学校に注意喚起を依頼いたします。</p> <p>以上、ご理解いただきますようお願い申し上げます。</p>	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
197	令和5年3月	バナナ型滑り台の撤去依頼	<p>林小学校区にある船上東公園の遊具が数年前に、古い遊具から今の遊具に新設されました。</p> <p>その中のバナナ滑り台で、危険な場面がよく見受けられます。</p> <p>最近のバナナ滑り台のニュースを受けてか、「6歳以上」という注意喚起のシールが貼られたようですが、やはり小さな子どもがたくさん遊ぶ公園にある遊具なので対象年齢に満たない幼稚園児などもたくさんこの滑り台で遊んでいます。</p> <p>親の監督責任と言われればそれまでなのですが、事故が起きてからでは遅いと思います。</p> <p>新設されたばかりで申し訳ないのですが、バナナ型滑り台部分だけでも撤去、もしくは下にセーフティマットを敷く等ご対応いただければ幸いです。</p>	<p>船上東公園のバナナすべり台は、令和2年度に老朽化した遊具を更新したもので、ご指摘のとおり、ニュース等を受け、対象年齢などをより分かりやすく明示したところです。</p> <p>バナナすべり台は、「すべり降りる」だけではなく、「自分で狙いをつけてすべり込む」という要素を付け加えることにより、遊びの楽しさを増加させることを狙いとして開発された遊具です。</p> <p>今回のニュース等を受け、バナナすべり台を設計・製作した遊具メーカーに他都市の取扱いなどを確認したところ、当遊具は、一般社団法人日本公園施設業協会の「遊具の安全に関する規準」を満たしていることから、ほとんどの自治体において、注意喚起を行いながら、利用していただいているとのことでした。</p> <p>バナナすべり台部分だけでも撤去、もしくは、下にセーフティマットを設置してほしいとのご要望ですが、船上東公園につきましては、既に部分的にセーフティマットを設置しており、現時点においては、新たに啓発看板を設置し、注意喚起を行いながら、利用していただきたいと考えております。</p> <p>今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p>	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
198	令和5年3月	公園遊具の改善について	公園の遊具について老朽化しているところは順次改修していただいているところかと思いますが、老朽化していない旧式の遊具についても改修をお願いしたいです。 松陰谷八木川公園の滑り台は昔ながらのタイプで、足を置くステップがとても狭く、またステップとステップの間が広く開いているためそこから落ちる可能性が高く、子どもは怖がっているのぼろうとしません。 松陰公園の転落防止が施されているタイプの滑り台では楽しそうに遊んでいるので、是非、転落防止を施していただきたい。	ご意見のとおり、松陰谷八木川公園のすべり台については旧式のすべり台であり、近年中の更新を計画しているところです。 今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
199	令和5年3月	幼児用ブランコ(バスケット型)について	明石駅周辺及び人丸駅周辺に幼児が使用出来るバスケット型ブランコが一台もなく、子ども用ばかりです。 幼児用バスケット型ブランコの設置を考慮いただきたく宜しくお願いします。	本市において、バスケット型ブランコ(対象年齢:1~3才)は、現時点において、設置されておりません。 公園の遊具については、老朽化した遊具を更新する際に、地域の要望等を踏まえながら、可能な限り、幅広い年齢の方にご利用いただけるよう、設置しているところです。 今後につきましては、遊具更新などの際に、誰もが楽しめる公園を目指し、比較的規模が大きく、利用者の多い公園を対象として、バスケット型ブランコの設置を検討していきたいと考えております。 今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
200	令和5年3月	明石の海苔、魚について	私の実家は漁師をしています。 30年程前は夏になれば、毎日大量の魚を獲り、冬は海苔業をしていました。 しかし、10数年前より魚は激減し現在では海苔業のみで生活していません。海が綺麗になりすぎてプランクトンがいなくなったのが原因だと思われれます。さらに、それが海苔業にも影響しています。海の栄養分もなくなり海苔の質がかなり落ちています。 明石といえば魚、海苔。海が綺麗になることは良い事ですが、それによる弊害も漁師にとっては今後の生活を脅かす深刻な問題である事を知って欲しいです。 どうか対策を検討よろしくお願ひします	瀬戸内海は、日本最大の内海として多数の島に彩られた美しい景観とともに多種多様な生物が生息する漁業資源の宝庫とも称される恵まれた海域です。ところが、高度経済成長期の都市化や工業化の進展に伴って工場・事業場から排水が大量に流入したことが原因で栄養塩類(窒素やりん)が過剰となり、水質汚濁が進行して閉鎖的な瀬戸内海では赤潮や養殖魚の大量へい死が頻発するようになりました。そこで、きれいな瀬戸内海の目指した取り組みとして「瀬戸内海環境保全特別措置法」等による厳しい排水規制と生活排水処理施設の整備を進めてきました。これにより、水質は大きく改善するとともに兵庫県全窒素及び全りんはすべての水域において環境基準を達成することができました。一方で、指摘されているとおり栄養塩類(特に全窒素)の減少が要因となってノリの色落ちや漁獲量の減少など新たな課題が顕在化しているのはご存じのとおりです。 この課題に対して栄養塩供給など栄養塩類濃度の保持が望まれているところで、瀬戸内海環境保全特別措置法が2021年6月に改正されたことを受けて、県は「兵庫県栄養塩類管理計画」を策定しました。県が策定した計画に沿うように明石市では、2009年に二見浄化センターで試行的に始めた季節別栄養塩管理運転を市内の4浄化センター全てに拡大しながら海域へ計画的に栄養塩類を供給するための窒素等の排出に協力しています。さらに、国庫補助事業を活用しながら漁業者自ら実施する海底耕耘、農業者と漁業者が連携して実施するため池清掃とかいぼりに加えて、2022年からは沿岸域における生物多様性を目指して海域に直接施肥する事業も始めたところ 望ましい栄養塩濃度を達成することで生物多様な環境を実現することには時間を要するかもしれませんが、「SDGsにつながる豊かで美しい里海の再生」を合言葉に、国、県、市など関係機関で連携しながら、瀬戸内海周辺に暮らす人々も生態系の一部として環境改善に協力が得られるように啓発することも含めて取り組みを進めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	産業振興室農水産課 /078-918-5017

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
201	令和5年3月	小中学生の公園利用 マナー改善策実施要望	最近、小学生・中学生の公園(特に、東藤江サクラ公園、出の上西公園、出の上北公園)でのマナーが悪いと感じております。 小さい子どもが近くにいるにも関わらず、思い切りボールを蹴る。 大人気でサッカーやドッジボールをし、公園を占領する。 このような状態では、私どものような幼児連れや地域の高齢者の方などは、安心して公園を利用できません。 よって、次の対策の実施を要望します。 (1)小中学校の各クラス担任から子どもたちに公園を利用する際のルールを伝えてもらう。 (2)各自治会を通じて、公園を利用する際のルールを各家庭に周知する。 (3)公園内にルールを伝える看板や張り紙を設置する。	公園利用におけるマナーが悪く、幼児連れや高齢者が安心して公園を利用できないとのことで、その対策として、様々なご提案をいただき、ありがとうございます。 公園は、利用者が互いに譲り合いながら利用するもので、他人に迷惑となる行為又は危害を及ぼすおそれのある行為は禁止としております。 公園利用者のマナーアップに向けた取組として、ご提案内容を踏まえた対策を講じたいと考えております。まず、小中学校と公園の清掃や除草などの日常点検をお願いしております公園愛護会に、譲り合いながら公園を使用すること、また、他人に迷惑となる行為は禁止であることを周知していただくよう、連絡をいたしました。次に、公園利用について、譲り合いながら利用し、他人に迷惑となる行為はやめることを働きかける啓発看板を公園内に設置いたしました。 今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
202	令和5年3月	大人への補助	子どもは親がいるのだから手厚い補助はやめてほしい。それより社会人や大学生の引きこもりや何がやりたいか定まらずにふらふらしている人に補助をする相談員を作ってほしい。 親では手に負えないある程度の大人を手助けする方が、働いて税金を入れるまでに時間はかからない。子どもは税金で育てても明石に納税するとは限らない。 成人は相談場所もなく困っています。	明石市には2019年よりひきこもり専門相談に特化した窓口を設置し、2022年4月からは「明石市ひきこもり相談センター」を設置いたしました。 明石市ひきこもり相談センターでは、ひきこもり状態であることにお困りの本人・家族からの来所や電話等での相談に応じるとともに、当事者会・家族教室の実施、当事者の居場所づくり、出前講座、支援関係機関ネットワーク構築、啓発等を行っております。 ひきこもりに関するご相談は、お気軽に当センターにお寄せください。 今後とも、ひきこもり支援の充実に向けて取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。  ひきこもり専門相談ダイヤル/078-918-5659 ひきこもり専門ウェブ相談 ( <a href="https://www.city.akashi.lg.jp/hokensyo/h-kensui/hikikomorimail.html">https://www.city.akashi.lg.jp/hokensyo/h-kensui/hikikomorimail.html</a> )	あかし保健所相談支援課/078-918-5669
203	令和5年3月	見通し悪い道路上で の違法駐車に関して	「西明石西町2丁目公園」の前の道路に、公園に遊びに来ていた子育て世帯が1時間近くも路上駐車していました。 道がカーブしている見通し悪い箇所に車を停めて、公園に遊びに来ることが理解できません。なにか対策して欲しい。	公園利用者の路上駐車については、周辺道路の通行の妨げになることや、交通事故などの危険があるため、駐車を遠慮していただく啓発看板を設置します。 また、巡回の際に路上駐車を発見した場合は、声掛けによる注意喚起を行ってまいります。 今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課  駐車違反の取り締まり等につきましては、兵庫県警察明石警察署の管轄となります。 この度頂きましたご意見につきましては、明石警察署にお伝えしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 道路安全室道路総務課	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039  道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
204	令和5年3月	ため池造成について	大久保町大窪のため池が、宅地造成される事になりました。今は水を抜いた状態です。造成するならば、開発業者と協議し地域自治会側の池周辺に緑地帯を広く造っていただけませんか。8月の意見箱の「明石市内の緑化について」の回答で、「明石市緑の基本計画」の見直しを本年予定と記載がありましたので強くお願いしたいところです。	ご指摘のため池につきましては、財産区が所有し、水利組合が管理していたため池で、令和4年度に一般競争入札を経て売却処分いたしました。一般競争入札実施前には、近隣自治会と財産区及び水利組合と協議を重ねた上で売却条件等を決めました。そのため、ご要望の「自治会側の池周辺に緑地帯を広く作る」事につきましては、財産区及び明石市から開発業者に対して求めることは致しかねます。お手数ではありますが、開発業者に対しては、自治会から直接ご依頼頂けますでしょうか。ご理解、ご協力の程よろしく申し上げます。	財務室管財担当/078-918-5008
205	令和5年3月	枯れた街路樹の跡地について	明石市に限らないのですが、街路樹が枯れてしまった跡地が、切株や土のまま、何十年も放置されている事がよくあります。なぜ、新しい苗木を植えないのか、前々から不思議だったのですが、予算以外に格段の理由がないなら、順次、新たな苗木を植えて欲しいです。	このたびは枯れた街路樹の跡地についてご連絡をいただき、お礼申し上げます。街路樹が枯れてしまったなどの理由で伐採した跡地については、再度植え替えをしたり、元々歩道幅が狭い箇所や道路の安全上植え直さない方がいいと判断した場合には切り株を取り除いた上で舗装をしたり、低木の植樹帯内の切り株についてはそのままにしているところもございます。伐採した場所それぞれの現場状況により、その後どのようにするかを決めているため、一律に植え直しは行っていません。ご理解をお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
206	令和5年4月	自転車通行可の歩道の設置について	JR西明石駅南改札口が設置されることにより西明石駅南線の建設が計画されています。この道路については自転車の通行可の歩道を設置して下さい。その理由は、自転車の通行を不可とすると自転車は車道の左端の幅1mを走行しなければならなくなります。朝の通勤通学の時間帯に多くの自転車が1列のみで走行することは容量的に困難です。また、たこバスや自家用車が乗降のために道路の左端に一時停車します。その場合には、自転車は道路の右端を走行せざるを得ません。そうすると自転車と自動車の接触事故が発生することが想定されます。さらに、歩道の左側に自転車駐輪場を設置する計画となっています。自転車は歩道を横切って自転車駐輪場を出入りすることになります。これも大変危険です。実態としては、相当数の自転車が道路交通法に違反して歩道を走行することになります。JR西明石駅の在来線の北側のロータリーの歩道は自転車の通行を可としています。自転車の通行可の取り扱いについて、北側ロータリーの歩道と南側ロータリーの歩道とで異なることの意味が分かりません。明石駅周辺の歩道のほとんどが自転車の通行可となっています。	西明石駅南線の自転車の通行につきましては、交通管理者である兵庫県公安委員会との協議のうえ、車道左端に設ける自転車通行帯をご利用いただく計画としております。自転車通行帯を設ける計画とした理由は、近年、健康増進や環境問題への関心などにより自転車利用が増加していることから、歩道を通行する歩行者と自転車との接触事故等の抑制に努める必要性が高まっていることを踏まえ、原則通り自転車は車道通行とすべきであるとの公安委員会の見解に従うこととしたものです。なお、自転車の運転者が13歳未満の児童及び幼児や70歳以上の高齢者である場合、また、一定程度の身体の障害を有する場合など、自転車が車道を通行することが危険と考えられる場合については、歩道を通行できることが、道路交通法第63条の4第1項第2号及び同法施行令第26条に規定されています。このように全ての自転車を歩道から排除するものではなく、歩行者との接触事故等を防ぐため、安全に通行できる自転車については車道を通行していただく必要があることから、今回のような計画としています。なお、「西明石駅の在来線の北側のロータリーの歩道は自転車の通行を可としています。」のご指摘ですが、北側ロータリーの歩道につきましては自転車の通行が規制されており、通行は出来ません。駅前広場より西側及び北側の歩道は「自転車通行可」となっておりますが、駅前広場と接続する箇所「自転車通行可」の規制表示の下に「ここまで」という補助標識が設置されており、その先にある駅前広場は自転車の通行が規制されております。駅前広場は歩行者が集まりやすい空間であるため、自転車が通行すると危険であることから、自転車の通行が規制されることが一般的です。今後も当該道路の整備にあわせ、自転車利用者や歩行者の通行に配慮し、道路照明やカーブミラーなどの交通安全施設の設置による安全対策や迷惑駐車防止など交通マナーの啓発など、歩行者・自転車・自動車がより安全・快適に通行できるよう取り組んでまいりますので、ご理解の程よろしく申し上げます。	企画・調整室/078-918-5283

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
207	令和5年4月	中崎緑地の樹林地面積の確保について	<p>明石市工場緑化等に関するガイドラインに準じて中崎緑地の樹林地面積を確保してください。</p> <p>消防新中崎分署の敷地とするために中崎緑地の樹林地の1,473㎡(約446坪)が失われます。このガイドラインでは、工場内の樹林地を減少させる場合、緑地面積の2分の1は樹林地として整備することを特定工場に求めています。</p> <p>市庁舎は特定工場ではありませんが、市行政は、自ら実施する市街地の整備においては、このガイドラインの理念を実践する責任があります。明石駅中心市街地にある都市樹林地は、県有地である明石公園を除けばほとんどありません。また、中崎緑地は、かつての白砂青松の名残をとどめている貴重な緑地です。したがって、減少させる中崎緑地の樹林地面積と同等の樹林地面積を新市庁舎の敷地内に確保して下さい。その場合には、舞子公園のように松の樹林を復活してください。</p>	<p>本市では、令和5年3月議会において、工場緑化に関するガイドラインの策定を含む条例改正案を提案するなど、SDGs未来安心都市・明石として、経済・社会・環境の三側面に配慮したまちづくりに取り組んでいるところです。上記ガイドラインについては、工場の操業に係る周辺地域や地球環境への配慮が重要であることから策定しようとしたところであり、現在整備に向けた取組を進めている新庁舎につきましても、CO2排出量の削減に向けて、自然エネルギーの活用や高効率機器の導入等により、庁舎内のエネルギー消費量を現在の半分以下に削減するなど、地球環境に配慮した庁舎とする予定です。</p> <p>ご意見をいただきました緑地(樹林地)面積につきましては、新庁舎の敷地内に、約2,400㎡の緑地を確保するほか、新中崎分署の敷地内でも一定の面積を確保する計画としております。</p> <p>また、隣接する明石港東外港地区との一体的な土地利用を検討する中で、更なる確保について兵庫県と協議してまいります。</p> <p>なお、植栽計画につきましては、周辺環境との一体感やシンボル性、メンテナンスのしやすさ、コストなどを踏まえ、総合的に検討する予定です。</p>	企画・調整室/078-918-5010
208	令和5年4月	大窪1号緑地の樹木伐採について	<p>大窪1号緑地の樹木の枝が、当敷地に入り込む直前まで伸びております。日に日に伸びてきており、境界を超えそうになっている状況です。枝の剪定をしていただけますでしょうか。</p>	<p>平素は、明石市緑化公園行政にご理解ご協力をいただきましてありがとうございます。</p> <p>お問い合わせの件について回答させていただきます。</p> <p>現地を確認したところ、ご指摘のとおり、樹木の枝が境界を越境していないものの、伸びている状況を確認いたしました。ご指摘の樹木について、保安林であることから、剪定の実施に向け、それを指定する兵庫県と調整し、適切に管理してまいりたいと考えております。</p> <p>今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p>	都市整備室緑化公園課/078-918-5039
209	令和5年4月	上ヶ池公園のグラウンドについて	<p>日曜日はグラウンドがずっと貸し切りになっていて遊べません。一般の人でも遊べるスペースがほしいです。</p>	<p>上ヶ池公園の土日祝のグラウンド利用については、近隣にスポーツに親しむことができる公園が少ないことから、スポーツを行う場を確保することによってスポーツの振興や、市民の健康増進を目的に、市に登録した団体が定期的に抽選会を実施し、利用調整を行いながら使用しているところです。ご希望する遊びの内容にもよりますが、グラウンド東側に遊具エリアもございます。また、近隣には小久保西公園や弁財天中公園等もございますので、そちらの利用もご検討いただくと幸いです。</p> <p>今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p>	都市整備室緑化公園課/078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
210	令和5年4月	神姫バス運行について	神姫バスを利用して、県立リハビリテーション中央病院などに通院しています。 ダイヤ改正で日中の運行本数が激減し、大変不便です。 市から、神姫バスに増便の要望をしてほしい。	以下のとおり神姫バスより回答がありましたのでご確認くださいませ。  (神姫バス) 平素より神姫バスをご利用頂きまして誠にありがとうございます。 4月1日ダイヤ改正の運行本数の変更によりご不便をお掛けしております 申し訳ございません。 当社においては、新型コロナウイルスの感染拡大以降乗合バスの収入が激減し、2023年の現在でもコロナ前の80%から85%で推移している大変厳しい状況でございます。 そのような中、大変残念ではありますが収益の確保ができる路線においても減便や、収支均衡が図れない路線の休止をせざるを得ない状況が現在も続いており、今後も同じ状況が続く見通しです。 この度のダイヤ改正では、明石駅と西明石駅を結び途中県立がんセンターやリハビリテーションセンターにも停車する22系統で運行本数の見直し(減便)を実施いたしました。ご利用状況と運行本数のバランスを厳密に精査した上で、昼間時間帯の運行本数の見直しをさせて頂いたところでございますので、ご希望に添えず誠に申し訳ございませんが増便は致しかねます。 ご不便をお願いしている中大変恐縮ですが、他路線との乗り継ぎ等で引き続き弊社バスをご利用賜りますようお願い申し上げます。  明石市としましては、バス事業者と連携し、利用促進等、路線や便数の維持に引き続き取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
211	令和5年4月	遊園地線の道路の整備の要望	山下町から月照寺に、定期的に歩いてお墓詣りに行くのですが、遊園地線から太寺にかけての道は、道幅がとても狭く視界が悪いのにも関わらず、車の交通量も多く、自転車と車が接触しそうになったり、私も歩いているそばを車が走っていく、ヒヤリハットの危険な場面を目の当たりにするので、いつも不安に感じています。 この道路は今後も交通事故のリスクも高いと考えられるため、地域住民として早期に見通しのいい道路の整備などの、安全対策を講じていただくことを望んでいます。	当該道路につきましては、都市計画道路 遊園地線として道路幅を計画しておりますが、現時点では事業実施の時期が未定でございます。 これまで市としましては、通学路であることや車両スピードなど注意喚起の電柱巻看板を設置し、安全対策の取組みを進めているところです。 また、道路に関するご要望につきましては、周辺地域の意見を尊重し、とりまとめている地域の自治会等からお受けすることとしておりますので、地域でご相談頂きますようお願いいたします。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おください。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
212	令和5年4月	交通マナー	明石市は交通マナーが守られていないように感じています。 交差点で止まっている自動車は止まれ線より後ろではなく、歩道の真ん中で止まっていたり、自分が曲がりたい反対側しか見なかったり、危ないです。交通安全強化をお願い致します。	明石市では、歩行者・自転車を中心に交通安全教育・啓発活動を行っております。 また、明石警察をはじめ関係団体の協力のもと、ドライバー向けの交通安全教室や交通安全啓発のイベントを実施しているところです。 ご意見をいただいております車両の一時停止等、交通違反につきましては警察が取り締まりを行うものとなりますので、本件につきましては明石警察へ情報を提供いたします。 また、違反行為のあった日時、場所等を教示していただければ、取り締まりを含めたパトロールの強化を要望いたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
213	令和5年5月	ユスリカ問題	ここ数年で爆発的に数が増え、電灯や家の周りに蚊柱が沢山見受けられます。特にマンションの高階層になりますと、家の前の電気などにたまり、ドアを開けるたびに大量の蚊が家に入ります。精神的に不快で困っています。ため池が原因だと思われるので、一定間隔でソーラー誘蛾灯などを設置していただけないでしょうか。	ユスリカについては、これまでも近隣住民の方から苦情・要望を受けており、ため池管理者と協力しながら、情報収集を行い、これまでいくつかの対策(ため池から発生する虫の幼虫を捕食するモロコ・フナの放流や、農閑期にため池の水を抜き、池干しを実施することにより虫の卵や幼虫を駆除する、定期的に草刈りを実施し成虫の繁殖場所を無くすなど)を講じてきましたが、残念ながら効果はあらわれておりません。江井島血池については、ご提案を頂いたソーラー誘蛾灯について管理者である江井ヶ島土地改良区にご検討いただきましたが、機械による草刈り作業の妨げになる構造物を設置することは難しいと回答がありました。水辺環境において、ユスリカ等の発生を抑制することは、本市のみならず、他都市においても難しい状況になっておりますが、今後とも、積極的に情報収集を行い、解決策について検討したいと考えています。何卒、ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。  産業振興室農水産課 財務室管財担当	産業振興室農水産課 /078-918-5017  財務室管財担当/078-918-5008
214	令和5年5月	カイツカ公園遊具について	シーソーを老朽化のため撤去すると思いますが、撤去後に別の遊具が設置する予定がありますか。現在、検討をされているのであれば、候補に鉄棒を入れていただけないでしょうか。公園のスペースも狭い為、鉄棒でしたら場所を取らないですし、小学生は高学年まで活用出来ると思われます。	スプリング遊具は劣化により急激に破断する恐れがあるため、明石市が管理している公園については、撤去しております。ご意見の公園は「茶園場町カイツカ公園」で間違いありませんでしょうか。設置する遊具については、地域の方々に調査を行い決定いたしますので、候補の中に鉄棒もいれさせていただきます。ただし、安全領域の関係から設置できない場合もありますので、ご理解くださいよろしくお願いたします。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
215	令和5年5月	大量の蚊の発生について	あかつきの森こども園とスーパーセンタートライアルに隣接するため池のせいか、夏になると大量の蚊が発生します。保育園にも蚊が溢れかえっており、子ども・職員に悪影響がでるのではないかと思います。ため池のせいかはわかりませんが、この悪環境を改善していただきたい。	あかつきの森こども園、スーパーセンタートライアルに接する烏池は、地元の明石市清水村財産区が所有しており、清水新田水利組合が管理する農業用のため池です。大量の蚊はユスリカと思われます。あかつきの森こども園の従業員の方々にもお話を聞き、園の出入口や駐車場にユスリカが発生しているとお聞きしました。5月10日15時頃、当課職員が現地にて、あかつきの森こども園と2号線道路間にある水路や北側にある烏池を確認しましたが、ユスリカが発生する水路底の汚泥は浚渫を必要とするほど堆積していませんでした。ユスリカについては、これまでいくつかの対策(ため池から発生する虫の幼虫を捕食するモロコ・フナの放流や、農閑期にため池の水を抜き、池干しを実施することにより虫の卵や幼虫を駆除する、定期的に草刈りを実施し成虫の繁殖場所を無くすなど)を講じてきましたが、残念ながら効果は表れておりません。ユスリカの発生が市内の広い範囲にわたること、一時的に駆除してもすぐに新たに発生することなどから、特定の場所のユスリカの駆除は行っておりません。水辺環境において、ユスリカ等の発生を抑制することは、本市のみならず、他都市においても難しい状況になっておりますが、今後とも、積極的に情報収集を行い、解決策について検討したいと考えています。何卒、ご理解ご協力の程よろしくお願い致します。  産業振興室農水産課 財務室管財担当	産業振興室農水産課 /078-918-5017  財務室管財担当/078-918-5008

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
216	令和5年5月	道の駅新設提案	明石市内に道の駅をつくる予定はないのでしょうか。ぜひ創設してほしいです。 明石の特産品の販売、レストランや屋台、玉子焼体験コーナーなど、観光地としての明石の活性化になると思います。	道の駅は、ドライブを楽しむ人の休憩施設や地域の文化・名所・特産物など情報発信や物品販売場所が設けられおり、これまで目的地までのドライブする通過点という位置づけから道の駅に行くという目的地化への傾向が高まっており、地域の特産品を活かした産業振興の拠点となることも認識しております。 現状、道の駅新設の予定はございませんが、提案いただいたご意見は今後の検討の参考とさせていただきます。 産業政策課  観光やまちの賑わいの観点から、いただいたご意見も参考にさせていただきますながら、調査・研究を行ってまいります。 よろしくお願いたします。 シティセールス課	産業振興室産業政策課 /078-918-5098  シティセールス推進室 シティセールス課/078-918-5263
217	令和5年5月	新規宅地開発におけるクリーンステーション新設や公園緑地新設についてお尋ねします	西明石周辺では田畑や大きな敷地の再開発などで、新規に宅地開発される場所があります。開発申請が行われる際、市の行政指導あるいは付帯意見等でクリーンステーションの新設や公園緑地などの新設・寄贈など積極的に努力・配慮すべきと考えています。 7～10軒程度の開発においても指導すべきと考えますが、どうなっているのでしょうか。近隣でも、そのような開発がここ数年に数カ所ありましたが、設置されていない例がほとんどです。 クリーンステーションなど近隣に余裕のあるステーションがあればよいですが、現状では道端にしている例が多い中で、少なくとも新設宅地については検討すべきことと強く思います。どのような基準で指導しているのか、その基準や実態、今後の見通しについてわかりやすくご教示ください。	新規宅地開発における公園緑地の新設・寄贈について、基準としましては、明石市開発事業における手続き及び基準等に関する条例及び施行規則に基づき、開発事業者との協議を行うこととなっており、その中で一定規模の公園を設置することが義務付けられています。 具体的には、同規則第45条第2項により、開発区域面積が3,000㎡以上50,000㎡未満の戸建て開発について、1箇所150㎡以上かつ開発区域面積の3%以上の公園の設置を指導しています。 ご意見のとおり、市街地において公園や緑地は少しでも増やしていけると、より快適な住環境の確保に役立つと思われませんが、現状の基準としましては都市計画法に定められた開発事業における公園設置基準と合致したのとなっており、良好な市街地の環境を確保する上で最低限必要な水準は満足しているものと考えます。 開発協議(許可)の中で、公園設置を義務付けられた開発事業者は、開発工事が完了した後、新設された公園について緑化公園課の竣工検査を受け、合格したのについて、土地及び公園施設の引継を行います。その後は、緑化公園課において維持管理を行っています。 以上が、開発事業における公園設置についてのご説明となります。ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。 都市整備室緑化公園課  開発事業におけるごみ集積施設については、条例・規則で原則、設置することを求めています。開発戸数が15戸未満で地元のごみ置場を既設利用することで自治会等から同意を得ることができた場合は、ごみ集積施設の設置を免除しています。 理由としましては、ごみ収集は収集日の当日中に市内全域から排出されたすべてのごみを収集しなければなりません。利用者が少ないごみ置場が数多く設置されると、収集効率が低下し、ごみ収集が当日中に完了しなくなる恐れがあるからです。 上記に基づき、開発戸数が15戸未満の開発事業協議申請があった場合、申請者に対して、地元自治会等とごみ置場の既設利用で協議するように指導しています。 ただし、この取り扱いは地元自治会に対して15戸未満の開発地の住民のごみの受け入れを強いるものではありません。ごみ量過多や地域の事情など様々な理由があると思いますので、受け入れすることができない状況であれば、既設利用の申し出を断っていただいても問題はありません。 このような場合は開発事業者からの申し出があり、条件が整えば、ごみ集積施設を設置することで協議をしています。 現在、明石市では人口が増加するのに併せてごみ置場の箇所数も増加していますが、ごみ排出量は減少しており、結果として収集効率が低下しています。 このことから、ごみ集積施設設置の免除基準を引き下げることはさらなる収集効率の低下を招き、現状の収集体制では収集日当日中にごみ収集が完了しなくなる懸念されることから、現在のところは免除基準に関する条例・規則等の改正は予定していませんので、よろしくお願いいたします。 環境室収集事業課	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039  環境室収集事業課078-918-5780

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
218	令和5年6月	魚住の新公園について	2号線を車で走行中、魚住みんな公園出入り口から自転車に乗った小学生5～6名が手を上げて車を止めて渡っていました。危ないので横断歩道、点滅信号を設置してあげてはいかがですか。子ども達の安全の為、必要に感じました。	当該公園前、国道2号の道路横断については以前から危険であると予想されるため、横断歩道や信号機の設置について、道路管理者である兵庫県や信号管理者である警察と協議を重ねてきました。協議の結果、横断歩道の設置は、隣接する信号機との距離が原則として150m以上離れていること、国道南側歩道の連続性が確保されていることが要件とされています。国道2号南側歩道の連続性を確保するためには歩道未施工区間の歩道整備(約90m)、用地買収(約240㎡)、物件補償(家屋1軒)が必要となります。よって、喫緊に対応することが困難な状況ですが、引き続き信号設置に向けた協議を継続します。当面の対応としてコンビニエンスストア等に行かなくて済むよう公園内に飲料だけでなく、パンや菓子等、軽食の自動販売機を設置しております。大変ご迷惑をおかけしますがご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
219	令和5年6月	ベンチの設置	よく使われる歩道に、適度な間隔でベンチを設置してはどうでしょうか。汚れにくい材質で屋根付きであればなお良いです。一休みできる空間があれば、歩く人が増えると思います。	歩道のベンチ設置につきましては、鉄道駅など他の交通機関との乗継が発生する駅前広場などを中心に幅が広くゆとりのある歩道空間において設置し、歩行者の休憩や市民の方が憩える空間づくりに努めているところです。当然ながら、現状で十分であるという認識ではなく、これからも市が進めるすべての人にやさしいまちづくりを実現するため、歩行者の安全な通行空間の確保の面なども十分踏まえながら検討してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
220	令和5年6月	歩道の雑草対応について	山手台2号公園の裏(池側)の歩道が雑草が酷く、ベビーカーや車椅子が通行できません。車道に降りなければ通行できず危険なので対応をお願いします。	ご連絡をいただいた箇所ですが、歩道の雑草の繁茂状況を確認し、業者に除草の指示をいたしました。なお、今後とも道路を安全にご通行いただけるよう努めてまいります。よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
221	令和5年6月	バス停にベンチを設置してほしい	神姫バス停「上ノ丸」の明石駅行きにはベンチがあったのに、約1年ほど前に撤去されました。バス利用者には高齢者も多く、必然早めの行動をとるために待ち時間も長くなります。「上ノ丸」に限らず、ベンチ設置可能なバス停には積極的に設けられよう願っています。	神姫バス「上ノ丸」バス停においては、以前、所有者不明のベンチが設置されておりましたが、老朽化による危険性について地域住民の方よりお問合せがあり、現地調査の結果、座面や背面が破損し危険な状態が確認されたことから、バス利用者および歩行者の安全性を考慮し、当市で撤去した次第です。バス停へのベンチの設置については、鉄道駅など他の交通機関との乗継が発生する「交通結節点」を中心に整備しているところではございますが、その他の歩道上のバス停等については、歩道幅員の確保や歩行者の安全性確保の観点などから、市として積極的なベンチの設置は行っておりません。ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
222	令和5年6月	店舗建設によるプライバシー侵害・安全面での危惧	店舗改築において、急斜面に大きなオブジェが設置されており、近隣住民にとって大変恐怖を感じるものです。また、斜面にはブロムナードのように遊歩道が作られており、目と鼻の先に住宅があり、カーテンを開けられない・洗濯物が干せません。また、高台から夕陽を眺められるよう手すりがついており、近隣住民のプライバシーが侵害される恐れがあります。店舗前は幼稚園・小中学校の通学路にもなっており、また、横断歩道はあっても信号がなく、スピードを出す車も多い道となっており、交通事故も懸念されます。ついては、市からしっかりとした事業内容の確認・現地視察を要望します。	ご指摘いただいたオブジェについてですが、当課において、現地を確認し、事業者から事情聴取等を行っておりますが、建築物には該当しないことから建築基準法に基づく指導等を行うことはできません。ただし、今後、違法な状態が判明した場合には、必要に応じて指導を行ってまいります。都市局住宅・建築室建築安全課 横断歩道や信号の設置については、兵庫県警の所管になりますので、いただいたご意見を明石警察署にお伝えさせていただきます。(個人情報はお伝えしません。)道路安全室道路総務課	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046 道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
223	令和5年6月	遊園地線に対する要望	明石駅方面や2号線に向かう時に、遊園地線を使うことがよくあるのですが、月照寺や本松寺の前はかなり道幅が狭く、また曲がっているため視界も悪いので、通行する時に、対向車や歩行者がいないか注意しながら通行しています。 しかし、気をつけていたにも関わらず、数年前に本松寺の前で事故にあってしまいました。 道路の見通しを良くすれば、地域住民も安心して通行でき、私が受けたような、事故を減らせるのではないかと思います。 事故再発防止の観点から、是非とも前向きに検討していただきたいです。よろしく願いいたします。	当該道路につきましては、都市計画道路 遊園地線としての道路計画はありますが、現時点では事業実施時期が未定でございます。 このような中、市としましては、通学路であることや車両スピードなど注意喚起の電柱巻看板を設置し、安全対策の取組みを行っているところです。 なお、道路改良に関するご意見等につきましては、周辺地域のご意向をとりまとめている各自治会等からお受けすることとしておりますので、まずは地域にてご相談頂きますようお願いいたします。 また、自治会等からのご意見・ご要望についての市の対応につきましては、道路現状などを踏まえながらの判断となりますので、ご要望に沿うことができない場合もあることをご承知おきください。 以上、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
224	令和5年6月	学生の自転車マナーについて	自転車に乗り、歩道の幅いっぱい横2.3列で並走しているのをよく見かけます。 中には歩行者が前から来たことに気づき、一列になったりと周りをよくみている学生もいますが、大半はお構い無しといった感じです。 会話が楽しいのはわかりますし、並走をしないというのは難しい話だと思いますが、危険ですし、もう少し周りに気を使って自転車に乗ってもらえるよう声を掛けて下さると有難いです。	自転車利用者の運転マナーが守られていないことは市も認識し、啓発の重要性を重く感じています。 これまで本市では、スタントマンが模擬交通事故を再現し、事故の怖さを感じながら交通ルールやマナーを学ぶ「スケアード・ストレイト教室」を市内すべての高校で開催するほか、中学校や自治会など地域に出向き、明石警察署と連携のもと交通事故の発生状況など具体を交えた講話や、リーフレット、DVDといった教材を用いた交通安全教室を開催しているところです。 今後も引き続き警察署と連携を強化しながら、自転車ルールとマナーの向上に努めて参りますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
225	令和5年6月	歩道を覆うようにせり出している笹の伐採依頼について	市道の歩道横にある空き家から笹が伸び放題となって歩道を覆うようにせり出しており、歩道を利用する子どもが笹を避けるために車道を歩く姿を見ました。この市道は、10tトラックやダンプが頻繁に行き交う道路でもあるため大変危険であると感じます。 私が通行時に笹をへし折ってはいますが梅雨の雨で笹が急成長しており追いつかないので、なるべく早い時期に刈っていただければ幸いです。	空き家の敷地内の笹の繁茂につきましては、当該空き家所有者で除草等の対応等の維持管理をしていただくべきものです。 すでに5月末の時点で敷地内の維持管理状況について問題があることについて、関係者にお伝えしております。 今後とも本市の行政にご理解ご協力賜りますようよろしくお願い申し上げます。	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046
226	令和5年6月	大蔵海岸の歩道橋について	朝霧駅と大蔵海岸を結んでいる歩道橋の海岸側の階段が夜間見にくいのです。 何度か夜に利用していますが、特に雨の時は薄暗く、階段の踏み段の端がわかりにくく踏み外しそうになります。 もし改修の予定や緊急対策などされるのであれば、もっと踏み段の端が分かるような配色(端のみ帯状に色を入れる)にしていただきたいです。	階段に設置している足元灯などの街路灯につきましては、次回更新時に現状より明るい灯具に変更可能か検討させていただきます。 また、階段の改修については現状予定がございません。階段タイルの改修時には、配色の検討をさせていただきたいと考えていますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
227	令和5年6月	たこバス停留所増設のお願い	西明石西町1丁目辺りは駅に近く買い物にも便利な場所ではありますが、高齢者、車椅子やベビーカーを使う必要のある人にとっては、どのルートでも坂道があり大きな負担になっています。 明姫幹線沿いの吉野家のあたりに停留所を設置して貰えれば、駅や買い物への日常の移動が楽になると思います 西明石駅西側の改札増設と共に見直しをされる事もあると思うので、ご一考ください。	たこバスの停留所につきましては、道路交通状況をはじめとした周辺の環境、また、バスの走行やお客様の乗降に際する安全性等を総合的に勘案し設置しております。 このたびご提案を頂いた明姫幹線沿いの箇所につきましては、交通量が多く先述の観点からも停留所の設置にあたっては課題が多いため、新設することは困難であると考えております。 しかしながら、JR西明石駅の駅前広場や周辺道路の整備等に際しましては、バス停や運行ルートの検討も含め、たこバスのさらなる利便性向上に努めてまいります。 ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
228	令和5年6月	大久保駅北側の開発要望の件	大久保駅が最寄駅ですが、住居は駅の北側です。小さなスーパーはありませんが、明石駅にあるような大きな子育て支援センターには行きにくいです。なにより図書館が遠いことに不満を感じています。最近大久保駅北側の土地が一部売却されると聞きました。民間の大きなショッピングセンターなどとコラボして大きな施設の中に公共の図書館や市役所の分館などを作ることは難しいのでしょうか。駅の北側で子育てをする世代にもとても助かります。ご検討よろしくお願ひします	大久保地区での新たな図書館の整備については、現在、市で建設の検討を進めている複合施設の機能の一つとして整備される予定となっております。新たな図書館の整備にあたっては、利用者の方々に快適に本に親しんでいただける図書館を目指し、今回のご意見も参考にさせていただきながら検討を進めてまいります。	シティセールス推進室 本のまち推進課/078-918-5209
229	令和5年6月	林崎松江海岸BBQエリアでのスピーカーでの騒音に関する苦情	林崎松江海岸で、多くの方が利用している場所で周りへの迷惑も気にせず大型スピーカーを大音量で音楽を鳴らしているグループに困っています。警備員もいますが、立っているだけで注意をする様子がなかったため、直接話をして音量は少し下げてもらえましたが、そもそも使用しているのが大型スピーカーですから、音量を抑えても地響きするような重低音です。BBQエリアだけでもいいので、大型スピーカーを使用して音楽を鳴らす行為は禁止していただきたいです。警備員から積極的に注意をするようにしていただければと思います。大音量であるかどうかは個人の価値観であり、注意をしたとしても大音量かそうでないかの揉め事になる可能性が高いため、BBQエリアに限定して、手のひらサイズを超えるスピーカーの使用は禁止というような客観的に分かりやすいルールを作っていただくよう要望します。	林崎松江海岸におきましては、海岸利用者のマナーアップを図るため、職員によるパトロールの実施や警備員を配置し、海岸利用者に直接呼びかけるなどマナー啓発を行っておりますが、楽しまれている音楽の音量等が周囲の方の迷惑となっているかどうかは、個人の感じ方によるところが大きいのが実情です。このため、ご意見にございますような手のひらサイズを超えるスピーカーの使用は禁止といったルールづくりも難しいと考えます。今後につきましても、様々な形でマナー啓発を行うとともに、他人の迷惑となるような行為をする人に対しては、警備員から積極的に指導してまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
230	令和5年7月	パピオス2階の踊り場について	7月1日、明石祭があるのに踊り場に立ち入り禁止ロープが張られていました。人が多く通ると認識しているながらロープを張っていたのですか。また、なんのためにロープを張っていたのですか。さらに先週の土曜日でも何かの準備すると言いながら、準備しないでロープを張っていました。作業直前にロープを張るべきではないですか。今後の対応等返答をお願いします。	パピオス2階の踊り場とありますが、当市が所管しておりますパピオスあかし2階「あかし市民広場」へのご質問としてご回答させていただきます。あかし市民広場は、市民の憩いや交流を促進するスペースであると共に、貸館スペースとして、毎日午前9時から午後9時までの貸出時間の範囲内で、貸館業務を行っております。ご意見いただいております7月1日は市民広場主催イベント、翌日7月2日は半夏生関連イベントを実施しており、さらにその前の週にあたる6月24日土曜日には音楽イベントを実施しておりましたので、貸館利用の都合上、通路等の安全を確保するため、貸館として予約している時間あるいはその前後の準備として、ベルトパーテーションで通路と利用範囲を区切らせていただいております。今後は、ご意見いただきました内容を踏まえ、通行される状況や通路の安全確保について考慮しながら、出来る限り広く皆様にご利用いただけるよう配慮し、ベルトパーテーションの設置を行ってまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	シティセールス推進室 シティセールス課/078-918-5263
231	令和5年7月	カーブミラー設置について	家の前の道の電柱にカーブミラーを設置していただきたいです。車がスピードを出して侵入してくるので、死角になる所で遊んでいる子ども達が車にはねられそうになることが何度かありました。カーブミラーがあることで、車が来るのがこちら側からわかるのでお互い気を付けることが出来ると思います。	ご意見いただいた「カーブミラーの設置について」ですが、現地確認の結果を踏まえ、カーブミラーの設置は行いません。代替案として、運転手に対して巻き看板を設置し注意喚起を実施します。 なお、当該交差点以外で今後もカーブミラーの設置を要望される場合は、隣接者の同意が必要となることから、お手数ですが自治会長を通じてご要望いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
232	令和5年7月	藤江海岸休憩所 駐車場について	藤江海岸の駐車場が7月8月は1回1000円になりましたが、土日祝のみになりませんか。藤江幼稚園に、毎日20から30分かけて登園しています。雨の日や、子どもがぐずるときにはたまに車を利用してました。原則徒歩通園は重々承知していますが、たまに登園で使うために平日は今まで通りの1時間100円を希望します。	藤江海岸休憩施設駐車場については、海浜の利用促進を図る目的で設置しています。例年7月1日から8月31日までの海水浴場開設時期には、近隣の駐車場料金の相場に合わせて、条例に基づき、1日1回1,000円の料金に変更しています。ご不便をおかけしますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
233	令和5年7月	マンションの駐車禁止案内板について	マンション敷地付近の道路にマンション自治会設置の駐車禁止の案内板があります。 道路にはみ出ており、車のすれ違いも難しくなります。 道路に設置する許可をされているのでしょうか。 無関係の車両の邪魔になりますのでマンションのフェンスに設置するタイプなど、邪魔にならないように指導していただきたいです。	現地を確認のうえ、その場でマンションの管理組合等を訪問し、道路上の看板等の撤去移動をお願いしました。 管理組合からは、近日中に行われる組合総会の中で話を挙げ対応していく、との回答をいただきましたので、今しばらくお待ちください。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
234	令和5年7月	JR西明石駅 南側駐輪場 受付員の挨拶	挨拶運動をのぼりなどで啓蒙していますが、一人、二人、挨拶が出来ない受付員がいます。 朝から不愉快です。指導を宜しく願います。 回数券を渡しておはようと言いましたが無言、駐輪して駅に向かう時もありがとうと言っても無言。善処をお願いいたします。	このたびは、駐輪場のご利用に際し、不快な思いをさせてしまい、申し訳ございませんでした。 明石市内の公共の有料自転車駐車場につきましては、公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理及び運営を行っております。 自転車駐車場整備センターに、今回いただいたご意見を踏まえた対応を確認したところ、下記の回答がありました。  この度は、不快な思いをさせてしまったことに対してお詫びをするとともに、今後、利用者が気持ちよく施設を利用できるよう、全ての従事者に対して丁寧で親切な接客、笑顔での挨拶を徹底する旨の回答がありました。  今後も自転車駐車場整備センターと連携を強化しながら円滑な駐輪場の運営に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
235	令和5年7月	クーリングシェルターの件	ニュースで、暑さ避ける「クーリングシェルター」を自治体で導入を促すと聞きますが、明石市では具体的には進んでいるのでしょうか。 この暑さを乗り切るためにも沢山のこういう場所が開放されることはとても必要と思いますので。	現在の熱中症対策の推進としましては、令和5年5月30日に熱中症対策実行計画が閣議決定され、令和6年春には、熱中症特別警戒情報の発表や指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)を指定することができる旨を規定した改正気候変動適応法が全面施行される予定となっております。 それを受け、いくつかの自治体においてはクーリングシェルターの試験的な設置を行っており、明石市としましては、他市の先進的な取り組みを参考にしながら、クーリングシェルターの在り方について検討を進めてまいります。 また、引き続き、市民一人ひとりが熱中症予防行動をとることができるよう、チラシやポスター、SNS等を活用し周知、啓発にも努めてまいります。	総合安全対策室安全管理担当/078-918-5069
236	令和5年7月	溝掃除について	雨が降った日、コンビニの近くの歩道の水はけが悪くて困っています。 雨水を捌けさせるための溝はあるのですが詰まっています。 何年も掃除がされておらず雨の度に困っていますので対応をお願いします。	ご意見いただいた「溝掃除について」ですが、現地確認のうえ、清掃が必要な場合は清掃させていただきます。 清掃箇所の誤認防止のため、清掃箇所の住所や申出人の連絡先を教えてくださいいただければと考えております。ご理解ご協力よろしくお願いします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
237	令和5年7月	朝霧駅のバス停が暗い	朝霧駅前、4番乗り場のベンチや喫煙所の辺りが暗くて、簡易でもいいので電灯を増やして下さい。	ご連絡を頂きました箇所について、現地を確認致しました。直上に街路灯は設置されておりませんが、付近の街路灯からの距離が近く、防犯上必要な明るさを確保できていないことから、簡易も含めまして新たな街路灯は不要と判断致しました。尚、次回付近の街路灯を更新する際には、現状より明るい灯具に変更可能か検討させていただきます。 今後とも、ご理解とご協力をいただけますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
238	令和5年7月	道の清掃	道のゴミ拾い、草抜きをするのには、許可が必要ですか。	回答内容につきましては本市が管理する道路と限定させていただきます。 一般的な家の前の掃き掃除や草刈り程度の内容でしたら、特に許可は必要ありません。 但し、自治会の一斉清掃などボランティア保険に加入している場合と違い、個人的な作業ではそういった保険などに加入されていないことがほとんどであると考えられますので、往来する自動車や自転車などにご注意ください。 なお、通行の支障となるゴミや危険な場合は、道路整備課で対応いたしますのでご連絡ください。 今後ともよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
239	令和5年7月	松江海岸における焚き火、ゴミ、バーベキューなど	コロナ以降松江海岸でキャンプをする人が増えてます。キャンパーやバーベキューをする人のマナー違反が多くて松江の住民は迷惑しています。最近では花火をする人も多く、夜10時以降も大声で騒いでいます。また砂浜に直火で焚き火をして、そのままにして帰る人も多いです。数名の監視員がいますが、ほぼ注意する事もないように見えます。毎日犬の散歩で松江海岸に行きますが、焚き火の跡やゴミで安心して歩けません。自治会で掃除しても追いつかない状況です。もっと対策をしてください。	林崎海岸及び松江海岸の一部につきましては、「明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例」に基づき、特に適正な管理が必要な重点管理区域として指定し、バーベキュー等禁止区域を設けておりますが、海岸の利用につきましては、自由使用の原則があり、法律や条例によりバーベキューなどを全面禁止にするといった規制は難しいのが現状です。また、バーベキューの利用マナーをはじめ22時以降の夜間花火の禁止等について、警備員を配置し啓発・指導しておりますが、利用者のモラルやマナーによるところが大きく対応に大変苦慮しているところです。引き続き、近隣のみならずの住環境に配慮した利用啓発等に努めてまいりますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042
240	令和5年7月	大久保駅前前の放置ショッピングカートについて	大久保駅前やその周辺のバス停、近隣マンション等に大量の放置されたショッピングカートがあります。駅前の大型ショッピングセンターで買い物をして、そのままショッピングカートに乗せたままバス停等まで行き、カートを放置して帰る方が非常に多いです。なんとか対策を行なって頂けませんでしょうか。	ショッピングセンターに対策を依頼するとともに、バス停施設の付近等、放置されやすい場所において張り紙の掲示を行います。	道路安全室道路総務課/078-918-5031
241	令和5年7月	危険な横断歩道改善のお願い	大久保町大窪935-15付近の横断歩道について、危険だと感じる点がいくつかあるので改善していただきたいです。歩行者として、南側から北側へ渡る時、歩行者が街路樹に隠れてしまい、車に気づいてもらいにくい。北側から南側へ渡る時、南側の歩道の段差が大きく、ベビーカーの前輪が引っかかって渡り終えるのに手間取る。斜めの十字路であり、近くに信号のある交差点もあることから、この交差点内で車が停車することも多く、歩行者からの見通しが悪いことが多い。自動車運転者としては、東側から西側へ通行する時、南側で横断待ちをしている歩行者が街路樹に隠れて見えにくい。住宅地であり、近隣に保育園もあるので、小学生や幼児の横断も多いです。早急に改善をお願いします。	ご連絡をいただきました箇所につきまして、現地を確認いたしました。横断歩道から南側の歩道へ上がる際に、ブロックとの段差が5cm程度あることを確認しました。段差が大きいため、ブロックの交換をおこない、段差の解消を図りたいと思います。また、植栽の繁茂により、歩行者・運転者ともに、確認しにくい状況もあわせて確認いたしました。繁茂している低木の剪定や除草をおこない、視認性の向上を図りたいと思います。工事の実施まで、少しお時間をいただきますが、ご理解とご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
242	令和5年7月	ガードレールを設置してほしい	現在購入希望の家があるのですが、その家に入る為の唯一の道路が狭く、また途中ガードレールもなく崖のようにになっている箇所があるのでガードレールを設置してほしいです。	ご意見いただいた「ガードレールの設置について」ですが、お問い合わせの箇所を確認したところ、いわゆる私道(個人が所有する土地)となっております。私道は個人の財産ですので、その安全対策等を含めた管理は土地の所有者が行います。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課/078-918-5034
243	令和5年7月	小屋裏物置の取扱い法第92条令第2条について	小屋裏物置のために利用するはしご等は、固定式のものとしないこと。条文にはこのように記載されています。これは、これからの高齢化社会に於いて、体力の低下した高齢者が手摺も無いような梯子から落下し怪我をするかもしれません。この条文の変更はあるのでしょうか。	「小屋裏物置の取扱い」につきましては、物置部分の階数や床面積を緩和する場合にのみ適用される取扱いとなります。住宅内の小屋裏スペース等の余剰空間を最小限で利用する常時出し入れがない物置を前提に、物の出し入れする場合ははしご等は固定式としないことのほかに、天井高や面積の上限等の基準を設けております。なお、小屋裏物置につきましては、物置部分を部屋として階数や床面積に算入することにより、固定階段を設置して頂くことが可能です。また、高齢者様の利用を前提とされているのであれば、物置部屋として安全に利用して頂く必要があるため、手摺付きの固定階段等を設置し、物置部屋の天井高さや床面積も十分に確保して頂きますようお願いいたします。	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
244	令和5年7月	草木の剪定のお願い	車で新幹線高架下の一方通行の道、明石市道二見72号線沿いの明石西高校テニスコート付近で一旦停止し、二見港土山線へ出る時、明石西高校側の角の草木が生い茂っているので歩道を歩いている人や自転車が来るのがすごく見づらく危険です。 もしも、明石市の管轄で剪定できるのであればお願いしたいです。	草木が生い茂っている場所が水路敷である可能性が高いので、農水産課から回答します。 現地確認と書類確認の結果、水路敷であることが分かり次第、除草するなどの対策をとりたいと思います。 また、万一水路敷でない場合は当課から確実に土地所有者に対して、要望内容をお伝えします。 何れにしましても、除草する際には必ず連絡をとるようにします。 よろしく申し上げます。	産業振興室農水産課 /078-918-5017
245	令和5年7月	トペラ公園の遊具について	子ども達が夏休みになると同時期に公園の長椅子6ヶ所に使用禁止のテープ、ブランコはビニールテープでぐるぐる巻きにされており、砂場と滑り台しか使用できません。 いつまで利用禁止なのか記載もなく、老朽化しているわけでもないのに異様です。個人の方がテープを貼っているのでしょうか。	藤江トペラ公園のブランコやベンチは、3月初旬に油をまかれるといった被害に遭い、清掃により復旧したものの、その後も数回、同様の被害に遭っております。そのため、警察に被害届を提出するとともに、地元自治会とも再犯防止に向けて、協議してきました。 今後につきましては、巡回の強化や啓発看板の設置など行いながら、8月中旬に清掃を実施し、遊具等の使用の再開を予定しておりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
246	令和5年8月	階段の雑草を刈ってほしい	中学校のグラウンドが望めるところに住んでおります。 以前から気になっていたのですが、正門付近にある石碑から、下へ続く階段の雑草が生え放題になっています。あのあたりはよく昔から変質者が出没するところで、夜になると街灯の光も暗く、犯罪にはもってこいの雰囲気が出ています。草刈りを市の方で行っていただくなど、改善の余地はないのでしょうか。ご回答の方、よろしく申し上げます。	状況を確認したところ、雑草が繁茂しておりますので、業者に除草の指示をいたしました。今後とも適正な管理に努めてまいりますのでよろしく願いいたします。 こども育成室  ご連絡をいただきました箇所ですが、当課の所管する土地には雑草は繁茂していませんでしたが、街路樹の枝が階段にはみ出してしまったので、はみ出した枝の剪定を行いました。 今後とも適正な管理に努めてまいりますので、よろしく願いいたします。 道路安全室道路整備課	こども育成室/078-918-5093  道路安全室道路整備課 /078-918-5034
247	令和5年8月	あかし市民広場	あかし市民広場に夏の間ベンチを沢山置き(食事禁止)、酷暑のため市民が休憩するところとして開放してはどうでしょう。 図書館は座る所が無いし、今の広場の丸テーブルはひとりが座ると近寄れません。市民のために新しい取り組みをお願いします。	あかし市民広場は、中心市街地の回遊やにぎわいの創出、さらには、市民の憩いや交流を促進する場の提供を目的として、貸館利用のみならず、貸館利用以外の時間につきましても、円テーブルや椅子の設置を行いながら、毎日多くの利用者の方にご利用いただいております。 そうした中、飲食につきましても、自由に行うことができる屋内スペースとして、市民広場を利用したいというご意見も多数いただいております。 最近では、貸館利用時におきましても、ご休憩等していただくスペースの確保として、通路部分に簡易ベンチを配置する等、皆様により快適にお過ごし頂けるよう努めております。様々な御意見があることにつきましては、重々承知しておりますので、今後ともご理解賜りますようよろしく申し上げます。	シティセールス推進室 シティセールス課/078-918-5263
248	令和5年8月	歩道の雑草	西明石駅からゆたか保育園にむかう途中の歩道側に雑草がたくさん伸び、半分道を塞いだ状態です。 ベビーカーは通りにくく、車椅子は雑草に引っかかって通れず、お年寄りの方もカートを押すのに邪魔になっています。やむなく皆さん、車道において通行したり危険です。 事故が起こる前に、歩道を半分占拠してる雑草をどうにかしてもらいたいです。	文面より、お問い合わせの箇所は、国道250号(明姫幹線)から青龍神社方面へつながる道路の東側歩道部分と思われるので、その箇所について回答いたします。 当該箇所の雑草繁茂については、当市道路部局も認識しており、つい先日の8/2に土地の管理者に対し、伐採剪定など適正管理の依頼を行ったところです。 当市道路部局も注視しておりますが、土地管理者による対応まで、今しばらくお待ちください。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
249	令和5年8月	踏切横の歩行者専用道路	東二見ふぁーみんと線路の間の歩行者専用道路に看板が設置されましたが、なにも変わりません。朝7時過ぎくらいから8時過ぎに結構なスピードで通っていきます。ふぁーみんさんも通り抜け禁止の対策をちゃんと考えて実行してくれました。こちらが自転車に乗って通行してる人に注意しても聞く耳を持ちません。どうして守ってる側が嫌な思いをしないとイケないのでしょうか。	ポール設置等の通り抜け対策(物理的対策)に関する要望につきましては、周辺地域の合意形成が必要であるため、地域意見を取りまとめている自治会などからご要望を頂き、検討させて頂いているところです。お手数をおかけしますが、一度自治会にご相談いただき、地域からご連絡頂きますようご理解とご協力賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
250	令和5年8月	ひょうたん広場について	ひょうたん広場の近くに住んでいる者ですが、広場で遊ぶ子供たちが家のフェンスにつかまる事が多く、フェンスが曲がったりしているところもあり強度的に心配です。については、広場側にフェンスを設けていただくことを強く希望します。また、東側の私道からガードポールを飛び越えて入っていく方たちも多いため対処して欲しいです。	「ひょうたん広場」は、ひょうたん池の一部を縮小し、現在、広場として地域に開放しております。当該広場の土地所有者は、明石市ではなく、「大久保町財産区」(以下、「財産区」といいます。)が所有し、日常的な管理は「大久保町自治会」(以下、「自治会」といいます。)が行っております。※財産区とは、市町村合併前の村ごとの所有財産を管理している特別地方公共団体です。現地を確認させていただきましたが、「ひょうたん広場」は、利用者が互いに譲り合いながら利用するもので、地域のみなさまに迷惑となる行為は禁止としております。今回の貴重なご意見を財産区・自治会に伝えさせていただき、フェンス等の工作物の設置やそもそもの広場利用者のマナーアップを含めた今後のあり方について、財産区及び自治会と検討していきたいと考えています。私道側のガードポールにつきましては、個人の所有物となっております。明石市や財産区、自治会が関与いたしかねますが、取り急ぎ、自治会において「ひょうたん広場」の利用に関するマナーについて地域に周知していただく予定となっております。今後も、地域のみなさまに広く、安全安心で快適に利用していただけるような広場を目指していきたいと考えておりますので、ご理解とご協力賜りますようよろしくお願いいたします。	財務室管財担当/078-918-5008
251	令和5年8月	道路の白線が薄い件	明石市内の道路の白線が薄く、運転が危険です。明姫幹線、大久保のイオン周辺なども薄いです。一部は濃くしてくださっていますが、薄い所が多いです。一気には無理だと思うので、引き続き順番にでも濃く直していただきたいと思います。	明姫幹線(国道250号線)を管理している兵庫県加古川土木事務所明石対策室(電話078-912-3377)に対応を依頼しました。大久保のイオン周辺の道路の白線(区画線)は、市の管理であるため、引き続き順番に塗り替えさせていただきます。また、横断歩道や停止線など交通規制を伴う白線は明石警察署の管轄となります。該当の場合は兵庫県明石警察署の交通規制係(078-922-0110)にご相談ください。以上、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
252	令和5年8月	市道の草刈りについて	明石清水高校から県道379線へ続く市道の植込みの草木が伸びに伸びきって、軽自動車と普通車の行き交いが難しい箇所もでてきます。また、歩道側にも草が伸びているため、車道を歩いて通学する生徒も多く見受けられます。近隣住民の方が都度草刈りを依頼していると伺いましたが、「今は予算がないから」と一蹴されたこともあったと仰っていました。早急な対応を望みます。	本市の方でも状況を把握しておりまして、既に業者に作業指示をしている箇所がございます。現在、業者の方も繁忙期となっておりますが、お盆休み後の早い段階で作業を完了する予定と聞いております。ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
253	令和5年8月	朝霧駅バス乗場変更によるタクシー乗場の移動	人、車の流れを良くするため、バスの1番乗り場と3番乗り場を一本化して、空いた3番乗り場に4番乗り場のバスが入り、4番乗り場にタクシー乗り場を移動することは出来ないでしょうか。今のタクシー乗り場を、タクシーの降り場と身障者対応にできませんか。混雑時の安全を保つためにお願いします。	JR朝霧駅前広場につきましては、以下の点を主な目的として、平成30年度に再整備を完了しました。 ①バス、タクシー、一般車の走行動線を可能な限り分離することにより、交通の輻輳(ふくそう)を避け安全性を向上させる。 ②バイク駐車を広場内から広場外へ移転し、広場内へのバイク進入数を減らし、安全性を向上させる。 ③バス乗場付近では歩道がせまく、歩行者が通行しにくいいため、歩道を拡幅する。歩道のバリアフリー化をする。 その結果、限られた駅前広場の中において、現行のバス乗降場やタクシー乗降場の公共交通スペースと障害者用の停車スペースを総合的に勘案し、配置しております。 この度、交通事業者にも聞き取りを行い、安全性は確保出来ていると判断しておりますので、現時点での乗降場の移動については、ご希望に沿えず申し訳ございません。 いただきましたご意見を参考に、引き続き利用状況を確認しながら、広場の利便性、安全性の向上に努めてまいります。何とぞご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
254	令和5年8月	藤江の交差点のカーブミラー	藤江の市場入口からすぐ出て、明石こども小規模園とコーポ西明石の間のカーブミラーがとても見にくいです。通勤時間、帰宅時間になると交通量もそこそこありますし、歩行者もいるのでもう少し見えやすくしてほしいです。	現地確認の結果を踏まえ、カーブミラーの角度修正及び増設は行いません。当該交差点は、市道藤江47号線(東西道路)から市道藤江23号線(以下、南北道路)に車両が進入する際、隣接する建物等が支障となり交差点内の見通しが良くありません。そのため、南北道路を走行する車両を確認するために既設カーブミラーを設置しています。 歩行者を確認するためにカーブミラーの角度調整を行った場合、既設カーブミラーは車両対車両を前提としているため、車両が見えづらくなります。また、歩行者用のカーブミラーを増設する場合、南北道路手前で一時停止せず、南北道路の車道まで進入してくる車両が増えれば、歩行者の危険性が増す場合も想定されます。 今後とも本市の道路事業にご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
255	令和5年8月	海岸掃除について	この度の台風7号の上陸に伴い、海岸に無数のゴミが打ち上がり、息子が毎日掃除に行ってますが追いつきません。重機で清掃は出来ないのでしょうか。BBQのゴミの不法投棄も多く、ボランティア活動の清掃では追いつかないです。小4の息子が夏休みなのに率先して掃除しています。ご協力よろしくをお願いします。	海岸清掃につきまして、ご尽力いただき誠にありがとうございます。台風第7号通過後の海岸の状況につきましては、パトロールを行うとともに把握しています。 今後の対応につきましては、海岸管理者の兵庫県と連携しながら、林崎松江海岸をはじめ利用者の多い海岸を中心に重機等を使用しながら順次清掃していく予定ですので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課 /078-918-5042
256	令和5年8月	公園の雑草について	市内の公園のベンチや遊具の周辺が雑草だらけで子供たちが遊びづらい状態です。特に滑り台の梯子、ベンチ(2つあるうち、階段側のベンチが使えない)、階段周辺の雑草(雑草が伸びすぎて柵の高さを超えている箇所あり)が伸びて使いづらい状態でした。雑草を取り除いていただけませんかでしょうか。	ご指摘のあった藤江出ノ上公園について現地を確認したところ、樹木や雑草が繁茂していることを確認しましたので、剪定及び除草を実施いたします。なお、剪定及び除草については、現地確認後すぐに作業の指示を行い完了しております。 今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
257	令和5年8月	朝霧駅前病院送迎バス乗場の表示	病院に通院される方が、炎天下の中、信号を渡った反対側でバスを待たれています。駅前には送迎バスの乗り場がありません。身障者専用スペースのところに、乗り場の表示はできませんか。又は、新たに作ることはできませんか。(通院されている方は年配者が多いです)	JR朝霧駅前広場の停車スペースにつきましては、バス乗降場やタクシー乗車場の公共交通スペースや障害者用の停車スペースを総合的に勘案し、現在の配置としているところです。 ご提案いただきました障害者用の停車スペース等に病院送迎用バス乗場を表示または新設することにつきましては、限られた駅前広場の中において、交通の輻輳(ふくそう)や安全性確保の観点から実現困難であるとの結論であり、病院等の送迎車両については、一般車用のスペースでの対応としていただければと存じます。 今後とも引き続き利用状況を確認しながら、広場の利便性、安全性の向上に努めてまいりますので何とぞご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
258	令和5年8月	歩道整備	民地から土が流れてきてその土が排水溝を塞いで通路が水びだしです。毎年一回草刈をされてますが、早く整備してください。	お問合せの箇所に関しては、市にて道路側溝の土砂清掃を行いました。あわせて隣接地の管理者へ連絡し、道路への土砂流出防止措置などの指導を行いました。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
259	令和5年8月	二見人工島	二見の人工島にバスで通勤しているのですが、歩道の草木が伸び放題で歩きにくいです。もっと頻繁に刈るか、コンクリートで埋めるかしていただけないか。どれほど酷いのか一度見て欲しいです。	人工島ですが、現在委託業者が順次、街路樹の剪定や除草作業を進めております。ただし、委託業者が繁忙期となっており、剪定や除草作業が完了するまでしばらくお時間をいただく可能性がございます。 また、頻繁に刈ることについては限られた予算内ということもあり、基本的には現状1年に一度という頻度となっています。コンクリートで埋める等の対応については、中央分離帯でコンクリート舗装を進めておりますが、歩道については交差点付近を先行してアスファルト舗装を進めています。ただし予算の都合上、人工島全体の歩道をアスファルト化するのは難しいと考えています。 なお、今後も現場パトロール等を行い、市民の皆様が安全に快適に道路をご利用いただけるよう努めてまいります。何かお気づきの点がございましたら、お知らせいただけましたら幸いです。今後ともよろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
260	令和5年8月	歩道の雑草について	法務局の西の道路の両側の歩道ですが雑草が生い茂って、横断歩道を渡るのに車を確認しづらかったり歩行の邪魔となっています。通学路であり、2学期も始まりますので対応をお願いします。港町と日富美町の境目の東西の道路の歩道も同様です。急を要するほどではありませんが順次対応をお願いできればと思います。	ご連絡をいただきました箇所(法務局の西の道路)ですが、本市の方でも状況を把握しておりまして、既に業者に作業指示をしている箇所でございます。現在、業者の方も繁忙期となっておりますが、なるべく早い段階で作業を完了するよう、業者に依頼していきたいと考えております。 また、港町と日富美町の境目の東西の道路の歩道についても、現場の状況を見ながら、時期を見て業者に作業指示を出す予定にしています。ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
261	令和5年8月	歩道の雑草	旧浜国から山電西新町駅行くまでの歩道に雑草が多く生えており、人と人がすれ違いできないくらい道幅が狭くなっています。新学期が始まり子どもたちの行き来にも支障が出ています。早急に清掃対応していただきたいです。	現地を確認し業者に作業指示をいたしました。但し現在、業者の方が繁忙時期となっておりますが、なるべく早い段階で作業を完了するよう、業者に依頼しております。 ご理解ご協力をいただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
262	令和5年8月	公園について	明石市内にたくさん公園を作っていただいております。そこで提案なのですが、映画や、ワールドカップもありバスケの人気が出ていますが、バスケコートのある公園が少ないように思います。野球などのスペースがあればできる競技と違い、ゴールがなくてはできませんので対応をお願いいたします。	明石市が管理している公園について、過去にはバスケットゴールのある公園がいくつかありましたが、いずれも住宅の密集する地域であり、周辺の住民からドリブル音などに関する苦情が相次いだことや、設備の老朽化が進んだことから、安全面も考慮して現在は取り外しています。一方でBリーグや東京オリンピックで新たに正式種目となった3×3など、バスケットボールに対する注目の高まりとともに、バスケットゴール設置の要望も複数いただいていたことから、平成30年11月に明石北わんぱく広場に1基を設置し、おおむね好評にご利用いただいています。屋外バスケットゴールの設置につきましては、過去の経緯から、住宅地からある程度離れていることや設置に必要なスペースが確保できることなどが条件となり、今後も慎重に検討していく課題と考えていますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
263	令和5年8月	明石市内の歩道について	歩道がガタガタすぎます。先日自転車で通っている息子が、歩道と、車道の段差の衝撃でバランスを崩してしまいました。国は歩道のバリアフリー化を推進していないのでしょうか。同じ段差でも、点字ブロックの段差は仕方ない物だと思いますので設置すべきだと思っています。問題なのは、歩道と車道の境目の段差や、歩道内の段差です。明石高校周辺の古い商店があるバス通の歩道は、狭いし、段差は高いし、明石北高校に向かう大久保駅から高丘に向かう歩道は、折角両側に歩道があるのに段差は大きく、東側の歩道はガタガタして狭く、挙げたらキリが無いくらいです。ぜひ一度、明石市中の歩道をチェックして、改善して欲しいと思います。	本市では【バリアフリー化の優先的な促進が必要な地区】を設定し、段階的に改修を進めているところで。段差や点字ブロックに関して、年に数回程度ですが、車いすの方や視覚障害者と街歩きを実施し、改善を行っているところで。また、老朽化により改善が必要な箇所や、通学路等の段差解消を継続的に実施していく予定です。県道有瀬大蔵線及び大久保駅から高丘に向かう道路(県道大久保稲美加古川線)は県の管理となります。管理者の明石まちづくり対策室に情報提供させていただきます。以上、ご不便をおかけしますが、ご理解ご協力を賜りますよう宜しくお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
264	令和5年8月	西江井ヶ島駅について	西江井ヶ島駅が不便で仕方ありません。上り線ホーム側に改札がないため、下り線側の改札を利用し地下を通過して上り線のホームに行くしか方法がないのはなぜですか。ベビーカーを利用したいのに出来ないのが残念です。せめてエレベーターをつけて欲しいと思います。	西江井ヶ島駅のご利用にあたりましては、ご不便をおかけし申し訳ございません。駅舎のバリアフリー化につきましては、これまで、国や兵庫県、明石市および鉄道事業者が連携しながら順次整備を進めてまいりました。山陽電鉄の駅舎に関しまして、国の方針の中で目標としていた1日あたりの乗降客数が3,000人以上である駅舎のバリアフリー化につきましては、これまでにエレベーターやバリアフリー対応のトイレの設置など、優先順位をつけながら順次取り組みを進めており、現在は市内12駅のうち7駅のバリアフリー化が完了しているところです。そうした中、山陽電鉄におきましては、本年4月より、運賃に別途料金を上乗せし徴収した料金を駅のバリアフリー整備に充当する「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用しており、今後、西江井ヶ島駅を含む残る未整備駅につきましても、同料金制度を活用したバリアフリー整備を基本方針とする旨の報告を受けているところです。駅舎のバリアフリー化につきましては、多額の工事費を必要とし、一度にすべての駅で整備に着手することは困難であることから、駅ごとの状況、また国や県の支援制度のあり方なども踏まえながら、山陽電鉄とも十分に連携し、市内全駅でのバリアフリー化が早期に達成されるよう取り組んでまいります。ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
265	令和5年8月	東人丸町の道路における自転車走行について	平日朝の出勤時間帯に坂道を、子供を乗せたお父さんが猛スピードで走行し、たびたび高齢者や通学中の子どもと衝突しかけているため、非常に危険です。 自転車の重量やスピードを鑑みるに、衝突の際は重症もしくは死亡も考えられる程度です。いつ重大な事故が起きてもおおしくありません。道路への注意喚起の看板や、当該地区の自治会への情報提供など、事故が起きるのを未然に防ぐ手立てを講じてください。	自転車のマナーが守られていないことは市も認識し、啓発の重要性を重く感じています。 これまで本市では、スタントマンが模擬交通事故を再現し、事故の怖さを感じながら通行ルールやマナーを学ぶ「スケアード・ストレイト教室」を市内すべての高校で開催するほか、中学校や自治会など地域に出向き、明石警察署と連携のもと、交通事故の発生状況など具体を交えた講話や、リーフレット、DVDといった教材を用いた交通安全教室を開催しています。今後も引き続き明石警察署との連携を強化しながら、自転車ルールの遵守と交通マナーの向上に努めて参りますので、ご理解を頂きますようお願いいたします。また、啓発用巻き看板の設置など、道路や道路付属物を担当する道路整備課に情報の提供を行います。 さらに、今回いただいたご意見は、明石警察署にもお伝えし、自転車をはじめとする交通違反の取り締まりやパトロールの強化をあらためて要望いたします。	道路安全室交通安全課 /078-918-5036
266	令和5年8月	山陽大蔵谷駅の設備に関して	山陽大蔵谷駅にはエレベーター、エスカレーターともなく、車椅子やベビーカーでの利用が困難です。 子育てに優しい町としても是非大蔵谷駅、他駅共に順次そういった設備を導入していただきたく、よろしくお願いたします。	山陽大蔵谷駅のご利用にあたりましては、ご不便をおかけし申し訳ございません。 駅舎のバリアフリー化につきましては、これまで、国や兵庫県、明石市および鉄道事業者が連携しながら順次整備を進めてまいりました。山陽電鉄の駅舎に関しまして、国の方針の中で目標としていた1日あたりの乗降客数が3,000人以上である駅舎のバリアフリー化につきましては、これまでにエレベーターやバリアフリー対応のトイレの設置など、優先順位をつけながら順次取り組みを進めており、現在は市内12駅のうち7駅のバリアフリー化が完了しているところです。 そうした中、山陽電鉄におきましては、本年4月より、運賃に別途料金を上乗せし徴収した料金を駅のバリアフリー整備に充当する「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用しており、今後、大蔵谷駅を含む残る未整備駅につきましても、同料金制度を活用したバリアフリー整備を基本方針とする旨の報告を受けているところです。 駅舎のバリアフリー化につきましては、多額の工事費を必要とし、一度にすべての駅で整備に着手することは困難であることから、駅ごとの状況、また国や県の支援制度のあり方なども踏まえながら、山陽電鉄とも十分に連携し、市内全駅でのバリアフリー化が早期に達成されるよう取り組んでまいります。 ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
267	令和5年8月	西新町駅周辺について	西新町駅の広場が夕方子供たちの遊び場になってます。 広場は公園ではないし、通行の邪魔です。なによりボール遊びでボールが道路まで飛んできたり、通行時に当たったり、大変危険であり迷惑です。広場で遊ぶことを禁止にしてください。	周辺の小中学校に対し注意喚起を行うよう依頼しました。 また広場内での危険な遊びに関する注意喚起の記載札を掲示予定としております。ご理解いただけますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
268	令和5年9月	公園とコンビニエンスストアについて	谷八木堂田公園の改良を望みます。 近辺に新しい住宅がたくさん建築され、こどもの数も増えていますが、この公園の遊具は少なく感じます。 もう少し遊具が充実した公園になって、子どもたちの楽しめる場所になったら嬉しいです。 またこの近辺にはコンビニエンスストアが一つもなく不便に感じます。誘致をお願いできないでしょうか。	谷八木堂田公園は、北側エリアに4種類の遊具と小さな子どもが遊べる広場、南側エリアに大きな子どもが遊べるグラウンドが設置され、幅広い年代の方が多様な用途で利用できるよう、整備された公園です。 北側エリアは、すべり台やブランコなどの4種類の遊具が設置されており、新たな遊具を設置するとなると、小さな子どもが遊べる広場が減少することとなるため、難しい状況であると考えております。また、当公園の遊具は、老朽化が進んでいないことから、現時点においては更新できませんが、更新する際には、地域の皆さまのご意見も踏まえ、より充実した公園となるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただけますようお願い申し上げます。 なお、民間地における商業施設の誘致は市の所管ではございません。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
269	令和5年9月	西江井ヶ島の駅について	<p>子どもの手続きのために役所へ行ったり、買い物のために西二見へ行ったりする際に西江井ヶ島駅を利用しています。エレベーターが無いので、子どもを抱き、ミルクやオムツなどがパンパンに入った鞆を背負っています。そこにベビーカーとなると重たくなり、転倒して我が子に何かあっては遅いし、怖くて階段は利用できません。</p> <p>明石へ出向き、支援センターや図書館なども沢山利用したいので西江井ヶ島駅にエレベーターや改札を造ってくださるととても嬉しいです。また、子育て世代だけではなくバリアフリーにもなり、お年寄りや車椅子の方も利用出来て素敵だと思います。</p>	<p>西江井ヶ島駅のご利用にあたりましては、ご不便をおかけし申し訳ございません。</p> <p>駅舎のバリアフリー化につきましては、これまで、国や兵庫県、明石市および鉄道事業者が連携しながら順次整備を進めてまいりました。山陽電鉄の駅舎に関しまして、国の方針の中で目標としていた1日あたりの乗降客数が3,000人以上である駅舎のバリアフリー化につきましては、これまでにエレベーターやバリアフリー対応のトイレの設置など、優先順位をつけながら順次取り組みを進めており、現在は市内12駅のうち7駅のバリアフリー化が完了しているところです。</p> <p>そうした中、山陽電鉄におきましては、本年4月より、運賃に別途料金を上乗せし徴収した料金を駅のバリアフリー整備に充当する「鉄道駅バリアフリー料金制度」を活用しており、今後、西江井ヶ島駅を含む残る未整備駅につきましても、同料金制度を活用したバリアフリー整備を基本方針とする旨の報告を受けているところです。</p> <p>駅舎のバリアフリー化につきましては、多額の工事費を必要とし、一度にすべての駅で整備に着手することは困難であることから、駅ごとの状況、また国や県の支援制度のあり方なども踏まえながら、市内全駅でのバリアフリー化ができる限り早期に達成されるよう山陽電鉄と十分に連携してまいります。</p> <p>ご理解を賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
270	令和5年9月	通行の妨げの草木を刈り取ってほしい	<p>大明石町2丁目にある自動車整備工場の向かいの歩道から、北に向かって山陽電車高架下までの歩道の草木が伸びており通行の妨げになっているので刈り取ってほしい。</p> <p>また茶園場町3丁目のマンション1号棟の前の歩道に木がはみ出ており、歩道は1人しか歩くスペースしかなく危険なので何とかしてもらいたい。</p>	<p>ご連絡いただいた箇所については、当方も状況を把握し、9月4日に委託業者に作業指示を出しており、9月15日の時点で既に現地の作業を終了しています。</p> <p>なお、今後も本市が管理する道路に関して危険な場所がございましたら、道路通報システムや市民提案箱などの通報手段にてご連絡いただけましたら幸いです。よろしくお願いいたします。</p> <p>道路安全室道路整備課</p> <p>民地から歩道に木がはみ出している件について、道路総務課より回答します。</p> <p>9/19に現地確認を行い、その場で当該箇所の管理者へ伐採剪定など適正な管理を依頼しました。</p> <p>管理者からは、例年1～2月頃に定期的に剪定しているが、今回の申し出を受け、9月末の管理組合理事会に報告し検討するとの回答がありました。</p> <p>いましばらくお待ちいただけますようお願いいたします。</p> <p>道路安全室道路総務課</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034  道路安全室道路総務課 /078-918-5031
271	令和5年9月	ユスリカ	<p>家の周りにユスリカが大量発生しています。</p> <p>近くに水路があり、そこを通るのにも目が開けられないほどです。</p> <p>窓にスプレーを振るなど対策はしていますが、窓に大量についているためシャッターが閉められず、洗濯物も外に干せない状態です。何か対策をしてほしいです。</p>	<p>ご指摘のユスリカについては、例年市内のため池や水路から発生しているとの情報が寄せられております。市内では、これまでいくつかの対策(ため池から発生する虫の幼虫を捕食するモロコ・フナの放流や、農閑期にため池の水を抜き、池干しを実施することにより虫の卵や幼虫を駆除する、定期的に草刈りや泥上げなど清掃を実施し成虫の繁殖場所を無くすなど)を講じてきましたが、十分な効果は現れておりません。また、ユスリカの駆除は、発生が市内の広い範囲にわたること、一時的に駆除してもすぐに新たに発生することなどから、特定の場所の駆除は行っておりません。</p> <p>今年は8月から9月にかけて、江井島の谷池からの水路について、近隣にお住まいの人からユスリカの発生の相談が多く寄せられおり、池を管理する江井島土地改良区や市役所内の関係部署と対応について情報共有し、対応策について考察を重ねてきました。</p> <p>具体的な対応策は決まっていますが、今後も情報収集に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。</p>	産業振興室農水産課 /078-918-5017

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
272	令和5年9月	新幹線高架下の草木剪定について	今池西付近の新幹線高架下のフェンス内はJR西日本の管轄になっているようですが、草木剪定をお願いしたいです。草木が茂り過ぎて、幼稚園の通園等に支障あり困っています。	令和5年9月26日にお問い合わせの場所を管理するJR西日本 神戸新幹線保線技術センターに草木剪定の対応依頼の連絡をいれております。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
273	令和5年9月	住宅敷地からの車両はみ出し	大久保町大窪の住宅で、駐車スペースから常に道路へはみ出して車を止めている家があります。T字路付近になっており、危険を感じる事があります。また、通学路でもあり、子供、自転車などが車との接触、車同士の接触の恐れも感じます。はみ出して道路が狭くなっているため、対向車と交差する場合は、どちらか一方が停車しなくてはいけない状態です。注意勧告など、何か対応はできないのでしょうか。	お問合せの箇所に関しては、当課にて現地確認を行ない駐車車両のハミ出しを確認しました。また、別の日にも同様のハミ出し状態が確認されましたので、居住者へ注意喚起を行うとともに明石警察へ相談しました。警察からは、現地通報あれば駐車違反の取締り対応を行うとの回答であり、あまりにひどい違法駐車の場合は、警察への通報もご検討ください。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
274	令和5年10月	溝の金網について	道路側溝の蓋が少なく脱輪してしまいました。子どもも溝にはまってしまったことがあります。もう少し側溝の蓋を置いてもらいたい。	市の管理する金網(グレーチング)かどうか現地確認を行います。市の管理箇所であった場合は、グレーチングの延長について検討させていただきます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
275	令和5年10月	西明石駅周辺的环境について	明石市は田舎過ぎず都会過ぎずで住みやすく、住環境としては最高な街だと個人的に思っております。ただ西明石駅から毎日出勤する中で、新幹線口改札を出て西側のロータリーを過ぎた辺りから酔っ払った方の物であろう嘔吐物がそのままにされており、毎朝、嘔吐物を見ながら出勤するのはあまり気分が良いとは言えません。何かしら改善は難しいのでしょうか。	新幹線口改札を出て西側付近において、市が清掃を委託している範囲につきまして、現地を確認させていただきます。問題解決には個人のマナーに頼るところが大きく、対策に苦慮しているところです。利用者のご協力も賜りながら、美化に努めていきたいと考えていますので、何卒ご理解のほどよろしくお願いいたします。この度は貴重なご意見ありがとうございました。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
276	令和5年10月	藤江駅前危険箇所	藤江駅前北側から駅に向かう狭小道路から、自転車がスピードも落とさずに飛び出して来る事があります。自転車がスピードを落とす様に道路を凸凹にしたり、ミラーを設置するなど対策がないと危険です。あと、無料休憩オアシスでイベントがある時は、路上駐車が多く通行しにくく迷惑で危険を感じる。イベントする側も車での来店は不可だと伝えるべき。	お問い合わせの道路を確認したところ、いわゆる私道(個人が所有する土地)となっておりまして、明石市が管理する道路ではございません。私道は個人の財産ですので、その安全対策等を含めた管理は土地の所有者に行っていただく必要があります。なお、カーブミラーについては、設置先の同意等、地域で合意形成を図って頂く必要があることから、自治会を通じてのご要望をお願いいたします。以上、ご理解賜りますようお願いいたします。道路安全室道路整備課  イベント時の路上駐車などの件について、回答します。このたび藤江駅前オアシスの運営者に対し、路上駐車禁止や車両来場自粛の旨を依頼しました。今後も、よろしくお願いいたします。道路安全室道路総務課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034  道路安全室道路総務課 /078-918-5031
277	令和5年10月	道路の段差	西明石西町にあるエネルギーステーション西神戸店前の歩道と車道の段差が大きく、ベビーカーや自転車スムーズに通れません。子どもは自転車で転んだことがあります。スムーズに通れるよう、修繕していただくことは難しいのでしょうか。	ご指摘いただきました箇所は、国道250号線で兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室の所管となります。この度のお問合せ内容については、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室にお伝えしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
278	令和5年10月	大久保・西明石周辺の通行の不便さについて	<p>電車・車・バスともに通行が非常に不便です。</p> <p>電車で大久保・西明石間を移動する際には新快速からの乗り換えが生じる関係で、どちらかの駅で15分もの待ち時間が生じ、非常に面倒さを感じる。ダイヤを改正し待機時間を短縮できないか。</p> <p>大久保から国道175号線へ向かうルートが非常に限られる。国道二号線または第二神明くらしかまともなルートがないため、国道二号線は渋滞しやすい印象を持っている。</p> <p>大久保駅から福吉方面に出る神姫バスの本数が少なすぎる。8時台のダイヤを乗り過ごす2時間待たなければ次のバスがない。せめて30分おきに出すか、tacoバスの路線区間を追加することは如何か。</p>	<p>JRの運行ダイヤ等につきましては、JR西日本が管轄となります。「JR西日本お客様センター」が設置されていますので、入力フォームより、そちらへご意見を提出していただきますようお願いいたします。 JRおでかけネット: <a href="https://www.jr-odekake.net/info/info.html">https://www.jr-odekake.net/info/info.html</a> 市民相談室</p> <p>ご指摘の明石市大久保地域から国道175号へ向かうルートに限られることにつきましては、周辺道路の慢性的な渋滞や生活道路への通り抜け車両流入による安全性の低下など、現状の課題を認識しているところです。本市としましては、平成28年度から都市計画道路 江井ヶ島松陰新田線の整備事業に取り組んでおり、令和8年度中の完成を目指しております。整備完了後は大久保町高丘地域から明石北高校付近を通り、神戸市側へ通行可能な道路となる予定です。 また、課題解消にあたっては、本市の事業にあわせた神戸市との連携が必要不可欠であることから、協議を重ねているところですので、ご理解賜りますようお願いいたします。 道路安全室道路整備課</p> <p>Tacoバスは、路線バスが運行していない交通不便地域において、鉄道駅と地域を結ぶ交通機関として運行しています。ご指摘の大久保駅北部のエリアにつきましては、民間の路線バス(神姫バス(株))が運行しており、そのような地域に低廉な運賃の交通を導入すると、競合して路線バスの減便や休止を引き起こし、結果的にサービス水準が低下する可能性が高くなってまいります。 今後もバス事業者と共に連携し、よりよい交通体系の確立に向けて取り組んでまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。</p> <p>つきましては、JR大久保駅～福吉方面の路線バスを運行する神姫バス(株)より以下のとおり回答がございましたのでご査収ください。 【神姫バス】 平素より神姫バスをご利用頂きまして誠にありがとうございます。大久保駅から福吉方面行については、朝の通勤通学ラッシュ時間帯は1時間に2便、それ以外の時間帯は1時間に1便の運行をしております。 沿線には企業や大型商業施設が立地していることは当社も認識しておりますので、今後も継続してお客様のご利用状況を精査し、運行内容を検討して参ります。 また弊社の時刻表については、神姫バスナビ(弊社検索サイト)からもご確認頂けますので乗車前にご利用くださいませ。 神姫バスナビ: <a href="https://navi.shinkibus.jp/snk">https://navi.shinkibus.jp/snk</a> 都市整備室都市総務課</p>	<p>市民相談室/078-918-5050</p> <p>道路安全室道路整備課/078-918-5034</p> <p>都市整備室都市総務課/078-918-5037</p>

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
279	令和5年10月	大久保駅東側の踏切の安全対策	JR大久保駅の東側にある板額の踏切が狭く、朝夕のラッシュ時には通勤の車両と通学の徒歩学生・自転車通学の学生などで大変混雑しています。特に歩行者や自転車は、通過する車両がすぐ際を通行するため、いつ接触事故が起きても不思議ではない状態です。周辺では多くのマンションが建設中であり、今後もこの踏切を通行する人や車両の数は増加するものと思います。踏切を通行する歩行者等の安全確保のため、踏切を西側に拡幅し、歩道を設置できないものでしょうか。もちろん、JR西日本や警察等との協議が必要かと思いますが、道路管理者である明石市のお考えをお聞かせいただきたく要望いたします。	JR大久保駅東側の板額踏切は、ご指摘の通り朝夕のラッシュ時などの混雑時には、踏切内で歩行者・自転車・自動車が輻輳して通行せざるを得ない状況となっております。市としましても安全な通行の必要性を認識しており、現在、拡幅に向けてJRと協議すべく準備を進めております。ご理解の程よろしく申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
280	令和5年10月	おおくぼ中之番公園の犬の糞について	最近、おおくぼ中之番公園の芝生や木の根付近に、大型犬のものと思われる糞が頻繁に落ちています。目立つ場所ではなく、よく見ないとわからない場所に放置してあるので、とてもたちが悪く感じています。毎日幼児や小学生など、たくさんの子どもが遊ぶ公園です。不衛生なので撤去して頂きたいのと、注意喚起の看板を増やす等、何か対策をして頂きたいです。	ご指摘のおおくぼ中之番公園について、現地を確認したところ、犬の糞の放置を確認しましたので清掃を行っております。また、公園の出入口3箇所に公園内から見やすいように啓発看板を設置いたします。なお、看板の設置については、現地確認後すぐに作業の指示を行い完了しております。今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
281	令和5年10月	信号機、または横断歩道の設置希望	野々上2丁目にある居酒屋の前の交差点ですが、よく子どもやお年寄りが横断しているのを見かけます。自動車が比較的速度で走っている道路なので、いつか交通事故が起こらないか不安です。今日も小学生が渡ろうとしていましたが、停止する車は一台も無く、渡ろうとしている子を無視して当然のように速い速度で通過して行きました。近くには小児科やコインランドリーもあり、生活のために子どもからお年寄りまで多くの方が利用する道路です。安全・安心のためにも、信号機、または横断歩道等を設置し、歩行者が安全に利用できるような道路にしてください。	信号機設置、横断歩道等の交通規制につきましては、兵庫県警察明石警察署の管轄です。この度いただいたご意見につきましては、兵庫県警察明石警察署へお伝えしますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします(個人情報はお伝えしません)。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
282	令和5年10月	大蔵海岸の駐車場について	朝、犬の散歩でいつもペットカートに犬に会うのですが、駐車場が遠く、また柵があり海岸まで大変な思いをされています。健常者が無断駐車をしている道路端に障害、老犬用の駐車場を整備してもらえないでしょうか。	こちらの道路は駐車禁止区域に指定されております。取締りは警察が行っておりますため、いただいたご提案は兵庫県警へお伝えさせていただきます。(個人情報は除く)尚、道路上の駐車場(例えばパーキングメーター)の設置についても兵庫県警の管轄になりますので、併せてお伝えさせていただきます。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
283	令和5年10月	住宅敷地から市道への車両はみ出し駐車について	東野町で敷地からはみ出して車2台を駐車している。特に平日夜間や休日は長時間駐車している。車両後方に自転車を数台置いているせいか、前に出て駐車しており改善されません。また、駐車場に明らかに入らない車が時折り駐車しており、車庫証明を取っているのかも疑問です。また、近隣でも駐車スペースが狭いせいか、側溝のグレーチング上にタイヤを乗せて度々駐車している車両がある。カーブのため進入する際に死角となって見えづらく、周辺ではこどもたちがたくさん遊んでおり、事故を起こしそうになっていることが度々あります。早急に改善を求めます。	お問合せの箇所に関しては、当課にて現地確認を行ない駐車車両のハミ出しを確認しました。また、別の日にも同程度のハミ出し状態が確認されましたので、当該宅へ注意喚起を行うとともに、車庫証明や駐違反取締りに関し明石警察へ相談しました。警察からは、現地通報あれば対応との回答のため、あまりにひどい違法駐車の場合、警察への通報もご検討ください。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
284	令和5年10月	カーブミラーについて	ふれあいの里魚住とユニライフの角の丁字路にあるカーブミラーのうち、四角いミラーが二つ付いているものがありますが、設置角度の問題なのか鏡面が汚れているからなのか、写りが悪くよく見えません。また、この道を魚住駅側から北進する際、左側から来る車がわかりづらく、何度かヒヤッとしたことがあります。近くに保育園もあり送迎の車がよく通る所でもあるので、一度確認いただけないでしょうか。	ご意見いただいた「カーブミラーについて」ですが、現地確認の結果、下記のとおり対応いたします。 ①電柱共架(丸ミラー)→方向修正 ②独立柱(四角ミラー:左側)→撤去 ③独立柱(四角ミラー:右側)→現状のとおり なお、カーブミラーの新設要望については、設置先の同意等、地域で合意形成を図って頂く必要があることから、自治会を通じてのご要望をお願いいたします。 以上、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
285	令和5年10月	土山駅周辺の道路拡張について	県道84号線に歩道を整備して欲しいです。	ご要望いただきました兵庫県道84号線は、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室の所管になります。 この度のお問合せ内容については、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室にお伝えいたしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
286	令和5年10月	たこバス運行路について	高齢の母が貴崎におります。自転車も乗れなく、電車、バスで外出しておりますが、電車の駅までは徒歩約20分かかるため、一時間に一本のバスを利用しております。たこバスは藤江より以西でしか運行がなく、同じ明石市民なのに不公平感があります。どうして、林崎、硯町方面での運行がないのでしょうか。市バスから神姫バスになり便数がかなり減っているため、対策を考えて頂きたいです。子育て世代に費用を使うと同時に、将来的に永く住みたいと思える市にしていきたいです。	本市では、市内の交通体系の考え方として、東西交通については鉄道が、南北交通については路線バスが、また、西明石駅以西の採算性などの面から路線バスの運行が困難な地域や、道路状況により大型の車両では運行できない地域においては、たこバスが担うこととし、それぞれが役割分担しながら、効率的で持続的な交通網を形成しています。 昨今の公共交通を取り巻く状況は、燃料費等の高騰や人員不足により、大変厳しいものとなっております。現行の路線や運行本数などのサービス水準をなんとか維持することに注力していることから、増便や路線の新設について、たびたび要望をいただいているところではありますが、実現は困難な状況となっております。 また仮に、路線バスの運行している地域で低廉な運賃のたこバスを導入した場合には、路線バスの休止や廃止のおそれがあり、そうなった場合には、地域の方にとってはかえってサービス水準の低下を招くこととなるため、たこバスの路線の新設には、引き続き慎重な検討が必要と考えます。 今後も、路線バスとたこバス、双方のバランスを考えながら、持続可能なバス交通網を維持してまいりたいと考えております。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
287	令和5年10月	西明石駅南側付近の交差点	西明石駅南側付近の交差点ですが、駅付近のため、車や人の通行が多いのに、道路に「止まれ」の表記がなく危険だと感じています。どちらかに「止まれ」の表記をお願いしたいです。	一旦停止の交通規制につきましては、兵庫県警察明石警察署の管轄です。この度いただいたご意見につきましては、兵庫県警察明石警察署へお伝えしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
288	令和5年10月	電信柱から歩道側に飛び出している危険な金具について	ちょうど子どもの目の高さぐらいの位置に、電信柱に黄黒の帯を巻いて固定するための金具が15cmほど歩道の側に突き出しています。いつか誰かがその金具で大きなケガをしないかと心配で通っています。市民の安全のため、金具の端を切るなり留めるなりしてください。	お問い合わせを受け、対象の電柱および周辺の電柱を現場確認しましたが、金具の突出しを確認することができませんでした。 しかしながら、他の箇所でも同様の問合せがあったことから、電柱管理者へ対し金具やバンドの点検を行うとともに必要に応じ対策を講じるよう指示しました。 今後も、よろしくお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
289	令和5年10月	大蔵海岸のバイクの進入について	市役所の東側や幼稚園の東側からバイクの進入を何度も見えています。降りて押している人はおらず、当たり前のように遊歩道を走っています。いつか事故が起きると思いますので、進入出来ないようにして欲しいです。	<p>ご指摘のあった中崎遊園地東側を確認したところ、バイク乗り入れ可能な箇所を確認しました。については「バイク乗り入れ禁止」の看板を設置して注意喚起を行います。 都市局都市整備室緑化公園課</p> <p>港湾道路を管理する、兵庫県加古川土木事務所(港湾課)へ要望内容をお伝えします。 都市局道路安全室道路総務課</p> <p>大蔵海岸公園につきましては、園内各所にバイク乗り入れ禁止看板を設置しています。また、バイクの乗り入れを見かけた際には、巡回警備員等により直接声掛けを行い、即座に降りていただくよう指導・啓発に努めているところです。 バイク進入できないようにすることは非常に難しい状況ですが、隣接する施設の管理者と引き続き連携を図りながら、バイクの乗り入れ禁止を周知するなど利用者のマナー向上に努めてまいります。 都市局道路安全室海岸・治水課</p>	<p>都市整備室緑化公園課 /078-918-5039</p> <p>道路安全室道路総務課 /078-918-5031</p> <p>道路安全室海岸・治水課 /078-918-5042</p>
290	令和5年10月	街路灯の不具合について(※つきっぱなし)	市道(山陽電車・藤江駅東側)で街路灯の不具合を発見しました。昼間時間帯に照明がつきっぱなしです。また、不具合のあった街路灯ですが、管理番号の一部が消えてしまって分かりづらい状態でした。	<p>10月30日に業者に対応を指示しましたので、1週間程度で対応が完了する予定です。 ただし、周囲の明るさにより街路灯をオン/オフさせる自動点滅器(関西電力の所掌)が故障している可能性があり、その際は関西電力にて自動点滅器の交換を実施致しますので、もう少しお日にちが掛かります。 尚、街路灯番号が判別できなかったとのことから、街路灯番号を記載したシールの貼替も同時に業者へ指示しております。 今後ともご協力をいただけますようお願い申し上げます。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
291	令和5年10月	地区内を通る生活道路の交通安全について	<p>魚住町金ヶ崎地区内を通る生活道路についての要望です。 地区内を通る「西国街道」と「山手幹線」が交わる所を東端とし、西国街道が二手に分かれるあたりを西端とする区間は幅員が狭く、対向車とすれ違う時に道路脇の側溝に脱輪していることがよくあるため、側溝に蓋をする等の対策をして欲しい。 地区内の中央から西の区間は幅員が比較的広いためか、スピードを出す車が多く見られる。速度制限の標識を立てる等、運転者へ速度抑制を促すための対策を取って欲しい。 当該道路は、小・中・高生の通学路で、また高齢者も通られます。当地区住民の安全のために最適な対策を実施していただきますようお願いいたします。</p>	<p>【側溝の蓋掛けについて】 側溝の蓋掛けについては、通学路等における安全対策の1つとして実施し、地域・学校等と情報共有を図りながら、危険性の高い箇所から対策を行っております。 側溝の蓋掛けは、歩行空間の確保や車の脱輪防止といった効果が期待される一方、道路幅員が広がることによる車の走行速度の増加や、車が民地側に寄ってくるといった課題が発生する可能性があることから、沿道にお住いの方のご理解が必須となります。</p> <p>【速度抑制を促すための対策】 当該区間の速度抑制対策につきましては、啓発看板の設置や交差点部の路面表示(交差点マーク等)を実施いたします。また、速度規制(30km/h規制)につきましては、警察の所管となっておりますので、自治会を通じて明石警察署にご相談いただければと存じます。</p> <p>側溝の蓋掛けや速度抑制対策といった生活道路の安全対策については、周辺地域のご意見を尊重し、地域意見を取りまとめている自治会から要望書をいただいた後、検討を進めさせていただいておりますので、一度、地域でご相談いただきますようお願いいたします。 なお、自治会等からいただきました要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おきください。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
292	令和5年10月	大久保町西脇のケーヨーD2横ガードレールについて	昔の歩道の名残なのか、歩道の中にガードレールがあり、とても邪魔になっています。広い歩道なのにガードレールのせいで、自転車や車椅子、ベビーカーもすれ違いにくくなっているのを撤去してほしいです。	ご意見いただいた「ガードレールについて」ですが、現地確認の結果、ガードレールの一部を撤去いたします。以上、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
293	令和5年11月	たこバスの件	JR魚住駅へ息子を送迎していますが、南側ロータリーのとこバス停留所の枠外に停めて、タバコを吸っている運転手があります。タクシーの停留所もあり、たこバスが枠外へ止められると、日によって全く停める場所がなくなってしまいます。バス停が全て満車なら諦めもつきませんが、枠外で止められ、タバコを吸っていい場所ではない所で喫煙されるのは迷惑です。業者の車も多いのでなんとかして欲しい。	当該ロータリーにおきましては、バス利用者の乗降を行うバス停位置以外に、発車時刻まで調整を行うバス車両の待機用として2枠分のスペースが設けられております。このたび待機時の停車位置についてご指摘を賜りました旨、運行事業者と共有し、すべての方が快適にロータリーをご利用いただけますよう、適切な運用に努めてまいります。また、喫煙をはじめとした休憩時におけるマナーにつきましては、当該エリアの運行事業者のみならず全事業者といまいちど事案の共有を行い、再発の防止を図ってまいります。ご理解を賜りますようお願いいたします。	都市整備室都市総務課 /078-918-5037
294	令和5年11月	江井島血池で魚の大量死骸悪臭の件	大久保町江井島の血池の水抜きで、魚が大量に死んでいて悪臭を放っています。池の水を抜くのはいいですが、その後魚が残って死ぬことぐらい想像がつきそうなのにそのまま放置しているのはどうでしょうか。血池周辺、魚の腐敗臭が漂っているのが早急に死骸の片付け等行って欲しいです。せつかくいたコウノトリもいなくなり、カラスが群がっていて気持ち悪いです。	11月7日14時頃に江井島血池の中や周辺の水路を確認しました。魚の大量死骸、悪臭は確認できませんでしたが、多くの鳥が魚を捕食する姿が見られました。お問合せ頂いた魚の大量死骸は既に鳥のエサになったと考えられます。ため池は、管理者である農業者が農閑期(10月～3月)に水を抜き、池干しをすることにより、堤体や取水施設などの点検、水質の改善などを行うことで、適正に管理されています。ため池の水を抜いた際に、ある程度の魚が死亡することはありますが、ため池管理者ですぐに対応できない場合もあります。日常生活に影響のある悪臭や目に余る状況が続く場合は、明石市農水産課(918-5017)までご連絡いただきますようお願いいたします。江井島血池は2年に1回、池干しをしております。これからもため池の管理者(江井島土地改良区)と水路の管理者(市)が協力し、適正な維持管理に努めてまいりますので、池干しについてのご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。	産業振興室農水産課 /078-918-5017
295	令和5年11月	公園のトイレ設備について	大久保には公園が多くあるのですが、そのほとんどが、トイレが併設しておらず困っています。仮設でもいいので置いてもらうことはできないのでしょうか。ご検討よろしくお願いします。	トイレの設置については、設置に要する費用だけではなく、日常清掃といった維持管理に要する費用や人員の確保などの問題から、利用者が多く規模の大きな公園を対象としています。以上のことから、主に公園付近の方が利用する地域に密着した規模の小さな公園についてはトイレを整備しないこととしています。また、仮設トイレについてですが、水洗式の場合は上下水道などのインフラ整備が必要なこと、くみ取り式の場合は日常清掃や汚物の回収など衛生面の問題もあるため、ご希望に沿うことはできません。今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
296	令和5年11月	山陽電鉄西新町駅前の衛生状態について	最近、山陽電鉄西新町駅前の広場に飲食物の食べ残しやその他のゴミの放置が多い様子に感じています。通勤通学、通院以外にも、小さい子供や犬の散歩など多くの方々が利用されてる中で、この様な衛生状態では、子供達の教育や近隣利用者からのイメージが悪くなってしまうと思われまます。どうか、さらなる住みやすい明石市の為最良な対策のほどよろしくお願い致します。	ご指摘の「山陽電鉄西新町駅前の広場に飲食物の食べ残しやその他ゴミの放置」について、現場確認を行いました。本市では、定期的に啓発パトロールを実施し、マナーの向上を促しているところでございます。現在、ポイ捨てを防止するための啓発看板等の設置を検討しており、駅前にあるコンビニ、周辺自治会や警察等にも情報提供し協力をお願いしているところでございます。何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。	環境室環境保全課 /078-918-5030

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
297	令和5年11月	10年以内に着工が見込まれる大規模な公共施設の公表について(提案)	<p>明石市では、今後、複数の図書館や市民交流施設の建設、複数の市民センターの建替え及び県立公園内の旧市立図書館跡地への新公共施設の設置が予定されていると聞き及んでいます。これらの設置費用については、国の補助金が充てられる部分がありますが、その他の部分については、起債の償還を含めて、明石市民の負担になります。その負担が今後の自主財源で賄えるかどうかの見通しはさておいて、市長及び市行政組織は、納税者を含む全ての市民に対して、どの程度の負担額になるかの情報を提供すべきです。</p> <p>そこで、今後10年以内に着工が見込まれる大規模な公共施設について、概算の建設工事費を公表することを提案します。着工時期の記載は不要、着工場所が確定していない場合にはその旨を記載。また、着工の時期が10年以内かどうか不明な公共施設については、参考として記載。この公表は、毎年度、一般会計当初予算案の公表に併せて行います。</p>	<p>大規模な公共施設の整備費用の公表についてでございますが、今後予定されている大規模な投資的事業を進めるにあたっては、財源の確保や公債費の管理を適切に行うことが、将来にわたって持続可能な財政運営を維持していくために不可欠であると認識しております。</p> <p>概ね今後10年以内に整備を予定している大規模な公共施設につきましては、本庁舎、(仮称)西明石交流センター、新ごみ処理施設について整備計画等を公表しているところです。</p> <p>今後とも、事業内容の検討熟度を踏まえながら、市民や議会の皆さまと適時に情報共有してまいりたいと考えております。</p>	財務室財務担当/078-918-5011
298	令和5年11月	可燃ごみの分別収集と可燃ごみの資源化について(提案)	<p>明石市一般廃棄物処理基本計画の一部が変更されました。焼却処分されている紙類を可能な限り分別収集して資源化することを推進しなければなりません。家庭から排出される厨芥類を資源化する試みが複数の地方自治体で始められています。これらの分別収集や分別処分は、一般廃棄物処理の本流となっていきます。変更後の明石市一般廃棄物処理基本計画においては、これからの本流への関わりが明確に示されていません。</p> <p>明石市が、これからの本流に加わることを、明確に意思表示することを提案します。そして、明石市が、「そのごみ燃やしたらあかん！資源やで！」というフレーズを普及させて、実施計画の中で、明石市の意思を着実に具体化することを提案します。</p>	<p>ご記載いただきました内容のとおり、明石市の可燃ごみの中には、紙類が多く混在していること、ちゅう芥類の割合が高いことについて、課題と認識しているところです。</p> <p>そういった課題につきまして、まずは紙類の分別と資源化を促すため、市役所本庁舎に常設型の紙類回収ボックスの設置および、事業系の機密文書の回収に向けた準備を進めているところです。</p> <p>また、ちゅう芥類につきましては、段ボールコンポストの基材を無料配布しているほか、フードドライブの取組や食品ロスの削減の啓発を行っていますが、今後先進事例を参考にしながら、新たな取組を検討していきたいと考えています。</p> <p>こうした取組を進める一方で、市民のみなさまに「ごみから資源へ」分別にご協力いただけるよう広報活動も進めていきたいと考えています。</p> <p>今後とも明石市のごみの減量化・再資源化事業にご理解、ご協力賜りますようよろしくお願いいたします。</p>	環境室資源循環課/078-918-5794
299	令和5年11月	JR大久保駅周辺市有地の利活用について	<p>今年5月に開催された総務常任委員会の資料に次の記憶があります。「JR大久保駅前エリアの市有地利活用にに向けた全体構想を策定したいと考えています。その後、それぞれの市有地において個別計画を策定し、事業に着手していく方向で検討しています。」</p> <p>令和4年度一般会計決算及び予測される令和5年度末の財政基金の現在高が示すように、明石市の財政は数多くの公共施設を建設できる状況にありません。</p> <p>明石市財政状況の厳しい現実を踏まえて、次の提案をします。</p> <p>①JT跡地に、新大久保市民センター、地域総合支援センター、市民交流施設、図書館及び大規模集会所を合築した複合公共施設を建設する。地下に2層の駐車場を建設し、建物部分を除く地表部分に、緑地公園(防災公園を兼ねる。)を整備する。</p> <p>②大久保市民センター跡地は売却する。</p> <p>③中部地区保健福祉センター用地は、街区公園部分を残し、その他の部分は売却する。</p> <p>④②及び③の売却益は、①の建設費用に充てる。</p> <p>⑤JR大久保南ロータリーは、ゆりのき通りの非常に良好な景観の起点として、樹木を増やして、ベンチを増設して、もっと歩道の幅を道路側に広げ、さらに中心市街地の公園としてのグレードを上げる。</p> <p>市街地の市有地は、街区公園用地の部分を除いて、マンション用地として売却し、公共施設整備の資金にする。売却に当たっては、マンション外壁は、前面道路からセットバックすること、及び、敷地内緑地を確保することを条件にする。</p> <p>このマンションの入居者から得られる固定資産税、都市計画税及び個人市民税の収入を、公共施設の整備費用(市債償還費をふくむ。)に充てる。</p>	<p>大久保駅周辺市有地の利活用につきましては、多くの市民の方々からご意見をいただいているところです。今回いただいたご提案につきましても、その1つとして参考にさせていただきます。</p>	企画・調整室/078-918-5283

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
300	令和5年11月	JR清算事業団跡地の利活用について	<p>西明石駅に隣接するJR清算事業団跡地の利活用を具体化すべきです。市有地になって以降、固定資産税及び都市計画税並びにこの跡地で生活する住民の個人市民税は一円も収入していません。この不作為は、多大な損失を明石市に与え続けているにもかかわらず、今でも利活用を先延ばしにしています。せめて、この先延ばしの行為により生ずる推定損失額についての情報を市民に提供すべきです。</p> <p>(仮称)西明石地域交流センター建設が進んでいます。令和8年度から供用が開始される予定です。したがって、今後、整備が必要な公共施設は次のとおりです。</p> <p>①にしあかし総合窓口 市民センターに代わる窓口です。西明石サービスコーナーは廃止します。</p> <p>②にしあかし地域総合支援センター 西明石地区の東南隅に位置する貴崎から西明石地区の中央部に移転します。</p> <p>③ふれあいの里西明石 市内5センター構想地区の中で唯一なかった地区に新設します。</p> <p>④(仮称)JR西明石駅東南駐車場 現在の駐輪場の現況は、西明石南地区の玄関口を余りにも惨めな姿にしています。市行政が、いくら西明石南地区の活性化を唱えても、説得力が欠けています。玄関口にふさわしい駐輪場を一刻も早く整備すべきです。そうしないと、今後、西明石南地区の都市環境の東西格差が際立ってきます。</p> <p>⑤JR清算事業団跡地の西寄り施設に、地下1・2階及び地下1階の(仮称)JR西明石駅東南駐輪場を建設して、その上部の地下2階に、①、②及び③の複合施設を設けます。複合施設の屋上を広場兼公園にします。</p> <p>⑥JR清算事業団跡地の東寄りの敷地をマンション用地として売却します。この売却益だけで①～⑤の事業費は十分に賄えます。そして、マンション入居者が負担する固定資産税、都市計画税及び個人市民税は、明石市の自主財源として活用できます。実行開始の時期を明らかにしない西明石南地区第二弾の開発計画は、信用して良いのでしょうか。また、いつまで、不作為による損失を続けたいとならないのでしょうか。</p>	<p>当該用地の利活用については、以前よりJR西日本と協議を進めてまいりましたが、JR西日本から西明石南地区での広域的な取組について提案があり、市として検討したうえで議会へ報告し、広域的な取組を行う方針となりました。その後、市はJR西日本と協議を重ねた結果、まちづくりに関する協定を締結し、当該地区にJR西日本が新たな改札を含む駅ビルを整備することにあわせ、地域交流拠点や新たな駅前広場、それにつながるアクセス道路の整備を進めているところです。</p> <p>「JR清算事業団跡地の利活用」については、前述の取組に続き、西明石地域で必要となる施設について、地域の皆様にご意見を伺いながら、取組を進めていきたいと考えております。</p> <p>ご理解を賜りますようお願いいたします。</p>	企画・調整室/078-918-5283
301	令和5年11月	道端付近の敷地へ庭木を植えることについての指針	<p>道端ぎりぎりに庭木を植えられている住居が数多く見受けられます。新築購入者は、20年後の樹木の様子など想像出来ず、又、20年後に切るとなっても億劫です。</p> <p>明石市として、『道端付近の敷地へ庭木を植えることについての指針(強制力は無いが、従うと便利で安心なもの)』を作成する計画や予定、構想はあるのでしょうか。</p>	<p>貴見のとおり、私有地に植えられた樹木等が年月とともに生長し、やがて道路路面上にはみ出し、見通しが悪くなることや、歩行者や自動車の通行に支障を来すことがあります。</p> <p>市としても道路にはみ出した樹木等に関するお問い合わせ、ご要望をいただくことが多いところです。</p> <p>現時点で庭木に対する指針等を作成する計画はございませんが、いただいたご意見を今後の参考にさせていただきます。</p> <p>また、今後、ホームページ等で庭木の道路へのはみ出しについて啓発を行いたいと考えております。</p>	道路安全室道路総務課/078-918-5031
302	令和5年11月	林崎松江海岸のパーベキューについて	<p>午前中、週に2、3回、海岸清掃をしています。</p> <p>浜辺でのパーベキューの炭がひどく、波打ち際にも散乱しています。パーベキューの網やゴミは拾えば回収できますが、炭は粉々になり海や浜辺を汚しています。</p> <p>来年度は、浜辺でのパーベキュー禁止でもよいのではないのでしょうか。</p>	<p>林崎海岸及び松江海岸の一部につきましては、「明石市海浜の利用並びに海浜利便施設の設置及び管理に関する条例」に基づき、特に適正な管理が必要な重点管理区域として指定し、パーベキュー等禁止区域を設けておりますが、海岸の利用につきましては、自由使用の原則があり、法律や条例によりパーベキューなどを全面禁止にするといった規制は難しいのが現状です。</p> <p>また、ゴミの持ち帰りなど利用ルールを明示した看板を設置するとともに、利用者に直接声掛けするなど、利用マナーの啓発に取り組んでおりますが、利用者のモラルやマナーによるところが大きく対応に大変苦慮しているところです。</p> <p>引き続き、啓発活動等を行い利用マナーの向上に努めてまいります。</p>	道路安全室海岸・治水課/078-918-5042

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
303	令和5年11月	明高下交差点の標識不良について	明石市の明高下4差路交差点の表示プレート文字の「明高下 MEIKO SITA」の文字のうち、「下とO」が半欠け及び見えなくなっています。交通量の多い場所なので、対面から進行する車で土地に不案内の人には見づらく、他府県から来た人はこの状態を見て、明石市の管理体制をどう思うだろうかと気になります。今まで以上に安全、安心、清潔、よき気が付く明石市であって欲しいと思います。	ご指摘いただきました明高下交差点の該当場所は、県道366号線で兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室の所管となります。この度のお問合せ内容については、兵庫県加古川土木事務所明石街づくり対策室にお伝えしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
304	令和5年11月	交通事故防止のためのカーブミラー設置	山陽電車の中八木駅より少し西にあるスーパー「マルアイ」前の道路から718号線へ曲がるT字路の視界が悪く危険です。718号線に、左右を見渡せるカーブミラーの設置をお願いします。	ご意見いただいた「カーブミラーの設置について」ですが、当該交差点は見通しも良く、県道明石高砂線(718号線)を通過する車両を目視で確認できるため、カーブミラーの設置は行いません。なお、当該交差点以外で今後もカーブミラーの設置を要望される場合は、隣接者の同意が必要となることから、お手数ですが自治会長を通してご要望いただきますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
305	令和5年12月	小中高生の自転車について	最近の小中高生は、交通ルールを知らなさすぎます。三列で道に広がって走行しており、学校では交通ルールを教えないのでしょうか。また、中高生は、音楽を聴きながらや、スマートフォンを触りながらの走行をしている子が多く、後ろを確認せずに急に右折する(横断歩道ではない)など、一つ間違えば大事故につながるような行動も多く見られます。子どもが増えるのは喜ばしいことですが、学校などで今一度交通ルールの指導カリキュラムを組んでいただきたいです。	市内の小中高等学校では、交通ルールの順守について、特別なカリキュラムは組んでいません。各校では、交通安全協会による、実地研修や講話など交通安全教室を定期的に行い、児童生徒に啓発等を行っています。今後、引き続き、様々な教育活動を通じて、児童生徒に交通ルール順守の大切さを指導してまいります。教育委員会事務局学校教育課  交通安全課より、高校生の自転車利用についてお答えいたします。高校生の自転車運転マナーが守られていないことは市も認識し、啓発の重要性を強く感じています。対策として交通安全課では、市内すべての高校に対して交通安全教室の実施を要請するとともに、スタントマンが模擬交通事故を再現し、事故の怖さを感じながら交通ルールやマナーを学ぶ「スケアード・ストレイト教室」を定期的に開催しております。また、高校PTA連合会や明石警察署と連携を図り、高校周辺などで自転車通学をする生徒に交通ルールの指導を行うなど、自転車の安全利用促進に努めているところです。今後も引き続き警察署と連携を強化しながら、自転車ルールとマナーの向上に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。都市局道路安全室交通安全課	学校教育課/078-918-5055  道路安全室交通安全課 /078-918-5036
306	令和5年12月	沢池小学校前の路駐について	朝方は幼稚園の送迎、昼や夕方になれば、沢池小学校の子どもたちの送迎の路駐が多く非常に迷惑です。小学校や、幼稚園に直接連絡しても特に改善は見受けられません。また、小学生の下校時間には、横断歩道付近でない箇所の路駐の車の間を縫って子供が飛び出してくるの危険です。私は近隣に住んでいる為、その危険性も充分把握して注意して走行していますが、その道を初めて通る人や何も考えずに運転している人は飛び出しがある事など考えずに走行すると思います。子供たちの命や将来を守るためにもご対応をお願いします。	幼稚園への通園は、原則徒歩通園となっており、自動車での送迎は許可しておりません。これまでも、自動車での通園について、同様のご意見を頂戴しており、手紙や掲示物、降園時の口頭での説明等、保護者へ注意喚起を図ってきましたが、幼稚園としても対応に苦慮しているのが実情です。この度のご意見を受けて、改めて手紙を配布するとともに、月1回実施しております降園指導の場で、全保護者には車での送迎を絶対しないこと、園児には歩いて通園することの大切さを再度指導いたします。今後についても、園から保護者へ、送迎のきまりやマナーについて、引き続き指導してまいりますので、ご理解いただきますよう、よろしく願いいたします。こども局こども育成室  小学校では、緑道及びその付近での路上駐停車、駐輪をしないよう保護者に対して継続的な啓発を図っていますが、学校としても対応に苦慮しているのが実情でございます。今後は、引き続き保護者への周知・啓発をはかるとともに、児童への下校指導を行い、安全確保に努めてまいります。また、あわせて関係部署と連携しながら改善に向けて検討してまいります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。教育委員会事務局学校教育課	こども育成室/078-918-5149

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
307	令和5年12月	東二見橋について	<p>通勤のため、人工島に接続する東二見橋を毎日歩いています。この東二見橋について、2点程提案をさせていただきます。</p> <p>(1)街灯について 橋の街灯がよく切れており、切れた後の電球交換まで数ヶ月かかっています。こちらの照明を、LEDのように長期的に使用できるものに変えることは出来ないのでしょうか。</p> <p>(2)自転車通行の規制について 橋の歩道では自転車を降りて通行するよう注意喚起の看板が数ヶ所ありますが、自転車に乗ったまま登り下りする方が多いです。特に下りは結構なスピードを出しており、いつか大きな事故が起こりそうでとても危険です。</p> <p>解決策としては、歩道の南北両端に進入禁止の柵を設置したり、自転車と歩行者の領域を分けるために、歩道の色分けをしていただけませんか。自転車通行エリアが出来て、そこで自転車を降りて通行される方が増えれば、自転車に乗ったまま登り下りする方は減ると期待します。ご検討の程宜しくお願いいたします。</p>	<p>ご指摘いただきました東二見橋については、兵庫県加古川土木事務所管理第2課の所管となります。</p> <p>この度のお問合せ内容については、兵庫県加古川土木事務所管理第2課にお伝えしますので、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
308	令和5年12月	道路拡張のお願い	<p>清水の信号の交差点のもう一本北の信号の交差点(西国街道と県道514号が交わる交差点)の西側ですが、とても狭く、子供の登校班の通行がとても危険です。特に朝は信号待ちの車が多いので信号の変わり目等危ない場面があります。</p> <p>また、車を交わす場所が交差点近くにないので、停止線で車が待つと対向車がきたときに交わせません。</p> <p>少しの部分だけでもいいので、道幅を拡張していただけないでしょうか。子供のために、できるだけ安全に登下校できるよう整備いただけると助かります。</p>	<p>道路の拡幅については、都市計画法で定められている路線、交通安全上課題がある路線及び幅員4m未満の道路に接する住宅の建替えを行う際の狭あい道路整備等にて実施しております。当該路線につきましては、都市計画法で定められている路線ではないため、道路拡幅には土地所有者の協力が必須となります。そのため、市では道路拡幅が困難な路線については、既設道路の安全対策として啓発看板や路面表示の設置等の交通安全対策を実施しております。</p> <p>また、道路の拡幅を行いますと、車両・歩行者の通行空間が確保できる一方、道路幅員が広がり、通行しやすい道路と認識され、車両の走行速度や通り抜け車両が増加するといった課題が発生する可能性があることから慎重に検討を行う必要がございます。そのため、道路の安全対策に関するご要望につきましては、周辺地域のご意見を尊重し、地域意見をとりまとめている地域の自治会からお受けすることとしております。既設道路の安全対策を含め、一度、地域でご相談いただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、自治会等からいただきました要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますので、ご承知おきください。</p> <p>以上、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
309	令和6年1月	県道380号線と新幹線高架下が重なる道路	<p>県道380号線と新幹線高架下が重なるT字路に一時停止線、ミラーを付けてほしいです。</p> <p>通学路の緑が引いている場所ですが、車は一時停止もせず右左折をします。自転車の方や歩いている人と車がぶつかりそうになるところを何度も見かけています。</p> <p>また、県道718号線から、県道380号線へと向かう際にも、車は一時停止せず右左折をします。県道718号線と明姫幹線の間の道になるので、本当に危険です。対応をお願い致します。</p>	<p>現地確認の結果、当該交差点は見通しも良く県道江井ヶ島大久保停車場線(380号線)を通過する車両を目視で確認できるため、カーブミラーの設置は行いません。</p> <p>なお、当該交差点以外で今後もカーブミラーの設置を要望される場合は、周辺地域の意見を尊重し、地域意見を取りまとめている自治会等から要望を受け検討しているため、お手数ですが自治会長を通してご要望いただきますようお願いいたします。</p> <p>また、ご提案いただきました一時停止の交通規制については、明石警察署の管轄となりますので、兵庫県明石警察署の交通規制係(078-922-0110)にご相談いただければと存じます。</p> <p>以上、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
310	令和6年1月	西新町～大明石町まで繋がる自転車専用道路の標識設置について	以前より気になっておりましたが、「自転車専用道路」と表示されているにも関わらず歩行者が道を塞いでいたり、自転車が右側や中央を通行しており大変危険な道路になっています。市として対策いただきたいです。	この道路は、地域の皆様の参画による山電沿線まちづくり協議会を通じ、歩行者と自転車利用者が快適に通行できる道路にしてほしいといった声を踏まえ、平成30年4月に自転車歩行者専用道路に指定しております。また、橋梁の中央付近から明石川の右岸・左岸に向かって下り坂となっており、自転車の通行速度が上がる傾向にあることから、安全上の観点から路面表示や標識を設置し、それぞれの通行を分離していますが、法的に規制するものではないことから、引き続き安全に利用いただけるよう、通行方法について啓発等に努めてまいります。なお、自転車は道路交通法上、軽車両とされておりますので、通行の際は歩行者への配慮についてもお願いいたします。以上、ご理解ご協力を賜りますようお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
311	令和6年1月	マンションの開発について	再開発地域に15階建ての高層マンションが建てられると聞きましたが、初耳です。地域への影響、極めて甚大ですが、何故、情報提供がないのか、明石市政の進め方に疑問を感じています。業者は自分の利益追求、市政は何故住民のことを考えないのでしょうか。	質問者様のご自宅近くにおきまして15階建てマンションの建設計画があり、現在、明石市の関係部署と「明石市開発事業における手続及び基準等に関する条例(以下「条例」という。)」に基づく事前協議を行っております。この条例におきまして、近隣住民の方々へ計画内容を周知する目的で、計画地に「開発事業計画お知らせ板」を設置するよう規定しており、すでに設計者よりお知らせ板の設置報告を受けております。また、計画地から一定の範囲内にある土地及び建物の所有者や占有者等に対し、計画内容の説明を事業者が行うよう規定しています。質問者様が説明の対象者に含まれているか不明ですが、明石市としましては、これらの「お知らせ板の設置」及び「近隣説明の実施」により、近隣住民の方々に対する計画内容の周知を図っております。なお、今回ご意見をいただいた計画の詳細をお知りになりたい場合は、計画地に設置済みであるお知らせ板に記載された問い合わせ先(和田興産株式会社 担当(078-361-5100))までお問い合わせいただきたく存じます。何卒ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	住宅・建築室開発審査課/078-918-5087
312	令和6年1月	高齢者の負担軽減、歩行安全性の確保のお願い	高齢の家族が運転免許を返納したため、外出はバス、徒歩となり、その際に、不便を感じていること、できればご検討頂きたいです。 1) 普段利用するバス停に椅子を設置して欲しい。 理由は、買い物や帰りに小型バスに乗車しますが1時間に1本しかないため、待っているときに椅子があれば非常に助かります。 2) 階段の手すり設置 外出で公園緑地へつながる階段を利用することがありますが、非常に急な階段ですが「手すり」がありません。安全のためにつけたいのですが他所の土地です。 個人ではできないことばかりで、どうすれば改善できるのかなど、相談させていただければ助かります。	お問合せを頂きましたバス停へのベンチの設置につきましては、駅前広場など他の交通機関との乗継が発生する「交通結節点」を中心に整備しているところではございますが、その他の歩道上のバス停等については、歩道幅員の確保や歩行者の安全性確保の観点などから、市として積極的なベンチの設置は行っておりません。ご理解を賜りますようお願いいたします。都市整備室都市総務課  ご要望のあった階段については、大蔵谷1号緑地南側の階段ではないかと推測いたします。また、北側にも同様の階段があり、どちらも、比較的距離のある階段となっております。手すりの設置については、緑地の利用状況などを踏まえながら検討してまいります。今後も、市民の皆様が安全安心で快適に公園を利用いただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。都市整備室緑化公園課	都市整備室都市総務課 /078-918-5037  都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
313	令和6年1月	要望 自宅前の側溝の補修依頼	自宅前の側溝のフタ(グレーチング)が車の往来で傷み、時々外れるので都度、自身で直しています。 いつか大きな事故(自宅への影響含め)が起こるかもしれない考えるととても不安ですので、早いうちに見に来ていただけないでしょうか。	お問い合わせの件につきまして、現地を確認したところ、当該箇所は神戸市道の区域であると思われます。お手数ですが、神戸市 西建設事務所へご相談いただければと思います。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
314	令和6年1月	魚住町17号池ふれあい公園について	公園は2023年上期に開園していますが、外周歩道は入り口上部の橋が未開通の為に堤上を周遊出来なままです。入り口橋の開通目処を問い合わせたら「秋頃」との事でしたが、いまだに開通していません。以下について教えて下さい。 ①いつ頃に開通しますか。②着工時の計画通りの工期ですか。③当初予算内で竣工出来ますか。④予定外の場合は、その理由と対処方。	この度は橋梁工事の進捗状況及び堤体開通予定のアナウンスができておらず申し訳ございません。お問い合わせ内容に記載いただいております順に回答させていただきます。 ①「いつ頃に開通しますか」につきまして、橋梁架設工事は令和5年12月末に完了しておりましたが、堤体と橋梁部の取合いにおける転落防止柵工事等が残っており開通できておりませんでした。1月23日(火)に橋梁に公園名シールの設置作業が完了しましたので開通させていただきました。 ②「着工時の計画通りの工期ですか」につきまして、当初計画では公園のオープンに間に合うよう発注手続き等進めて参りましたが、世界的な鋼材不足から橋部材の製作納期に大幅な遅れを生じたため、やむを得ず工期延期を行うこととなりました。 ③「当初予算内で竣工できますか」につきまして、「17号池魚住みんな公園」の全体整備計画は5箇年計画でしたが、概ね計画通りの予算で公園整備を完了させることができました。 ④橋梁部分について上記の理由により延期する必要が生じたため、橋梁部分を除いて公園を供用開始することで対応いたしました。 現在、橋梁も開通しておりますのでご理解賜りますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
315	令和6年1月	東人丸町16と17の間の道路にはみ出している木について	長期間手入れされていない空き地から木が道にはみ出しており、枝が通行者の顔に当たる位置まで伸びてきており危険です。特に夜は枝が見えづらくなり、交通者の身の安全に重大な支障をきたすため、はみ出している部分を伐採していただきたいです。 また、該当の空き地は草木が無造作に生えており、夏場は毎年スズメバチが巣を作っているため、近隣の住宅に迷惑がかかっています。	お問合せを頂きました内容について、職員が現場確認を行いました。場所の特定が困難でありましたが、対象地付近から樹木がフェンスより越境している空き地がありましたので、帰庁後、所有者等へ連絡しております。翌日には、「樹木等の伐採を行いました」と所有者から連絡がありました。対象地が間違っている可能性もありますので、ご確認をお願いいたします。今後は、下記連絡先までご連絡いただきますようお願い申し上げます。  【連絡先:環境保全課 TEL:078-918-5030 執務時間:8時30分～17時00分】 E-mail:kankyo-hozen@city.akashi.lg.jp  また、隣家の樹木につきましては場所の特定ができませんでしたので、お声掛けすることが出来ておりません。道路側に樹木が伸び、通行上の危険がある場合は道路整備課が対応いたしますので、詳しい場所について担当課まで連絡をお願いいたします。  【連絡先:道路整備課 TEL:078-918-5034 執務時間:8時55分～17時40分】 E-mail:dousei@city.akashi.lg.jp	環境室環境保全課 /078-918-5030  市民相談室/078-918-5050
316	令和6年1月	信号機および横断歩道設置要望	管轄は警察であること、信号機を設置するには色々な条件があるのは存じていますが、私が居住している大久保町駅前2丁目、まるふじと言うお好み焼き屋がある変則の5叉路の交差点に、信号機をつけて頂きたいです。私は以前、この交差点で交通事故にあいました。この交差点で、良く高齢者や学生さんも横断されていますが、車がほとんど止まってくれず、立ち止まっておられる状況がみられます。全ての道路に信号機を設置することは難しいのですが、せめて歩行者用の信号機だけでも設置して頂けたらと思います。また、アパート側(丁田公園)の方には横断歩道がなく、乱横断されてる方が多数いますので、横断歩道の設置もお願いしたいです。スピードの出る危険な交差点ですので、是非よろしく願います。	「丁田公園北東の交差点」につきましては、これまでカーブミラーの設置や植栽帯撤去による見通しの改善及び啓発看板の設置といった安全対策を実施してきたところです。 ご要望いただいております信号機や横断歩道といった交通規制に係るもの設置権限は警察の管轄となります。 交通規制の実施は沿道にお住まいの住民に影響することから、自治会など地域の声として要望することが必要です。 交差点北西で新たな住宅建設が進んでいることを含め、今回いただいたご要望を市より明石警察署の交通規制係にお伝えさせていただきましたが、上記のとおり交通規制には地域の合意形成が必要不可欠であることから、一度自治会などにご相談いただき、意見を取りまとめたうえで警察に相談されるのがよいかと存じます。 以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
317	令和6年1月	ミラーの設置について	天文科学館前の道路に出る交差点に差し掛かる際、東西から来る車が結構なスピードを出して走っています。その場所の電柱には「生活道路につき通り抜けご遠慮ください」と書かれていますが、通り抜けに使用されるため、交差点でいつも渋滞しています。特に看護センター前の道路からその交差点に差し掛かる際、ミラーがなく、ヒヤヒヤしながらその交差点に入るため、ミラーを設置して欲しいです。早急な対応をお願いします。	カーブミラーに関するご要望につきましては、周辺地域の意見を尊重し、とりまとめている地域の自治会等からお受けすることとしておりますので、一度、地域でご相談頂きますようお願いいたします。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おきください。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
318	令和6年1月	里道の通行止め	太寺天王町から西区伊川谷に抜ける里道を、開発業者が明石市側、神戸市側を通行禁止として閉鎖しています。地域住民の生活道路を何の許可書、建設業の連絡先、期間を掲示せず封鎖することは違反にならないのですか。大半が神戸市の市道伊川谷里738号線みたいですか、警備員を配置し、夜間は点灯式の柵で工場箇所のみ安全対策するのが一般的だと思います。神戸市と調整し指導ねがいます。	ご指摘いただいた箇所は、現地確認をしましてところ神戸市との市境での工事であったため、この度のご相談内容につきましては神戸市西建設事務所、明石警察署を通して神戸西警察署に情報提供させていただきました。本日2月2日、神戸市西建設事務所から開発している工事会社には、神戸市西建設事務所と神戸西警察署から指導するとの回答をいただきましたのでご報告させていただきます。 また、開発している工事業者の対応が行き届いていない場合は、申し訳ございませんがご連絡いただきましたら、明石市から再度、神戸西建設事務所に対応依頼をさせていただきますのでよろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
319	令和6年1月	横断道設置について	藤江の甲池公園の西側、クロネコヤマト明石南町センターから東西に渡ろうとすると、大きな車が頻繁に通るので、横断歩道がなくとても危険です。先日も車がないのを確認してから渡ろうとした時、猛スピードで走ってきた車と接触しかけて驚いて転倒してしまいました。また、クロネコヤマト明石南町センターから東に渡り甲池公園の前を通過してマルハチ西明石店に行く東西の道には大型車が違法駐車しており、道路側に避けて通らなくてはなりません。横断歩道の設置を、どうかご検討よろしくお願いします。	横断歩道設置等の交通規制につきましては、兵庫県明石警察署の管轄になります。 この度いただいたご意見につきましては、兵庫県明石警察署へお伝えしますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。(個人情報はお伝えしません)	道路安全室道路総務課 /078-918-5031
320	令和6年1月	住居専用地域における飲食店の営業、用途について	昨年6月頃、パーベキューやドッグランなどを売りにした、軽食を提供、販売する店舗が営業を始めた。この地域は第一種低層住居専用地域であり、原則単独の飲食店は営業できないはずであるが、なぜ普通に営業されているのか。 前面道路へ路駐する客がいたり、店舗のライトが一晩中点けられていたり、さらにドッグランに集まった犬の鳴き声は非常にうるさく不衛生です。また、小中学校の通学路上にあることから、住宅街の景観や秩序が乱されており、閑静だった近隣は大変迷惑を被っております。	ご指摘いただいたとおり、第一種低層住居専用地域では、単独の飲食店はできません。一方で、飲食店部分の床面積が50㎡以下の兼用住宅は建てることのできるため、ご指摘いただいた店舗については、これまで現地を確認し、飲食店部分の床面積が50㎡以下であることを確認してきたところです。しかし、今後、違法な状態が判明した場合には、必要に応じて指導を行ってまいります。 パーベキューやドッグラン部分については、建築物が無いため、建築基準法により制限することができません。ご理解いただきますようお願いいたします。	住宅・建築室建築安全課/078-918-5046
321	令和6年2月	保育園周辺の交通安全について	子供の通園ルート、特に園の前の道は交通量が多く、かつスピードを出しやすい所となっています。交差点は横断歩道も信号もなく、危険に感じています。 子供も好奇心旺盛な年頃で、とっさに飛び出したりする事を思うと通園を不安に感じています。園の先生方も、前の道を車がスピードを出している事を不安に思っておられる様でした。何とか取締りを強化していただくとか、バンプを設けてスピードを落とさせるとか、何かしら対策を講じていただき、子供の安全を確保していただけないでしょうか。	「明石回生病院南東交差点」につきましては、地域・小学校から安全対策の要望を受け、令和3年度に市にて横断歩道前の歩行者たまり(歩行者が待機するスペース)の整備を行い、警察にて横断歩道の設置を行いました。また、交差点手前には、速度抑制を促す注意喚起のための啓発看板を設置しております。 速度抑制対策については、道路管理者が行う区画線やカラー舗装の設置といった対策と警察が行う通行規制等があります。 いずれの対策も、地域の合意形成が必要不可欠であることから、道路の安全対策に関するご要望については、地域意見をとりまとめている自治会からお受けすることとしています。一度、地域にご相談いただけますようお願いいたします。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おきください。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
322	令和6年2月	車道の安全性について	<p>明石市内を車で運転していますと、危険な道が多いと感じます。例えば、交通量に見合っていない道の細さや線の少なさ、死角の多さなどが挙げられます。このような道路状態で私が一番懸念しているのは、人身事故です。今のままの道路状態だと、いつ人身事故が発生してもおかしくありません。特に子どもの場合、左右を見ずに突然車道に飛び出すというようなことも多くあります。</p> <p>近年明石市は子育て世帯を中心に人口が増加しました。人口が増えるということは交通量も当然増えます。今の交通量に見合った道路整備をぜひともお願いしたいです。誰かの命が犠牲になってからでは遅いです。</p>	<p>市内の主要な交通を担う幹線道路網の整備につきましては、関係機関である国・県・市が連携しながら、交通量に応じ円滑に通行できるよう順次整備を進めているところです。</p> <p>現在事業中の路線につきましては、完成までの間、地域の皆様にご不便をおかけしますが、鋭意取り組んでおりますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。</p> <p>生活道路におきましても通過交通の抑制に努めるとともに、通行上危険な箇所へ交通安全施設の設置を進めており、特に通学路の安全対策については、市教育委員会や小学校が中心となり、PTA、市など道路管理者、警察、地域住民が連携して合同点検を実施、対策を検討するなど継続的に取り組んでいるところです。</p> <p>なお、具体的な箇所の道路改良などに関するご意見につきましては、周辺地域のご意向をとりまとめている各自治会等からお受けすることとしておりますので、まずは地域にてご相談頂きますようお願いいたします。以上、ご理解賜りますようお願いいたします。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
323	令和6年2月	東二見の歩道整備、交通取締りのお願い	<p>市道164号線は歩道が整備されておらず、歩行者は路側帯を通らざるを得ません。また、近隣には保育園もあるので歩道がありません。さらに、最近スーパーとホームセンターの開店で交通量が増えた上、常識を疑う様なスピードで走る車がありますが、警察の取り締まりも全くなく、常々危ないと感じています。</p> <p>なかなか難しいとは思いますが、歩道の整備をご検討頂けないでしょうか。また、警察にも協力して頂き、取締りを強化して頂けないでしょうか。</p>	<p>歩道整備につきましては、都市計画法で定められている路線や交通安全上課題がある路線等に実施しております。</p> <p>当該路線につきましては、都市計画法で定められている路線ではないため、歩道整備には土地所有者の協力が必須となります。</p> <p>そのため、歩道確保が困難な路線については、既設道路の安全対策として、道路管理者が行う啓発看板や路面表示の設置等と警察が行う通行規制がございます。</p> <p>いずれの対策も、地域の合意形成が必要不可欠であることから、道路の安全対策に関するご要望については、地域意見をとりまとめている自治会からお受けすることとしています。警察による交通取締りも含めて、一度、地域にご相談いただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おきください。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
324	令和6年2月	ステッカーの不具合について(街路灯)	<p>街路灯のステッカーが剥がれかけているのを発見いたしました。当方が目視で確認した際、左下の四隅しか接着していない状態で、落下しそうなので貼り直していただけないでしょうか。ご対応の程よろしくお願いいたします。</p>	<p>2月19日に業者に当該街路灯のステッカー貼替を指示しましたので、1週間程度で対応が完了する予定です。</p> <p>街路灯につきまして、色々お気づき頂きいつも大変助かっております。今後ともご協力をいただけますようお願い申し上げます。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
325	令和6年2月	街路灯の不具合について(※つきっぱなし)	<p>明石市管理の街路灯で不具合を発見いたしました。番号が一部消えてしまい判別が不可能でした。街路灯が昼間の明るい時間帯にもつきっぱなしでしたので、修理していただけないでしょうか。もし街路灯が特定できましたら、ステッカーも貼り替えていただけないでしょうか。よろしくお願いいたします。</p>	<p>詳細をご連絡頂きましたおかげで、街路灯(7057-154)を特定できました。2月19日に業者に対応を指示しましたので、1週間程度で対応が完了する予定です。</p> <p>ただし、周囲の明るさにより街路灯をオン/オフさせる自動点滅器(関西電力の所掌)が故障している可能性があり、その際は関西電力にて自動点滅器の交換を実施致しますので、もう少しお日にちが掛かります。</p> <p>街路灯につきまして、色々お気づき頂き、いつも大変助かっております。今後ともご協力をいただけますようお願い申し上げます。</p>	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
326	令和6年2月	喰ヶ池ユスリカ発生について	池の周辺には新しい住宅地があり、子育て家族が多くいます。今からの時期、ユスリカが大量発生し、喘息やアレルギーを発病する恐れがあるとありました。水を抜いたり、薬剤をまいてのユスリカ対策や、水質の改善等をお願いできないでしょうか。子供たちが安心して公園や外で遊べる環境づくりをお願いします。他のため池で対策をされているのであれば、喰ヶ池でも同様にしてほしいです。	喰ヶ池は、地元の大窪村財産区が所有しており、農業者である水利組合が管理する農業用のため池です。 ご相談いただきましたとおり、喰ヶ池周辺ではユスリカが大量に発生し、玄関の出入り時に侵入してきて家の中を飛び回ったり、外で洗濯物を干すこともできなかったり、近所の方が大変ご苦労されている状況を過去に確認しています。特に3月～5月の暖かくなる時期には、明石市内全域のため池や水路、水田その周辺などにおいて、ユスリカが発生することが多くあります。水利組合に確認したところ、喰ヶ池は池の水を貯めるための水源が乏しく、稲作を行わない冬期の間も池の水位を下げるができないこと、池の水は主に稲作に利用するものであり、薬剤の使用はできないと回答を得ています。 なお、市内のため池においては、ユスリカの幼虫を減らすため、財産区や水利組合でフナやモロコなどの放流を過去に行った事例はありますが、残念ながら効果はありませんでした。 ユスリカの発生が市内の広い範囲にわたること、一時的に駆除してもすぐに新たに発生することなどから、特定の場所のユスリカの駆除は市では行っていません。水辺環境におけるユスリカ等の発生を抑制する効果的な方法につきましては、他都市でも大変苦慮していると聞いています。農作物を始め自然環境や生態系への影響を考慮した場合、抜本的なユスリカ対策はないのが現状です。 今後とも、積極的に情報収集を行い、解決策について検討したいと考えています。何卒、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いたします。  明石市役所 産業振興室 農水産課(TEL:078-918-5017) 財務室 管財担当(TEL:078-918-5008)	産業振興室農水産課 /078-918-5017
327	令和6年3月	道路の見通しについて	大蔵谷駅の高架下に向かう途中の交差点で、危うく衝突しそうになりました。あの辺りは車が多く、慣れている人が使う道なので、スピードを出す車が多いです。大蔵谷駅の高架下を通り、朝霧方面へ向かう道路の各交差点は、どの道からも車がよく出ます。見通しが悪いのでミラーを増やしたり、既存のミラーも見えにくくなっているので改善してほしいです。	カーブミラーに関するご要望につきましては、周辺地域の意見を尊重し、とりまどめている地域の自治会等からお受けすることとしておりますので、一度、地域でご相談頂きますようお願いいたします。 なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おください。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
328	令和6年3月	朝霧歩道橋 エレベーター全撤去更新要望	朝霧歩道橋のエレベーターを油圧式からロープ式へ更新してください。現状の油圧式ですと大きな地震が発生すると、エレベーター構造物の損傷を引き起こす場合があります。建物の運営再開を遅らせる原因となります。また油圧で持ち上げるのは大変で、「動きが遅い」「電気代がかかる」「乗り降りのときに、しばしば段差がある」「乗り心地がよくない」と感じている方がいるからです。	ご連絡いただきました朝霧歩道橋エレベーターにつきましては、更新工事が行われ、すでにロープ式に更新されています。ご理解をお願いいたします。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
329	令和6年3月	道路の件	下記の道路の件が気になりますのでお尋ねします。 二見町西二見A番地東側の道路が下がっております。 二見町西二見B番地南側の道路、溝が下がり個々のお宅の石積みの上にCB兵がありますが、目地にクラックがあり隙間があります。 二見町東二見C番地の北側新幹線ガード下にマットレスをスキマにしたようなものが、私に気が付いてから2か月前くらいからありますがこれはごみでしょうか。	通報いただいた内容につきましては、現地を確認いたしました。 ①「二見町西二見A番地東側の道路が下がっております。」 →道路の舗装に段差を確認しました。部分的な舗装の打替えを検討いたします。 ②「西二見町西二見B番地南側の道路、溝が下がり個々のお宅の石積みの上にCB兵がありますが目地にクラックがあり隙間があります。」 →側溝や道路に大きな損傷は見られないため、石積みのクラックの原因は不明です。念のため側溝の下部に空洞がないか試掘を検討しています。また、側溝の勾配が悪いため、勾配調整も検討いたします。 ③「二見町東二見C番地の北側新幹線ガード下にマットレスをスキマにしたようなものが、私に気が付いてから2か月前くらいからありますがこれはごみでしょうか。」 →新幹線の高架下は西日本旅客鉄道株式会社が管理しています。市から問い合わせの件を情報提供させていただきます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
330	令和6年3月	公園の水はけ	先日、藤が丘1丁目の4号公園に新規の遊具設置工事が行われました。その後公園のグラウンドの水はけが物凄く悪くなり、雨の日以降、数日間は子ども達が遊べない状況です。工事で土を掘って戻さないため、真ん中に池ができてしまう状態ですので、早急に改善してください。	ご指摘のとおり、当該公園は遊具の設置工事の検査が令和6年3月1日に完了し、その後、遊具が使用できる状態となっています。「公園のグラウンドの水はけが物凄く悪くなり雨の日以降、数日間は子ども達が遊べない状況です。」については、3月7日に現場を確認し、大きな水たまりが出来ている状況を確認しました。「工事で土を掘って戻さないため、真ん中に池が出来てしまう状態です。」につきましては、今回の遊具設置工事で掘った場所と水が溜まっている場所は異なっており、水たまりができる原因は今まで遊具があった方向に水が流れていたのが、遊具設置をしたことで、水が流れなくなったのではないかと考えられます。よって、工事施工業者による補修ではなく、緑化公園課の維持管理部門で水がたまる場所に真砂土を入れる等の対策を検討、実施したいと思いません。大変ご迷惑をおかけしますがご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
331	令和6年3月	魚住みんな公園前の道路、魚住小学校前道路について	みんな公園前の国道2号線にガードレールをつけていただきたいです。歩道も狭く、スピードを出す人も多いので、心配で子供だけでは遊びに行かせたくないという意見も聞きます。国道道等、管轄外で市が動けないなら、管理者に掛け合って安全な街にしていきたいです。また、公園内で、ガラスあり！危険！という場所をここ1ヶ月ぐらい見受けられます。なぜ、すぐに撤去の作業してくれていないのですか。小さい子供は文字読めず、勝手に規制線の中に入ろうとしてしまいます。魚住小学校の前の道路も同様に、通学路ならばもっとしっかりガードレールをしてほしいです。狭い道路にも関わらず、スピードを出す人、一旦停止を無視して発進していく車をよく見かけます。大きな事故が起きる前に、しっかり安全な道路にして欲しいです。	通学路の安全対策については多くの要望を受けているため、地域・学校・警察・道路管理者で情報共有を図り、危険性の高いものから対策を行っております。具体的な要望については、周辺地域の意見を尊重し、地域意見を取りまとめている地域の自治会等からお受けすることとしておりますので、一度、地域でご相談頂きますようお願いいたします。なお、自治会等から頂きましたご要望につきましては、道路現状の判断などからご要望に沿うことができない場合もありますのでご承知おきください。以上、ご理解賜りますようお願い申し上げます。 道路安全室道路整備課  17号池魚住みんな公園のメインの入口が国道2号に面した場所にあるため、来園者が幅の狭いガードレールのない歩道を通行しないといけない状況になっています。今後、歩道の改善について、道路管理者である兵庫県と協議してまいりたいと思います。「みんな公園の中で、ガラスあり！」の危険表示につきましては、みんな広場の芝生部分ガラスピンが割られ放置するという悪質な事件がありました。本市としましては利用者が安全に遊べるよう、できるだけ小さな破片も撤去するという事で「立入り禁止」とさせて頂いておりました。この度は開放するまで日数がかかってしまったことで、ご不便をおかけした事についてお詫び申し上げます。何卒ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。 都市整備室緑化公園課	道路安全室道路整備課 /078-918-5034  都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
332	令和6年3月	公園の件	新幹線東二見公園の西側のフェンスの基礎が浮き、柱とネットが外れており倒れたら危険です。市が管理して居るかどうかは不明ですが点検をお願いします。	ご指摘にあります。新幹線東二見公園の西側のフェンスは明石市緑化公園課が管理しており、点検したところ、不具合を確認しましたので、直ちに安全対策を実施しました。さらに、フェンス基礎の据え直し及び金具の取替等の修繕作業を3月28日に実施いたします。今後も、市民の皆様へ安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
333	令和6年3月	池の害虫大量発生について	家の近くに市が管理していると思われる池があるのですが、そこからユスリカが大量発生しており、家の外壁やベランダ、家の中にまで入ってきて、大変困っております。壁にびっしり虫がついている状況です。池から虫が大量にわかないようご対応をお願いします。	<p>ご連絡をいただき、現地を確認しました。市内では、例年、暖かくなる3月～5月頃にかけて、ため池、水路などの周辺でユスリカが発生し、周辺住民の方から苦情をお受けすることがあります。ユスリカの成虫が大量に飛び回る状況は、周辺住民の方が日常生活を送るうえで、大変不快なものであると認識しています。</p> <p>ご意見のあった山川下池は、農業用水を確保するために水を貯え取水ができるよう人工的に造成されたもので、市ではなく西岡村財産区が所有し、地域の農業者である山川水利組合が日常管理を行っています。</p> <p>明石市には、100か所を超える農業用ため池があり、山川下池のような市街地にあるため池では、新しく近くにお住まいになられた方から同様のご意見、ご要望をいただくことがあります。しかし、ため池でのユスリカ対策について、利水により池の水を抜くことができないこと、農作物への影響を考慮して薬剤による駆除ができないこと、ユスリカの発生源が池の中の広範囲に及ぶこと、一時的に駆除できたとしても新たに発生することなどから、ため池管理者や市ではユスリカの駆除を行っていません。</p> <p>水辺周辺でユスリカの発生を抑制する効果的な方法については、他都市でも大変苦慮していると聞いています。農作物を始め自然環境や生態系への影響を考慮した場合、ため池での抜本的なユスリカ対策はないのが現状です。</p> <p>市では、引き続き、ため池管理者である水利組合及び財産区と共に、積極的に情報収集を行い、解決策の検討に取り組んでいきますので、何卒、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号 明石市役所 産業振興室 農業振興課 (TEL:078-918-5017) 財務室 管財担当 (TEL:078-918-5008)</p>	産業振興室農水産課 /078-918-5017
334	令和6年3月	朝霧2丁目公園でのボール使用について	朝霧2丁目公園において、小学生がボールでサッカーを頻繁にしています。乳幼児がいても関係ない状況で、大人であっても乳幼児であってもボールを当てられたりしています。また、周辺の民家のフェンスや車にも平気でぶつけている状況ですので、いつかトラブルになるような気がします。当該公園でのボール遊びを禁止にしていただけいいでしょうか。	<p>公園利用について、条例において、他人に迷惑をかける行為又は危害を及ぼすおそれのある行為は禁止されています。</p> <p>お問い合わせのありました朝霧2丁目公園について、現地確認したところ、ボール遊びに関する看板が小さく目立たないため、より効果的な看板を設置するとともに、人丸小学校及び朝霧小学校の生徒に対して、適正なボール遊びに向けた注意喚起を行うよう依頼しました。</p> <p>今後も、市民の皆様にご安全安心で快適に公園を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。</p>	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039

No.	公表月	件名	意見の要旨	回答(市の考え方)	担当課
335	令和6年3月	公園利用について	先日魚住17号池みんなの公園を利用した時のことです。遊具エリアでバッティング練習をしている親子がおり、ボールが子供の顔に当たり怪我しました。ボール遊びを公園ですることはいいとは思いますが、遊具エリアでボール遊びをしないことや、ボール遊びエリアを作ったり、また遊具の近くでのボール遊びは危険ということを周知するなどの対策を講じてもらわないと、大怪我に繋がると思います。立て看板は必須かと思います。	この度は本市が管理する公園で、不快な思いをしたという事で、お詫び申し上げます。 ボール遊びについて、ボール遊びが全て危険なのではなく、誰が、どのような状況下で、どんな遊び方をしているか等によって危険な遊びというのは変わってくると考えております。ボール遊びが全て禁止というわけではないので、現在17号池魚住みんな公園内につきましては、「他の公園利用者に迷惑をかける行為等は禁止です」という掲示を数箇所行っているところです。また、ボール遊びエリアを作るという意見につきましては、グラウンドが予約により使用されている際は、使用できない状況になりますが、17号池魚住みんな公園では一般開放日というグラウンドを自由に使用できる日を設けております。 したがって対応といたしましては、管理人の巡回頻度を増やし、危険な遊び方等は注意するよう徹底するようにいたします。 今後も、市民の皆様にご安全安心で快適にご利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解ご協力いただきますようお願い申し上げます。	都市整備室緑化公園課 /078-918-5039
336	令和6年3月	大蔵海岸公園は自転車禁止してほしいです	よく1歳児と犬を連れて大蔵海岸公園を散歩するのですが、猛スピードで走る自転車がなくて怖い思いをしたことが何度もあります。公園は小さい子供や高齢者、ペットの散歩をする人なども多くいます。自転車が猛スピードで突っ込んでくると避けられません。公園内は自転車での走行を禁止していただけませんか。	大蔵海岸公園につきましては、自転車の通行は禁止してはおりませんが、一部の利用者による自転車運転マナーが守られていないことは本市も認識しております。 公園内におきまして、危険行為や不適切な利用を見かけた場合は、巡回警備員により指導等を行っているほか、警察と連携し安全・安心な公園づくりに努めているところです。 本市としましては、自転車運転マナーの向上はもとより、みなさまがお互いに気持ちよく公園を利用して頂けるよう、引き続き適切な管理運営に努めてまいりますので、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。	道路安全室海岸・治水課 /078-918-5042
337	令和6年3月	道路縁石崩れに伴う修理依頼	中朝霧丘の道路に縁石の崩れがあり、つまつき転倒の恐れあるので修理をお願いしたく存じます。	現地確認の結果、道路側溝の縁石を補修します。補修まで少しお時間頂きますが、ご理解ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。	道路安全室道路整備課 /078-918-5034
338	令和6年3月	住居専用地域における飲食店の営業、用途について	第一種低層住居専用地域に飲食店が開業したが、この地域は原則単独の飲食店は営業できないはずなのに、なぜ普通に営業されているのか。ドッグランに集まった犬の鳴き声は非常にうるさく不衛生です。また、前面道路へ路駐する客がいたり、店舗のライトが一晩中点けられていたり、更には、小中学校の通学路上にあることから、住宅街の景観や秩序が乱されており、閑静だった近隣は大変迷惑を被っております。	ご指摘いただいたとおり、第一種低層住居専用地域では、単独の飲食店ではできません。一方で、飲食店部分の床面積が50㎡以下の兼用住宅は建てることのできるため、ご指摘いただいた店舗については、これまで現地を確認し、飲食店部分の床面積が50㎡以下であることを確認してきたところです。しかし、今後、違法な状態が判明した場合には、必要に応じて指導を行ってまいります。 バーベキューやドッグラン部分については、建築物が無いため、建築基準法により制限することができません。ご理解いただきますようよろしくお願い申し上げます。	住宅・建築室建築安全課 /078-918-5046